

教育職員免許状取得の手引

2025年3月

栃木県教育委員会

凡

例

本書で引用する法令については、次の略称を用いた。

免 許 法	教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）
昭 2 9 改 附	教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和 2 9 年法律第 1 5 8 号）附則
昭 3 6 改 附	教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和 3 6 年法律第 1 2 2 号）附則
昭 6 3 改 附	教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和 6 3 年法律第 1 0 6 号）附則
平 元 改 附	教育職員免許法の一部を改正する法律（平成元年法律第 8 9 号）附則
平 1 0 改 附	教育職員免許法の一部を改正する法律（平成 1 0 年法律第 9 8 号）附則
平 1 2 改 附	教育職員免許法の一部を改正する法律（平成 1 2 年法律第 2 9 号）附則
平 1 4 改 附	教育職員免許法の一部を改正する法律（平成 1 4 年法律第 5 5 号）附則
平 1 8 改 附	学校教育法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 0 号）附則
平 2 4 改 附	教育職員免許法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 7 号）附則
平 2 8 改 附	教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 8 7 号）附則
施 行 規 則	教育職員免許法施行規則（昭和 2 9 年文部省令第 2 6 号）
施 行 法	教育職員免許法施行法（昭和 2 4 年法律第 1 4 8 号）
旧 施 行 法	教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和 2 9 年法律第 1 5 9 号）による改正前の教育職員免許法施行法
県 規 則	栃木県教育職員免許状に関する規則

なお、「第 1 編 教育職員の免許制度 第 4 章 免許状の経過措置」において、経過措置を記した文中に、旧法又は旧施行規則とあるのは、改正前の教育職員免許法又は教育職員免許法施行規則を、新法とあるのは、改正後の教育職員免許法を指すものである。

目 次

ページ

第1編 教育職員の免許制度

第1章 教育職員免許法の概要	2
第2章 単位修得の方法及び時期	10
第3章 栃木県教育職員免許状の授与に係る単位修得基準	11
第4章 免許法の経過措置	14
第5章 介護等の体験	23

第2編 教育職員免許状の取得方法

第1章 幼稚園教諭の免許状	25
第1節 大学における養成により幼稚園教諭の免許状の授与を受ける方法	25
第2節 教育職員検定により上級の幼稚園教諭の免許状の授与を受ける方法	28
第3節 教育職員検定により隣接する学校種として幼稚園教諭の免許状の授与を受ける方法	30
第4節 保育士資格保有者への幼稚園教諭免許状の特例により幼稚園教諭の免許状の授与を受ける方法	32
第2章 小学校教諭の免許状	34
第1節 大学における養成により小学校教諭の免許状の授与を受ける方法	34
第2節 教育職員検定により上級の小学校教諭の免許状の授与を受ける方法	37
第3節 教育職員検定により隣接する学校種として小学校教諭の免許状の授与を受ける方法	39
第3章 中学校教諭の免許状	42
第1節 大学における養成により中学校教諭の免許状の授与を受ける方法	42
第2節 教育職員検定により上級の中学校教諭の免許状の授与を受ける方法	47
第3節 教育職員検定により他の教科の中学校教諭の免許状の授与を受ける方法	49
第4節 教育職員検定により職業実習の中学校教諭の免許状の授与を受ける方法	51
第5節 教育職員検定により隣接する学校種として中学校教諭の免許状の授与を受ける方法	53
第4章 高等学校教諭の免許状	58
第1節 大学における養成により高等学校教諭の免許状の授与を受ける方法	58
第2節 教育職員検定により上級の高等学校教諭の免許状の授与を受ける方法	62
第3節 教育職員検定により他の教科の高等学校教諭の免許状の授与を受ける方法	64
第4節 教育職員検定により実習の高等学校教諭の免許状の授与を受ける方法	66
第5節 教育職員検定により隣接する学校種として高等学校教諭の免許状の授与を受ける方法	68
第5章 特別支援学校教諭の免許状	71
第1節 大学における養成により特別支援学校教諭の免許状の授与を受ける方法	71

第2節	大学における養成により特別支援学校教諭免許状に新教育領域の追加の定めを受ける方法	74
第3節	教育職員検定により上級の特別支援学校教諭の免許状の授与を受ける方法	76
第4節	教育職員検定により特別支援学校教諭の免許状の新教育領域の追加の定めを受ける方法	78
第5節	特別支援学校の自立教科等の教諭の免許状の授与を受ける方法	80
第6節	教育職員検定により上級の特別支援学校の自立教科の教諭の免許状の授与を受ける方法	82
第6章	養護教諭の免許状	83
第1節	大学における養成により養護教諭の免許状の授与を受ける方法	83
第2節	教育職員検定により上級の養護教諭の免許状の授与を受ける方法	85
第7章	栄養教諭の免許状	87
第1節	大学における養成により栄養教諭の免許状の授与を受ける方法	87
第2節	教育職員検定により上級の栄養教諭の免許状の授与を受ける方法	89
第3節	学校給食栄養管理者が教育職員検定により栄養教諭の免許状の授与を受ける方法	91
第8章	臨時免許状	93
第9章	特別免許状	95
第10章	教員資格認定試験	96
第11章	教育職員免許法施行法による免許状の交付及び授与	97
第1節	第1条（旧令による教員免許状を有する者についての特例）	97
第2節	第2条（従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授与）	97
第3編 申請の手続		
第1章	栃木県教育職員免許状申請要領	99
第2章	保育士資格所有者への幼稚園教諭免許状の特例に係る申請要領	106
第3章	栃木県教育職員免許状の授与申請における提出書類の省略に係る要領（再授与等）	109
第4章	様式集	114
第5章	指定大学（教員養成フラッグシップ大学）	135
付録①	教育職員免許状事務主管課一覧（近県）	136
付録②	栃木県免許法認定講習の「特別支援教育に関する科目」読替え表	137
付録③	平成10年免許法改正に係る新旧読み替え表	138
付録④	平成29年免許法施行規則改正に係る新旧読み替え表	139
付録⑤	令和3年免許法施行規則改正に係る新旧読み替え表	140

第 1 編

教育職員の免許制度

第1章 教育職員免許法の概要

1 目的

免許法は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的としています。（免許法第1条）

内容的には、免許状に関する基本的事項を定めており、その他の施行に関し必要なことは、免許法施行令及び同施行規則、教育職員免許法施行法及び同施行規則で定めています。

また、申請に関する具体的な手続等は、県規則で定めています。（免許法第20条）

2 用語の意味

(1) 教育職員

「教育職員」とは、学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）（これらを以下「学校」という。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいいます。（免許法第2条第1項）

(2) 所轄庁

免許法という「所轄庁」とは、その教員の勤務する学校に応じて、次のとおり定めています。

（免許法第2条第3項）

- ・大学附置の国立学校又は公立学校の教員……………当該大学の学長
- ・大学附置の学校以外の公立学校……………当該学校を所管する教育委員会
（例 市町立小中学校の教員）……………（各市町教育委員会）
（例 県立高等学校の教員）……………（県教育委員会）
- ・大学附置の学校以外の公立学校
（幼保連携型認定こども園に限る。）……………当該学校を所管する地方公共団体の長
- ・私立学校の教員……………都道府県知事

(3) 実務証明責任者

免許法という「実務証明責任者」とは、その教員の勤務する学校に応じて次のとおり定められています。（免許法第7条第2項、免許法附則第5項の表備考第1号、別表第3備考第2号）

- ・国立学校又は公立の学校の教員……………所轄庁
- ・私立学校の教員……………当該学校を設置する学校法人又は社会福祉法人の理事長

(4) 授与権者

「授与権者」とは、免許法により免許状の授与その他に関する権限を与えられた機関であり、都道府県教育委員会をいいます。（免許法第5条第6項）

(5) 免許管理者

「免許管理者」とは、免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあっては、その者の勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合にあってはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいいます。（免許法第2条第2項）

3 教育職員と免許

(1) 「教育職員は、各相当の免許状を有する者でなければならない。」と定められています。

(免許法第3条第1項)

「各相当の免許状」とは、教育職員の各種別（教諭、助教諭等）、学校種及び教科にそれぞれ相当する免許状のことをいいます。

ただし、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭の免許状については、学校種別はありません。

(2) 相当免許主義の特例

ア 特別非常勤講師

次の(ア)～(オ)に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、雇用又は任命しようとする者が予め授与権者に届け出ることによって、次の①～⑩の各学校において、各学校種別の教員の相当免許状を有しない者を充てることができます。（免許法第3条の2、施行規則第65条の8）

(ア) 各教科の領域の一部に係る事項（①～⑩）

(イ) 外国語活動の一部（①、③、⑧）

(ウ) 道徳の一部（①～④、⑥、⑧～⑩）

(エ) 総合的な学習の時間の一部（①～⑩）

(オ) クラブ活動（①、③、⑧、⑨）

①小学校

⑥中等教育学校（前期課程）

②中学校

⑦中等教育学校（後期課程）

③義務教育学校（前期課程）

⑧特別支援学校（小学部）

④義務教育学校（後期課程）

⑨特別支援学校（中学部）

⑤高等学校

⑩特別支援学校（高等部）

イ 免許外教科教授担任

授与権者は、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭の申請により、1年以内の期間に限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭が当該教科の教授を担当することを許可することができます。この場合において、許可を得た主幹教諭、指導教諭又は教諭は、その許可に係る教科の教授を担当することができます。（免許法附則第2項）

ウ 小学校の専科教員

中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科、外国語活動（教科が外国語の場合）、総合的な学習の時間（その教科に関連する事項に限る。）、道徳、特別活動及び宗教（私立学校に限る。）の教授又は実習を担当する小学校若しくは義務教育学校の前期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師（特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師を含む。）となることができます。

ただし、特別支援学校の小学部において上記の専科教員となる場合は、特別支援学校の免許状を有する者でなければなりません。（免許法第16条の5第1項、施行規則第66条の3）

エ 中学校の専科教員

工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船又は看護実習、情報実習、農

業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習の教科又はこの章の4(2)イの＊印(6ページ参照)で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状を有する者は、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科と総合的な学習の時間(その教科に関連する事項に限る。)の教授又は実習を担当する中学校、義務教育学校の後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部的主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師を含む。)となることができます。

ただし、特別支援学校の中学部において上記の専科教員となる場合は、特別支援学校の免許状を有する者でなければなりません。(免許法第16条の5第2項、施行規則第66条の3第2項)

オ 特別支援学校の教員

特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の免許状を有していなければなりません。(免許法第3条第3項)

ただし、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状(普通免許状又は特別免許状)を有する者は、当分の間、上記にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師となることができます。

(免許法附則第15項)

また、専ら知的障害者に対して教授(実習)を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師は、特別支援学校の教諭の普通免許状のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの教諭の普通免許状を有していればよいことになっています。(免許法第17条の3)

例1) 高等学校教諭一種免許状のみ有する者の例

- A 特別支援学校(病弱者)の小学部に勤務する場合、小臨免+特支(病弱者)臨免が必要。
- B 特別支援学校(知的障害者)の小学部に勤務する場合、小臨免+特支(知的障害者)臨免が必要。
- C 特別支援学校(病弱者)の高等部に勤務する場合、臨免は不要。

例2) 高等学校教諭一種免許状と特別支援学校教諭(知・肢・病3領域)二種免許状を有する者の例

- A 特別支援学校(病弱者)の小学部に勤務する場合、小臨免が必要。
- B 特別支援学校(知的障害者)の小学部に勤務する場合、臨免は不要。

4 免許状の種類及び効力

(1) 免許状の種類及び効力

教諭の免許状として普通免許状及び特別免許状、助教諭の免許状として臨時免許状の3種類があります。(免許法第4条第1項)

ア 普通免許状

普通免許状は、専修、一種、二種(高等学校教諭の免許状にあっては、専修、一種)に区分され、全ての都道府県において有効期間の満了日又は更新講習修了確認期限まで効力を有します。

(免許法第4条第2項、同第9条第1項ほか)

- (ア) 幼稚園教諭(専修・一種・二種)免許状
- (イ) 小学校教諭(専修・一種・二種)免許状
- (ウ) 中学校教諭(専修・一種・二種)免許状
- (エ) 高等学校教諭(専修・一種)免許状 (注)教科の領域の一部に係る事項の免許状は一種のみ
- (オ) 養護教諭(専修・一種・二種)免許状
- (カ) 栄養教諭(専修・一種・二種)免許状

- (キ) 特別支援学校教諭（専修・一種・二種）免許状
- (ク) 特別支援学校自立教科教諭（一種・二種）免許状
- (ケ) 特別支援学校自立活動教諭一種免許状

（（ク）、（ケ）免許法第17条、施行規則第63条、同第63条の2）

イ 特別免許状

社会において専門的な知識経験・技能等を身に付けた社会人を学校現場に教諭として招致することを目的としたものです。

特別免許状は、雇用又は任命しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づき、授与権者が教育職員検定を実施し、学識経験者等の意見を聴取した上で合格した者に授与されます。

なお、特別免許状は、授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有します。

推薦を行う際は、推薦書の添付が必要となります。

推薦書に記入する内容については、「第3編 申請の手続 栃木県教育職員免許状申請要領 第3 16 推薦書」（103ページ）を参照してください。（免許法第9条第2項ほか）

その他詳細については、「第2編 教育職員免許状の取得方法 第9章 特別免許状」（95ページ）を参照してください。

- (ア) 小学校教諭特別免許状（※）
- (イ) 中学校教諭特別免許状
- (ウ) 高等学校教諭特別免許状
- (エ) 特別支援学校自立教科教諭特別免許状
- (オ) 特別支援学校自立活動教諭特別免許状

※ 小学校の普通免許状は、全教科を担当することができますが、小学校の特別免許状は、当該教科のみを担当することができます。なお、幼稚園教諭の特別免許状はありません。

（免許法第4条第3項、第6項、施行規則第65条の5）

ウ 臨時免許状

普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、授与権者が行う教育職員検定に合格したものに授与されます。（免許法第5条第5項）

授与したときから3年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有します。（免許法第9条第3項）

詳しくは、「第2編 教育職員免許状の取得方法 第8章 臨時免許状」（93ページ）を参照してください。

- (ア) 幼稚園助教諭臨時免許状
- (イ) 小学校助教諭臨時免許状
- (ウ) 中学校助教諭臨時免許状
- (エ) 高等学校助教諭臨時免許状
- (オ) 養護助教諭臨時免許状
- (カ) 特別支援学校助教諭臨時免許状
- (キ) 特別支援学校自立教科助教諭臨時免許状

（免許法第4条第4項、施行規則第63条第3項）

(2) 免許状の教科

次に掲げる各教科（※教科の領域の一部に係る事項）について授与されます。

ア 中学校 （免許法第4条第5項）

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語、その他）、宗教（国立学校又は公立の学校を除く。）

イ 高等学校 (免許法第4条第5項、同第16条の4第1項、施行規則第61条の14)

国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語、その他)、宗教(国立学校又は公立の学校を除く。)、*柔道、*剣道、*情報技術、*建築、*インテリア、*デザイン、*情報処理、*計算実務 (※は一種免許状のみ 免許法第16条の4第2項)

ウ 特別支援学校の自立教科等

(7) 視覚障害者並びに聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における自立教科 (施行規則第63条第4項)

視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の自立教科・・・理療、理学療法、音楽
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の自立教科・・・理容、特殊技芸(美術、
工芸、被服)

(イ) 特別支援学校の自立活動 (施行規則第63条の2第3項)

自立活動(視覚障害教育) 自立活動(肢体不自由教育)

自立活動(聴覚障害教育) 自立活動(言語障害教育)

5 一種免許状取得の努力義務

教育職員で、その有する相当の免許状が二種免許状であるものは、相当の一種免許状取得の努力義務が課されています。 (免許法第9条の2)

なお、二種免許状所有教員の自発的な研修意欲を喚起するために、法令に基づき採用12年経過後の措置(小学校及び中学校の教員が対象)が講じられます。 (免許法別表第3備考第8号、第9号)

6 免許状の授与

(1) 大学等における養成による授与

文部科学大臣が免許状授与の所要資格を得るために適当であると認定した課程において、所定の単位を修得した者に授与されます。 (免許法別表第1、第2、第2の2)

(2) 教育職員検定による授与

基礎免許状又は基礎資格を有する者が、上級免許状、他教科、隣接校種及び特別支援学校等の免許状を取得する場合に、学力、実務(他教科免許状取得の場合は不要)、人物及び身体について、授与権者が実施する教育職員検定に合格した者に免許状が授与されます。

(免許法別表第3、第4、第5、第6、第6の2、第7、第8、免許法附則第9項、第17項、第18項、施行規則第64条)

外国の教員免許状を有する者又は外国の学校を卒業(修了)した者について、免許法の規定に準じ、教育職員検定により相当の免許状を授与することができます。 (免許法第18条)

第1級総合無線通信士又は第1級陸上無線技術士の有資格者が、教育職員検定により免許状の授与を受けることができます。 (施行法第2条の表中20の2)

特別免許状、臨時免許状も教育職員検定により授与されます。 (免許法第5条第2項、第5項)

(3) 教員資格認定試験合格による授与

文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行う教員資格認定試験に合格し、免許状の授与を受ける方法もあります。 (免許法第16条)

教員資格認定試験には、幼稚園教員資格認定試験、小学校教員資格認定試験、高等学校教員資格認定試

験、特別支援学校教員資格認定試験の４種類があります。

(施行規則第６１条の２)

詳しくは、「第２編 教育職員免許状の取得方法 第１０章 教員資格認定試験」(９６ページ)を参照してください。

7 新教育領域の追加

特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者は、その授与を受けた後、教育職員検定により、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域(＝新教育領域)を追加することができます。

(免許法第５条の２第３項)

8 書換・再交付

免許状を有する者がその氏名又は本籍地を変更したとき又は免許状を破損若しくは紛失したときは、その事由を記して、免許状の書換又は再交付を授与権者に願ひ出ることができます。

(免許法第１５条)

9 欠格条項

次に該当する者には、免許状は授与されません。

(免許法第５条第１項)

(1) １８歳未満の者

(2) 高等学校を卒業しない者。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。

(3) 拘禁刑以上の刑に処せられた者(刑の執行終了から１０年が経過しない者、及び刑の執行猶予期間中にある者を含む。)

(4) 免許法第１０条第１項第２号又は第３号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から３年を経過しない者

(5) 免許法第１１条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から３年を経過しない者

(6) 日本国憲法施行の日(昭和２２年５月３日)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

10 失効・取上げ

(1) 失効

ア 免許状を有する者が、次の事項に該当する場合には、その免許状はその効力を失います。

(免許法第１０条第１項)

(ア) 拘禁刑以上の刑に処せられた者になったとき。

(イ) 日本国憲法施行の日(昭和２２年５月３日)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者になったとき。

(ウ) 公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき

(エ) 公立学校の教員(地方公務員法(昭和２５年法律第２６１号)第２９条の２第１項各号に掲げる者に該当する者を除く。)であって同法第２８条第１項第１号又は第３号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

イ 免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければなりません。

(免許法第１０条第２項)

(2) 取上げ

ア 国立学校又は私立学校の教員が、公立学校の教員における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければなりません。

(免許法第11条第1項)

イ 免許状を有する者が、次の事項に該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければなりません。

(免許法第11条第2項)

(7) 国立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第29条の2第1項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であって、免許法第10条第1項第3号に規定する者の場合における地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

(イ) 地方公務員法第29条の2第1項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であって、免許法第10条第1項第3号に規定する者の場合における地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号に掲げる分限免職の事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

ウ 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができます。

(免許法第11条第3項)

エ 免許状の取上げ処分を受けた者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければなりません。

(免許法第11条第5項)

(3) 免許管理者の義務

免許状取上げの処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければなりません。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失います。

(免許法第11条第4項)

また、免許管理者は、免許状が失効したとき、又は免許状取上げの処分を行ったときは、その免許状の種類及び失効又は取上げの事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告するとともに、その旨をその者の所轄庁及びその免許状を授与した授与権者に通知しなければなりません。

(免許法第13条第1項)

(4) 所轄庁の義務

所轄庁（免許管理者を除く。）は、教育職員が前記(1)ア、(2)ア又はイのいずれかに該当すると認めたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければなりません。

(免許法第14条)

(5) 私立学校の義務

学校法人は、その設置する私立学校の教員について、前記(1)ア(7)又は(イ)に該当すると認めたとき、又は当該教員を解雇した場合に、その事由が前記(2)ア又はイ(7)に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければなりません。

(免許法第14条の2)

11 罰則

(1) 次の者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

(免許法第21条)

ア 免許法の規定に違反して、免許状を授与し、又は教育職員検定を行った者

イ 免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者から学力、実務、人物及び身体に関する証明の請求があつた場合に、虚偽の証明書を発行した者

ウ 偽りその他不正の手段により、免許状の授与又は教育職員検定を受けた者

(2) 次の者は、30万円以下の罰金に処せられます。(免許法第22条)

ア 相当の免許状を有しない者を教育職員に任命し、又は雇用した者

イ 相当の免許状を有しないにもかかわらず教育職員となった者

(3) 次の者は、10万円以下の過料に処せられます。(免許法第23条)

ア 免許状を要しない非常勤の講師を任命又は雇用しようとする場合に、免許法第3条の2第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

イ 免許状が失効した者又は取上げの処分を受けた者が、免許法第10条第2項(第11条第5項において準用する場合を含む。)の規定に違反して当該免許状を返納しなかった者

12 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

令和4年4月1日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(以下「法」という。)が施行され、法の施行後、法第2条第3項に掲げる行為(以下「児童生徒性暴力等」)を行ったことにより免許法10条第1項(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性暴力等を行ったことにより免許法第11条第1項又は第3項の規定により免許状取上げの処分を受けた者(以下「特定免許状失効者等」という。)からの免許状の授与申請については、免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができます。

なお、当該特定免許状失効者等に再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ都道府県が設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければなりません。

(児童生徒性暴力防止法第22条第1項、第2項)

第2章 単位修得の方法及び時期

第1節 大学における養成による場合（免許法別表第1、第2、第2の2による場合）

1 単位修得の方法

教員免許状を取得するために大学において修得しなければならない科目の単位は、文部科学大臣が免許状授与の所要資格を得るために適当と認定した課程（以下「認定課程」という。）において修得したものでなければなりません。（免許法別表第1備考第5号のイ）

なお、教科及び教職に関する科目の単位は、認定課程以外の大学の課程で修得したものであっても、免許状の授与を受けようとする者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得るための単位として認定したものでも認められます。（免許法別表第1備考第5号のロ）

また、認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の入学前に別の大学（認定課程を有する大学に限る。）で修得した科目の単位のうち、当該大学が当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができます。この場合において、以前に在学していた大学が短期大学である場合は、二種免許状に係る各教科の単位数を上限とします。（施行規則第10条の3）

2 単位修得の時期

大学における養成による場合は、単位修得の時期を問いません。

第2節 教育職員検定による場合

① 上級の免許状及び特別支援学校教諭免許状を取得する場合

（免許法別表第3、第6、第6の2、第7、施行規則第64条による場合）

② 他の教科の免許状を取得する場合（免許法別表第4による場合）

③ 実習の免許状を取得する場合（免許法別表第5、免許法附則第9項による場合）

④ 隣接する学校種の免許状を取得する場合（免許法別表第8による場合）

⑤ 学校給食栄養管理者が栄養教諭免許状を取得する場合（免許法附則第17項による場合）

⑥ 保育士実務経験者が幼稚園教諭免許状を取得する場合（免許法附則第18項による場合）

⑦ 特別支援学校教諭免許状に特別支援教育領域を追加する場合（免許法第5条の2第3項による場合）

1 単位修得の方法

認定課程で修得した単位のほか、次に掲げる方法により修得した単位も含めることができます。

(1) 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

(2) 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

(3) 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

2 単位修得の時期

(1) 上記①、③、④、⑤、⑥

基礎免許状及び基礎資格を取得した後に修得した単位でなければ使用できません。

(2) 上記②、⑦の場合

単位修得の時期は問いません。

第3章 栃木県教育職員免許状の授与に係る単位修得基準

平成 元年 9月22日制定
 平成 4年 4月 1日改正
 平成11年 2月19日改正
 平成16年12月22日改正
 平成19年 4月 1日改正
 平成20年 4月 1日改正
 平成21年 4月 1日改正
 平成27年 4月 1日改正
 平成28年 4月 1日改正
 平成29年 4月 1日改正
 平成31年 4月 1日改正
 令和 2年11月30日改正
 令和 4年 4月 1日改正
 令和 5年 4月 1日改正
 令和 6年 4月 1日改正

1 栃木県教育職員免許状の授与に係る単位の修得方法については、教育職員免許状に関する関係法令及び栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

2 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第3、第5、第6、第6の2、第7、免許法附則第9項、第17項又は免許法施行規則第7条第5項の規定により、教育職員検定により普通免許状の授与を受ける場合に必要となる単位の修得方法は、別表に定めるところによる。

3 別表に定める領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に関する科目に限る。）、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に関する科目に限る。）及び養護に関する科目の修得単位の内訳は、次のとおりとする。

(1) 幼稚園教諭又は小学校教諭の免許状

1以上の科目にわたり修得する。

(2) 中学校教諭又は高等学校教諭の免許状

修得すべき単位数	右記以外の教科	「農業」「工業」「商業」 「水産」「商船」の教科	「看護」の教科
9単位以上	各教科にわたり修得する		
6～8単位	3以上の科目	1以上の科目	2以上の科目
5単位以下	2以上の科目		

(3) 養護教諭の免許状

3以上の科目にわたり修得する。

4 別表に定める管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目の修得単位の内訳は、同表に規定する教育内容に係る科目の中から、3以上の科目にわたり修得するものとする。

5 別表に定める栄養に係る教育に関する科目の修得単位の内訳は、全ての事項を含み修得するものとする。

6 別表に定める教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目及び教育実践に関する科目の修得単位の内訳は、次のとおりとする。

修得すべき単位数	修 得 内 訳
3単位以上	2以上の事項を含み修得する
2単位以下	1以上の事項を含み修得する

7 別表に定める大学が独自に設定する科目については、1以上の科目について修得するものとする。

8 別表に定めるその他の科目を修得する場合において、教科及び教職に関する科目、養護及び教職に関する科目以外の科目の修得に当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

9 免許法附則第5項若しくは29年改正免許法附則第8項、第11項、第12項又は第13項、免許法施行規則第11条第1項の表備考第2号、附則第38項又は第39項に規定する免許状の取得方法の特例により免許状の授与を受ける場合においては、別表に定める修得方法の例にならうものとする。

10 規則施行の際、現に栃木県教育職員免許法令施行細則（昭和43年栃木県教育委員会規則第14号）に規定する単位の修得方法により普通免許状の授与を受けるために必要な単位の全部を修得している者は、別表に定める当該免許状の授与を受けるために必要な単位の全部を修得したものとみなす。

11 平成11年2月19日改正前の基準によりそれぞれの免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、従前の例によるほか、平成11年2月19日改正の基準の3を適用することができる。

(別表)

免許状の種類	ページ	根拠規定
幼稚園教諭の部（第２表）	２８	免許法別表第３
小学校教諭の部（第７表）	３７	
中学校教諭の部（第１１表）	４７	
高等学校教諭の部（第１７表）	６２	
実習教諭の部（中学校）（第１３表）	５１	免許法別表第５及び附則第９項
（高等学校）（第１９表）	６６	
特別支援学校教諭の部（第２４表）	７６	免許法別表第７
養護教諭の部（第２９表）	８５	免許法別表第６
栄養教諭の部（第３１表）	８９	免許法別表第６の２
（第３２表）	９１	免許法附則第１７項

第4章 免許法の経過措置

1 昭和63年免許法改正に伴う主な経過措置

- (1) 平成元年3月31日までに旧法の規定により授与を受けた免許状（以下「旧免許状」という。）は、それぞれこれに対応する新法の規定による免許状（以下「新免許状」という。）とみなし、旧免許状を有する者は、平成元年4月1日において、それぞれ新免許状の授与を受けたものとみなす。

（昭63改附第2項、第3項）

区 分	旧 免 許 状	新 免 許 状
小学校教諭、中学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭	一級普通免許状	一 種 免 許 状
	二級普通免許状	二 種 免 許 状
高等学校教諭	一級普通免許状	専 修 免 許 状
	二級普通免許状	一 種 免 許 状
	普 通 免 許 状	一 種 免 許 状

- (2) 平成2年4月1日前に大学等に存学し、これらを卒業するまでに旧法別表第1又は第2に規定する所要資格を得た者は、新法に規定する所要資格を得たものとみなす。
（昭63改附第4項）
- (3) (1) 又は(2) により一種免許状（高等学校教諭一種免許状を除く。）を有する者又は所要資格を得たものとみなされる者で、平成2年4月1日前に大学院等に存学し平成5年3月31日までに修士の学位を得た者等は、新法に規定する専修免許状に係る所要資格を得たものとみなす。
（昭63改附第5項）
この場合の大学院等は、認定課程の有無は問わない。
- (4) (1) 又は(2) により一種免許状を有する者又は所有資格を得たものとみなされる者が、新法別表第1又は第2の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、一種免許状に係る専門教育科目の単位は既に修得したものとみなす。
（昭63改附第6項）
- (5) (1) 又は(2) により二種免許状を有する者又は所有資格を得たものとみなされる者が、新法別表第1又は第2の規定により一種免許状の授与を受けようとするときは、二種免許状に係る専門教育科目の単位は既に修得したものとみなす。
（昭63改附第7項）
- (6) 平成元年3月31日から引き続き平成元年4月1日において現に教育職員である者についての新法別表第1による特別支援学校の教諭の一種免許状を取得する場合の基礎資格については、学士の学位を有することを要しない。
（昭63改附第8項）
- (7) (1) により新免許状を有するとみなされた者が、新法別表第3、第5、第6又は第7の規定により免許状の授与を受けようとするときは、対応する旧免許状の授与等を受けた後の在職年数を通算し、及び単位を合算することができる。
（昭63改附第9項）
- (8) 平成6年3月31日までに旧法別表第3備考第6号（いわゆる「15年0単位」）に規定する要件を満たした者は、新法別表に掲げる上級免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

（昭63改附第10項）

この15年には、相当する校種の教員の職のほか5年間に限り次表に掲げる職を通算することができる。

受けようとする免許状	5年以内に限り通算される職	
小学校教諭一種免許状	中学校又は幼稚園（盲学校、聾学校又は養護学校の中学部、幼稚部を含む）の教諭	（共通） 校長 教頭 教育長 指導主事 社会教育主事
中学校教諭一種免許状	小学校又は高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の小学部、高等部を含む）の教諭	
	免許法附則第3項の規定による小学校の教諭又は講師（専科教員）	
高等学校教諭専修免許状	中学校（盲学校、聾学校又は養護学校の中学部を含む）の教諭	
幼稚園教諭一種免許状	小学校（盲学校、聾学校又は養護学校の小学部を含む）の教諭	
盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の一種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭	
養護教諭一種免許状		

(9) 平成元年3月31日から引き続き平成元年4月1日において現に教育職員である者については、新法別表第3備考第8号から第10号までの規定（相当免許状が二種である者に対する措置）は、適用しない。

（昭63改附第11項）

(10)(1) により中学校又は高等学校の教諭の免許状を有するとみなされる者で、平成6年3月31日までに旧法別表第4に規定する所要資格を得た者は、新法別表第4に規定する所要資格を得たものとみなす。

（昭63改附第12項）

2 平成元年免許法改正に伴う主な経過措置

(1) 平成2年4月1日以後に大学に入学する者以外の者についての高等学校の教員の免許状授与の所要資格及び免許状の授与等については、平成6年3月31日までは、なお従前の例（「社会」の教科についての高等学校の教員の免許状）による。

（平元改附第2項）

(2) 平成6年3月31日までに授与等を受けた「社会」の教科についての高等学校の免許状は、「地理歴史」及び「公民」の各教科についての免許状とみなし、旧免許状を有する者は、平成6年4月1日において、それぞれ新免許状の授与を受けたものとみなす。

（平元改附第3項）

(3) 平成6年3月31日に改正法附則第2項の規定により旧免許状に係る所要資格を得ている者（改正法附則第3項により授与を受けたものとみなされる者を除く。）は、平成6年4月1日において、当該所要資格に係る旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

（平元改附第4項）

(4) 平成2年4月1日前に大学に在学した者で、平成6年4月1日以後の日にこれを卒業するまでに旧免許状に係る所要資格を得たものは、当該所要資格に対応する旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

（平元改附第5項）

(5) 新法の規定により授与等を受けた「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者若しくは新法附則第3項の規定により新免許状の授与を受けたとみなされる者は、平成12年3月31日までは、旧法に規定する「社会」の教科の教授を担任することができる。

（平元改附第6項）

(6) 新法附則第3項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者が、新法別表第3の規定により、「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校の免許状の授与を受けようとするときは、旧免許状の授与等を受けた後の「社会」の教科の教授の担任する教員としての在職年数を「地理歴史」又は「公民」の教科の教授の担任する教員としての在職年数に通算し、及び平成6年4月1日前に修得した「社会」の教科に係る単位を同日以後に修得した「地理歴史」又は「公民」の教科に係る単位に合算することができる。

（平元改附第7項）

(7) 新法の規定により授与等を受けた「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校の免許状を有する者は、新法別表第3の規定により、「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校の免許状の授与を受けようとするときは、新免許状の授与を受けた後の「社会」の教科の教授を担当する教員としての在職年数を通算することができる。
(平元改附第8項)

(8) 平成2年3月31日までに授与等を受けた高等学校の免許状を有する者が、新法別表第4の規定により、「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校の免許状の授与を受けようとするときは、平成6年4月1日前に修得した「社会」の教科に係る単位を同日以後に修得した「地理歴史」又は「公民」の教科に係る単位に合算することができる。
(平元改附第9項)

(留意事項)

- (1) 高等学校の「地理歴史」及び「公民」担当教員の養成は平成2年度大学入学者から実施された。
- (2) 平成2年度大学入学者以外の者については、平成6年3月31日までは普通免許状、特別免許状及び臨時免許状の授与は、高等学校の免許教科「社会」について行われた。
- (3) 大学院又は大学の専攻科における、高等学校の「地理歴史」及び「公民」の教科についての担当教員の養成は平成6年度大学院等の入学者から実施された。

3 平成10年免許法改正に伴う主な経過措置

(1) 平成10年6月30日までに旧法第5条第2項の規定により特別免許状の授与を受けている者の当該特別免許状の有効期間については、新法第9条2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平10改附第3項)

(2) 平成10年7月1日までにされた旧法による課程認定は、平成10年7月1日以後も、なおその効力を有する。

(平10改附第4項)

(3) 平成12年4月1日前に大学等に存学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第1又は別表第2に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法別表第1又は別表第2に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

(平10改附第6項)

(4) 平成12年3月31日までに旧法別表第4に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得た者は、新法別表第4に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

(平10改附第7項)

(5) 平成15年3月31日までに旧施行規則の適用により10単位以上を修得した者に対する免許法別表第3又は別表第6の規定の適用(専修免許状を除く。)については、なお従前の例(旧施行規則による教科に関する科目、教職に関する科目及び教職に関する科目の修得単位の内訳)による。

(平成10年改正施行規則附則第8項)

4 平成12年免許法改正に伴う主な経過措置

(1) 旧法別表第3備考第6号の規定は、平成16年3月31日までの間、新法別表第3、別表第6又は別表第7の規定によりこれらの表の第1欄に掲げる専修免許状の授与を受けようとする者が、平成12年7月1日において、当該専修免許状を受けようとする場合に有することを必要とするそれぞれの一種免許状に係るこれらの表の第3欄に定める最低在職年数を満たしていた者である場合について、なおその効力を有する。

(平12改附第4項)

(2) 旧法別表第5備考第4号の規定は、平成16年3月31日までの間、新法別表第5の規定により同表第1欄に掲げる専修免許状の授与を受けようとする者が、平成12年7月1日において、当該専修免許状を受けようとする場合に有することを必要とするそれぞれの一種免許状に係る同表第2欄に定める最低在職

年数を満たしていた者である場合について、なおその効力を有する。

(平12改附第5項)

5 平成14年免許法改正に伴う主な経過措置

- (1) 平成元年3月31日から引き続き平成元年4月1日において現に旧法第5条第2項の規定により特別免許状の授与を受けている者の当該特別免許状の有効期間については、新法第9条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平14改附第3条)

6 平成18年免許法改正に伴う主な経過措置

- (1) 平成19年3月31日までに旧法の規定により授与されている次の表の左欄に掲げる免許状(以下「旧免許状」という。)は、それぞれこれに対応する新法の規定による免許状(以下「新免許状」という。)とみなし、当該旧免許状を有する者は、平成19年4月1日において、それぞれ当該新免許状の授与を受けたものとみなす。

(平成18改附第5条第1項)

旧 免 許 状	新 免 許 状
盲学校教諭免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭免許状
聾学校教諭免許状	聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭免許状
養護学校教諭免許状	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭免許状

- (2) (1)の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者については、新免許状に係る特別支援教育に関する科目(以下「特別支援教育科目」という。)の最低単位数を修得したものとみなす。

(平成18改附第5条第2項)

- (3) 旧免許法の規定に基づき授与されている特殊の教科の教員免許状(「特殊教科免許状」)を、自立教科等の教員免許状(「自立教科等免許状」)とみなし、当該特殊教科免許状を有する者は、平成19年4月1日において、当該自立教科等免許状の授与を受けたものとみなす。

(平成18改附第6条)

- (4) 平成19年3月31日に現に旧免許法に基づく認定課程を有する大学又は指定教員養成機関に在学している者で、当該大学又は教員養成機関を卒業するまでに、当該大学の認定課程又は教員養成機関において旧免許状の授与を受けるために必要とされる科目の単位を修得したものは、当該認定課程又は教員養成機関において取得予定であった旧免許状に対応する特別支援学校教諭の普通免許状に係る特別支援教育科目の最低単位数を修得したものとみなす。

(平成18改附第7条)

- (5) 別表第7の規定に基づき新免許状の授与を受けようとする者については、平成19年3月31日までの相当学校の教員としての在職年数を新免許状の授与を受けるための特別支援学校の教員としての在職年数に通算し、平成19年3月31日までに修得した単位数を新免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算することができる。

(平成18改附第8条)

- 一 盲学校 特別支援学校において視覚障害者に関する教育の領域を担当する教員
- 二 聾学校 特別支援学校において聴覚障害者に関する教育の領域を担当する教員
- 三 養護学校 特別支援学校において知的障害者、肢体不自由者及び病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域を担当する教員

(平成18改正施行規則附則第3条第3項)

7 平成20年免許法施行規則改正に伴う主な経過措置

- (1)平成22年3月31日において課程認定大学の課程又は指定教員養成機関の課程に在学している者で、これらを卒業するまでに、旧施行規則に規定する教職に関する科目の最低習得単位数を修得した者については、新施行規則に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。

(平20改正施行規則附則第2条)

- (2)平成25年3月31日までに、旧施行規則第6条第1項の表第5欄、第10条の表第5欄又は第10条の4の表第5欄に規定する総合演習の単位を修得した者は、教職実践演習の単位を修得することを要しない。ただし、平成22年度以降の新入生は除く。

(平20改正施行規則附則第3条)

- (3)平成10年の改正前の免許法の規定により所要資格を得ている者(平10改附第6項に規定する者)については、新施行規則に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。ただし、本規定に基づき免許状を取得した後、免許法別表第1により他校種の免許状を取得する場合は、当該他校種の認定課程において新たに教職実践演習の単位を修得する必要がある。

(平20改正施行規則附則第4条)

8 平成22年免許法施行規則改正に伴う経過措置

- (1)平成23年3月31日において課程認定大学の課程に在学する者で、当該大学を卒業するまでに、旧施行規則第5条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、新施行規則第5条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。

(平22改正施行規則附則第2条第1項)

- (2)平成26年3月31日までに、旧施行規則第5条に規定する福祉の教科についての教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者は、新施行規則第5条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。ただし、平成23年度以降の新入生は除く。

(平22改正施行規則附則第2条第2項)

9 平成25年免許法改正に伴う経過措置

- 令和7年3月31日までに幼稚園教諭免許状の所要単位と保育士資格として良好な成績で勤務した者は、学力及び実務の検定により幼稚園教諭免許状を取得することができる。

(免許法附則第18項)

10 平成28年免許法改正に伴う主な経過措置

- 平成31年4月1日前に大学等に存学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

(平28改附第6条)

11 平成29年免許法施行規則改正に伴う主な経過措置

- (1)旧課程において修得した教科に関する科目、養護に関する科目及び栄養に係る教育に関する科目の単位のうち、新法別表第1備考第五号ロの規定に準じて、新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した領域に関する専門的事項、教科に関する専門的事項、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位とみなす。(指定教員養成機関、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信教育及び単位修得試験で修得した単位についても同様。)

(平29改正施行規則附則第2項)

(2)旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位のうち、附則第3項の表に基づき新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した科目の単位とみなす。(指定教員養成機関、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信教育及び単位修得試験で修得した単位についても同様。)(平29改正施行規則附則第3項)

(3)旧課程において修得した教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目、栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位のうち、新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した大学が独自に設定する科目の単位とみなす。(指定教員養成機関、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信教育及び単位修得試験で修得した単位についても同様。)(平29改正施行規則附則第4項)

(4)平成31年4月1日より前に幼稚園教諭の課程として認定された課程については、平成34年度までに入学し引き続き在学する学生に対して、小学校の教科に関する専門的事項の単位を修得させることにより、領域に関する専門的事項の単位を修得させたものとみなすことができる。(平29改正施行規則附則第7項)

12 令和3年免許法施行規則改正に伴う主な経過措置

(1)令和4年3月31日において認定課程大学の課程又は指定教員養成機関の課程に在学している者で、これらを卒業するまでに下記表旧科目の単位を修得した者、又は既に下記表旧科目を修得した者が、免許法別表第1、別表第3から別表第5、別表第8又は附則第5項により小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を取得する場合は、下記表新科目を修得したものとみなす。

旧 科 目	新 科 目
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	各教科の指導法(情報通信技術を含む。)
教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法及び技術
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法

(令3改正施行規則附則第2項)

(2)令和4年3月31日において免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信教育の課程を履修している者で上記表旧科目の単位を修得した者、又は令和4年3月31日までに上記表旧科目を修得した者が、免許法別表第3から別表第5、別表第8又は附則第5項により小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を取得する場合は、上記表新科目を修得したものとみなす。(令3改正施行規則附則第3項)

13 令和4年免許法施行規則改正に伴う主な経過措置

(1)令和4年7月28日において課程認定大学、教員養成機関、養護教諭養成機関又は栄養教諭養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに改正前の施行規則の規定により総合的な学習の指導法等に関する科目の単位を修得する場合、同日に免許法認定講習・公開講座・通信教育の過程を履修している者で、同科目の単位を修得する場合又は同日までに同科目の単位を修得した場合は、当該単位を改正後の施行規則に規定する総合的な探求の指導法等に関する科目の単位とみなす。

受けようとする免許状	旧 科 目	新 科 目
高等学校教諭	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（総合的な学習の時間の指導法に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（総合的な探求の時間の指導法に限る。）
養護教諭	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容に限る。）
栄養教諭	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容に限る。）

（令４改正施行規則附則第３項）

(2)令和６年３月３１日において文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに改正前の教育職員免許法施行規則第７条第１項の表第２欄及び第３欄に掲げる科目の単位を修得するもの又は同日までに同表第２欄及び第３欄に掲げる科目の単位を修得したものの単位は、当該単位を改正後の教育職員免許法施行規則第７条第１項の表第２欄及び第３欄に掲げる科目の単位とみなす。

14 令和５年免許法施行規則改正に伴う主な経過措置

(1)令和６年３月３１日において課程認定大学に在学している者でこれを卒業するまでに次の表の改正前科目区分に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和６年３月３１日までに認定過程において改正前科目区分に掲げる科目の単位を修得した場合は、当該単位を次の表の改正後科目区分に掲げる科目の単位とみなす。

(2)令和６年３月３１日において免許法認定講習等を履修している者で次の表の改正前科目区分に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和６年３月３１日までに免許法認定講習、公開講座若しくは通信教育の課程により改正前科目区分に掲げる科目の単位を修得した者が、免許法別表第３から第５まで、別表第８又は附則第５項の規定により中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、当該単位を改正後科目区分の単位とみなす。

14(1)及び(2)改正科目対照表

受けようとする免許状	施行規則第4条の表第4条備考第9号の表	改正前科目区分	改正後科目区分
中学校 教諭	理科	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」、及び「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」を全て修得	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
		木材加工（製図及び実習を含む。） 又は金属加工（製図及び実習を含む。）	材料加工（実習を含む。）
	技術	栽培（実習を含む。）	生物育成
		「機械（実習を含む。）及び「電気（実習を含む。）	機械・電気（実習を含む。）
		情報とコンピュータ（実習を含む。）	情報とコンピュータ
	家庭	被服学（被服製作実習を含む。）	被服学（被服実習を含む。）
		保育学（実習を含む。）	保育学
高等学校 教諭	理科	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」、化学実験（コンピュータ活用を含む。）」、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」を全て修得	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
	家庭	被服学（被服製作実習を含む。）	被服学（被服実習を含む。）
		住居学（製図を含む。）	住居学
		保育学（実習及び家庭看護を含む。）	保育学
		家庭電気・家庭機械・情報処理	削除
	情報	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	コンピュータ・情報処理
		情報システム（実習を含む。）	情報システム
		情報通信ネットワーク（実習を含む。）	情報通信ネットワーク
		マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	マルチメディア表現・マルチメディア技術
		「情報社会・情報倫理」及び「情報と職業」	「情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理」

- (3) 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者でこれを卒業するまでに次の表の「改正前科目区分」に関する単位を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において「改正前科目区分」に関する単位を修得していた場合（(1)又は(2)の経過措置を適用する場合を除く。）は、当該単位を次の表の「改正後の施行規則において『教科に関する専門的事項』に関する科目の単位としてみなすことができる教科」の単位とみなすことができる。

受けようとする免許状	教科	改正前科目区分	改正後の施行規則において「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位としてみなすことができる教科
中学校	理科	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	中学校「理科」
		化学実験(コンピュータ活用を含む。)	
		生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	
		地学実験(コンピュータ活用を含む。)	
	技術	機械(実習を含む。)	中学校「技術」
		電気(実習を含む。)	
高等学校	家庭	家庭電気・家庭機械・情報処理	高等学校「家庭」
	情報	情報社会・情報倫理	高等学校「情報」
		情報と職業	

第5章 介護等の体験

1 免許法の特例法

平成10年4月1日に「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（以下「介護等体験特例法」という。）が施行され、小学校及び中学校の教諭の普通免許状を受ける場合には、7日間以上の「介護等の体験」を行うことが義務付けられました。

2 介護等の体験の内容

義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等を体験させることを目的としています。

3 介護等の体験の期間と実施施設

満18歳に達した後、特別支援学校又は社会福祉施設等で、7日間以上の体験を行うこととなっています。7日間の内訳は柔軟に設定して差し支えありませんが、特別支援学校における介護等体験については必ず行うようにすることが望ましいとされています。

（令和3年4月13日「介護等体験特例法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」

4 留意事項等（2）③）

なお、栃木県内の学校及び施設等で介護等の体験を行おうとする場合は、社会福祉施設等については（福）栃木県社会福祉協議会が、特別支援学校については栃木県教育委員会が受入の調整を行っています。

4 介護等の体験を免除する者

（1）次の免許を受けている又は資格を有する者

（介護等体験特例法施行規則第3条第1項第1号～第10号）

保健師、助産師、看護師、准看護師、特別支援学校の教員の免許状（免許法別表第1により授与された免許状に限る。）を受けている者、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士

（2）身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている者

（介護等体験特例法施行規則第3条第2項）

5 経過措置

平成10年4月1日前に大学等に在学し、これらを卒業するまでに免許法別表第1に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、介護等の体験は必要ありません。（ただし、有する免許状の授与条件により、介護等の体験が必要となる場合があります。）

第 2 編

教育職員免許状の取得方法

第1章 幼稚園教諭の免許状

第1節 大学における養成により幼稚園教諭の免許状の授与を受ける方法

大学における養成により幼稚園教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第1表の基礎資格と単位の修得により、幼稚園教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第1表（免許法別表第1関係）

免許状の種類			専修免許状	一種免許状	二種免許状
基礎資格			修士 ※1	学士 ※2	短期大学士 ※3
施行規則第66条の6に定める科目		日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」 又は「情報機器の操作」 各2単位 ※4	8	8	8
教 及 び 教 職	科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		
	第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目 ※5	16	16	12
		領域に関する専門的事項 ※6 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） ※7			
	第三欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ※8	1	1	1
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） ※9			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※5	4	4	4
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ※9			
		幼児理解の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目 ※5	5	5	5
		教育実習（事前及び事後の指導の1単位を含む。） ※10 ※11	5	5	5
	第六欄	教職実践演習 ※5	2	2	2
	第六欄	大学が独自に設定する科目 ※12 ※13 ※14	38	14	2
合 計			75	51	31

2 基礎資格について

専修免許状	修士の学位を有すること（大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）。	※1
一種免許状	学士の学位を有すること（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）。	※2
二種免許状	短期大学士の学位を有すること（大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。）。	※3

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

ア 教科及び教職に関する科目の単位は、幼稚園の教諭の免許状の認定課程を有する大学において修得しなければならない。（免許法別表第1備考第5号）

イ 日本国憲法等の単位は、教員免許の認定課程を有しない大学においても修得することができる。 ※4

(2) 教科及び教職に関する科目

ア 第二欄から第五欄の単位は、**各科目に含めることが必要な事項の全てにわたって修得**するものとする。 ※5

イ 第二欄の「領域に関する専門的事項」単位の修得方法は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第1号） ※6

ウ 第二欄の「保育内容の指導法」の単位のうち、半数までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合「各教科の指導法」又は「特別活動の指導法」の単位をもってあてることができる。

（施行規則第2条の表備考第13号） ※7

エ 第三欄の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位については、1単位以上を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第3号） ※8

オ 第三欄の「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに第四欄の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位のうち、2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。

（施行規則第2条の表備考第12号） ※9

カ 教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動の単位を含むことができる。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない。

（施行規則第2条の表備考第8号） ※10

キ 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、第二欄（保育内容の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄（教育実習を除く。）の科目等の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則第2条の表備考第9号） ※11

(3) 大学が独自に設定する科目

ア 専修免許状に係る単位数のうち、一種免許状に係る単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。（免許法別表第1備考第7号）

専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄若しくは指定大学が加える科目等の単位を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第14号） ※12

イ 一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄若しくは指定大学が加える科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目の単位を修得するものとする。 ※13

（施行規則第2条の表備考第14号）

ウ 専修免許又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、専修免許状又は一種免許状授与に必要な各科目（「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」）の単位数から二種免許状授与に必要な該当各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、「指定大学が加える科目」をもってあてることができる。

（施行規則第2条の表備考第14号第15号） ※14

(4) 単位の流用

次表左欄の科目の単位は、同右欄の単位数を限度に、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をあてることができる。このとき、流用した単位の普通免許状を有しているか、免許状取得に係る所要資格を満たしている必要がある。

(施行規則第2条第1項の表備考第11号)

		小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	8単位（二種免許状の授与を受ける場合は6単位） ※ 中学校及び高等学校の認定課程で修得した「教育課程の意義および編成の方法（略）」は流用不可
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2単位 ※ 中学校及び高等学校の認定課程で修得した「教育の方法及び技術」は流用不可
第五欄	教育実習	3単位
	教職実践演習	2単位

幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状若しくは幼稚園助教諭臨時免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第2表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、それぞれ幼稚園教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

免 許 状 の 種 類			専修免許状	一種免許状												
基 礎 免 許 状			一種免許状	二種免許状												
基礎免許状を取得後、幼稚園の教員として良好な成績で勤務した在職年数			3 年	5 年	6	7	8	9	10	11	12	3 年	4	5	6	
教 科 及 び 教 職	科 目		左項の各科目に含めることが必要な事項	最 低 修 得 単 位 数												
	第 二 欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項 ※1		4	4	3	3	2	2	2	1	2	2	2	1
			保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		8	8	7	7	6	6	4	3	5	4	3	3
	第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目 ※2	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想													
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）													
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）													
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程													
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解													
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）													
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※2	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）													
			幼児理解の理論及び方法		2	2	2	1	1							
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法													
	第 五 欄	教育実践に関する科目	教職実践演習													
小 計			20	19	18	16	15	13	10	7	12	11	9	7		
第 六 欄	大学が独自に設定する科目 ※3 ※4		15	6	5	5	4	4	3	3	2	6	5	4	2	
その他 ※5				15	12	9	7	4	2			5	2			
最低修得単位数（基礎免許状を取得後、修得することを必要とする単位）			15	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10	

2 一種免許状取得の努力義務について

免許法第9条の2は、「その有する相当の免許状（講師については、その有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。」と規定し、一種免許状取得の努力義務を課している。

3 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）又は幼保連携型認定こども園の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）として良好な成績で勤務した年数とする。

(1) 教員としての在職年数に含めることができる教育の職（施行規則第68条）

次に掲げる職務に従事した期間は、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。

ア 校長又は副校長（在職した学校の種類を問わない。）

イ 教頭（在職した学校の種類を問わない。）

ウ 教育長

エ 指導主事

オ 社会教育主事

(2) 教員としての在職年数に含めることができない期間（施行規則第70条）

次に掲げる期間は、教員としての在職年数に含めることができない。

ア 休職の期間

イ 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

ウ 非常勤講師として勤務した期間

4 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。（免許法別表第3備考第6号）

ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 領域に関する専門的事項に関する科目

学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

※1

(3) 第三欄、第四欄に関する科目

修得すべき単位数	修得単位の内訳
3単位以上	2以上の事項を含み修得する
2単位以下	1以上の事項を含み修得する

※2

(4) 大学が独自に設定する科目

ア 専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

（免許法別表第3備考第4号） ※3

専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位のうち3単位までは、第二欄（保育内容の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則第11条第1項の表備考第1号） ※3

専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。

（施行規則第2条の表備考第14号） ※4

イ 一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目の単位を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第14号） ※4

(5) その他

その他の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。（施行規則第11条第2項） ※5

二種免許状								
臨時免許状								
6年	7	8	9	10	11	12	13	
最低修得単位数								
5	4	4	4	3	3	2	1	
11	10	10	9	9	7	6	5	
15	14	12	10	9	8	7	4	
2	2	2	2	1				
2	2	1	1					
30	28	25	22	19	15	13	9	
10	8	6	4	3	2			
45	40	35	30	25	20	15	10	

第3節 教育職員検定により隣接する学校種として幼稚園教諭の免許状の授与を受ける方法

小学校教諭の普通免許状を有する者は、この免許状を基礎免許状として、第3表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、幼稚園教諭二種免許状の授与を受けることができます。

1 第3表（免許法別表第8）

免 許 状 の 種 類			幼稚園教諭二種免許状	
基 礎 免 許 状			小学校教諭普通免許状	
基礎免許状を取得後、小学校・幼稚園の教員（非常勤講師及び助教諭は除く。）として良好な成績で勤務した在職年数			3 年	
教科 及 び 教 職	科 目		左項の科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数
	第 二 欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	6
最低修得単位数(基礎免許状を取得後、修得することを必要とする単位)				6

注1 この表中「教科及び教職」とは「教科及び教職に関する科目」をいう。

小学校教諭の普通免許状を有する者は、基礎免許状に相当する学校での在職年数に加えて幼稚園等での在職年数がある場合、第4表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、幼稚園教諭二種免許状の授与を受けることができます。

2 第4表（施行規則第18条の2備考第4号）

免 許 状 の 種 類			幼稚園教諭二種免許状	
基 礎 免 許 状			小学校教諭普通免許状	
第3表の在職年数に加え、平成28年4月1日以降に、幼稚園等の教員（非常勤講師及び助教諭は除く。）として良好な成績で勤務した在職年数			1 年	
教科 及 び 教 職	科 目		左項の科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数
	第 二 欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	3
最低修得単位数(基礎免許状を取得後、修得することを必要とする単位)				3

注1 この表中「教科及び教職」とは「教科及び教職に関する科目」をいう。

2 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む。）において、次に掲げる職名により良好な成績で勤務した年数とする。また、令和4年7月1日より前の勤務経験も算入可能とする。

ア 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）又は主幹保育教諭

イ 指導教諭又は指導保育教諭

ウ 教諭、保育教諭又は講師（臨時免許状の講師も含む。）

また、第4表を適用する場合の在職年数は、平成28年4月1日以降の幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、上記ア～ウの職名により良好な成績で勤務した年数とする。

ただし、次に掲げる期間は、在職年数に含めることができない。

（施行規則第70条）

(1) 休職の期間

(2) 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

(3) 非常勤講師として勤務した期間

3 修得単位について

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。

（免許法別表第3備考第6号）

(1) 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

(2) 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

(3) 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

第4節 保育士資格保有者への幼稚園教諭免許状取得の特例により幼稚園教諭の免許状の授与を受ける方法

保育士資格を有する者は、第5表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、幼稚園教諭免許状の授与を受けることができます。この方法は令和12(2030)年3月31日までの期限付き特例となりますので御注意ください。

1 第5表（免許法附則第18項）

免 許 状 の 種 類			一種免許状	二種免許状
基 礎 資 格			学士 及び 保育士資格	保育士資格
基礎資格取得後、保育所及び幼稚園等で保育士等として良好な成績で勤務した在職年数			3年かつ4320時間以上	
教 科 及 び 教 職	科 目	左 項 の 各 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項	最 低 修 得 単 位 数	
	第 二 欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） ※1	2 (1)	
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ※1		
	第 三 欄	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	
		教育の基礎的理解に関する科目 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2	
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 幼児理解の理論及び方法 ※1	1 (0)	
合 計			8 (6)	

2 在職年数について

在職年数は、保育士資格を取得後、次に掲げる施設において専ら幼児の保育に従事する職員又は保育士として良好な成績で勤務した年数とする。

- ア 幼稚園
- イ 幼保連携型認定こども園
- ウ 認可保育所
- エ 認定こども園である認可外保育施設
- オ 地域型保育事業として認可された小規模保育事業（A型及びB型）
- カ 地域型保育事業として認可された事業内保育事業（利用定員が6名以上）
- キ 公立の認可外保育施設（へき地保育所を含む）
- ク 幼稚園併設型認可外保育施設
- ケ 指導監督基準を満たす証明書を受けている認可外保育施設

ただし、次に掲げる期間は、保育士等としての在職年数に含めることができない。

（施行規則第70条）

- (1) 休職の期間
- (2) 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

3 修得単位について

大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。

（免許法別表第3備考第6号）

- (1) 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）
- (2) 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）
- (3) 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

4 修得したものとみなす単位について

「2 在職年数について」に定める施設における3年かつ4,320時間以上の良好な成績での勤務経験に加え、その勤務経験後に平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後の幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）として2年かつ2,880時間以上の良好な成績での勤務経験があるときは、「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」並びに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」（1単位分）及び「幼児理解の理論及び方法」（1単位分）を修得したとみなす。

この場合において、教育の基礎的理解に関する科目にあっては、5単位以上、その他の科目にあっては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

（施行規則附則第10項備考第4号） ※1

第2章 小学校教諭の免許状

第1節 大学における養成により小学校教諭の免許状の授与を受ける方法

大学における養成により小学校教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第6表の基礎資格と単位の修得により、小学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第6表（免許法別表第1 関係）

免 許 状 の 種 類			専修免許状	一種免許状	二種免許状			
基 礎 資 格			修士 ※1	学士 ※2	短期大学士 ※3			
介護等体験特例法による介護等の体験 ※4			7 日間以上					
施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目 日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」 又は「情報機器の操作」 各 2 単位 ※5			8	8	8			
教 科 及 び 教 職	科 目		左 項 の 各 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項			最 低 修 得 単 位 数		
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目 ※6	教科に関する専門的事項 ※7	3 0	3 0	1 6		
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） ※8 ※12					
	第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目 ※6	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	1 0	1 0	6		
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）					
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）					
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程					
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ※9					
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） ※10					
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※6	道徳の理論及び指導法 ※11	2	2	1		
			総合的な学習の時間の指導法	1 0	1 0	6		
			特別活動の指導法 ※12					
			教育の方法及び技術					
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ※13					
			生徒指導の理論及び方法					
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	第 五 欄	教育実践に関する科目 ※6	教育実習（事前及び事後の指導の 1 単位を含む。） ※14				5	5
			教職実践演習	2	2	2		
		第 六 欄	大学が独自に設定する科目 ※15 ※16 ※17	2 6	2	2		
合 計			8 3	5 9	3 7			

2 基礎資格について

専修免許状	修士の学位を有すること（大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）。	※1
一種免許状	学士の学位を有すること（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）。	※2
二種免許状	短期大学士の学位を有すること（大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。）。	※3

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

- ア 教科及び教職に関する科目の単位は、小学校の教諭の免許状の認定課程を有する大学において修得しなければならない。（免許法別表第1備考第5号）
- イ 介護等の体験7日間の内訳は、特別支援学校2日間、社会福祉施設等5日間が望ましいものの、日数の内訳は柔軟に設定して差し支えない。この場合でも、特別支援学校における体験は必ず行うことが望ましい。
- ウ 日本国憲法等の単位は、教員免許の認定課程を有しない大学においても修得することができる。

※4
※5

(2) 教科及び教科の指導法に関する科目

- ア 第二欄から第五欄の単位は、**各科目に含めることが必要な事項の全てにわたって修得**するものとする。
- イ 第二欄の「教科に関する専門的事項」の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。（施行規則第3条備考第1号）
- ウ 第二欄の「各教科の指導法」に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合は、**全教科**の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合は、**6以上の教科の指導法**に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち2以上を含む。）についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。（施行規則第3条第1項の表備考第3号）
- エ 第三欄の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位については、1単位以上を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第3号）
- オ 第三欄の「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに第四欄の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位のうち、2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）までは、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。（施行規則第2条の表備考第12号）
- カ 第四欄の「道徳の理論及び指導法」の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上を、二種免許状の場合は1単位以上を修得するものとする。（施行規則第3条第1項の表備考第4号）
- キ 各教科の指導法に関する科目の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の単位にあっては2単位まで、特別活動の指導法に関する科目の単位にあっては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもってあてることができる。（施行規則第3条第1項の表備考第6号）
- ク 第四欄の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位の修得方法は、1単位以上を修得するものとする。（施行規則第3条第1項の表備考第4の2号）
- ケ 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄（教育実習を除く。）の科目等の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則第2条の表備考第9号）

※6
※7
※8
※9
※10
※11
※12
※13
※14

(3) 大学が独自に設定する科目

- ア 専修免許状に係る単位数のうち、一種免許状に係る単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。（免許法別表第1備考第7号）
- 専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄若しくは指定大学が加える科目等の単位を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第14号）
- イ 一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄若しくは指定大学が加える科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目の単位を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第14号）
- ウ 専修免許又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、専修免許状又は一種免許状授与に必要な各科目（「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」）の単位数から二種免許状授与に必要な該当各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、「指定大学が加える科目」をもってあてることができる。（施行規則第2条の表備考第14号第15号）

※15
※16
※16
※17

(4) 単位の流用

次表左欄の科目の単位は、同右欄の単位数を限度に、幼稚園、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をあてることができる。このとき、流用した単位の普通免許状を有しているか、免許状取得に係る所要資格を満たしている必要がある。

(施行規則第2条第1項の表備考第11号)

		幼稚園、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	8単位（二種免許状の授与を受ける場合は6単位） ※ 中学校及び高等学校の認定課程で修得した「教育課程の意義および編成の方法（略）」は流用不可
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2単位 ※ 中学校及び高等学校の認定課程で修得した「教育の方法及び技術（略）」は流用不可
第五欄	教育実習	3単位
	教職実践演習	2単位

小学校教諭の一種免許状又は二種免許状若しくは小学校助教諭臨時免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第7表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、それぞれ小学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

免 許 状 の 種 類			専修免許状	一 種 免 許 状												施行規則第11条第1項の 表備考第3号及び第12号 (大学に3年以上在学し 93単位以上修得したも の)	
基 礎 免 許 状			一 種 免 許 状	二 種 免 許 状													
基礎免許状を取得後、小学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数			3 年	5 年	6	7	8	9	10	11	12	3 年	4	5	6		
教 科 及 び 教 職	科 目	左項の各科目に含めることが必要な事項	最 低 修 得 単 位 数														
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目 ※1	教科に関する専門的事項		4	4	3	3	2	2	2	1	2	2	2	1	
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		8	7	7	6	6	6	4	3	5	4	3	3	
	第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目 ※2	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想														
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）														
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）														
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程														
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解														
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※2	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）														
			道徳の理論及び指導法														
			総合的な学習の時間の指導法														
			特別活動の指導法														
			教育の方法及び技術														
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法														
			生徒指導の理論及び方法														
第 五 欄	教育実践に関する科目 ※2	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法															
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法															
小 計			21	19	18	15	13	12	10	7	13	12	10	7			
第 六 欄	大学が独自に設定する科目 ※3 ※4	15	5	5	5	5	5	3	3	2	5	3	3	2			
その他 ※5				15	12	9	7	5	3			5	3				
最低修得単位数（基礎免許状を取得後、修得することを必要とする単位）			15	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10		

2 一種免許状取得の努力義務について

免許法第9条の2は、「その有する相当の免許状が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。」と規定し、一種免許状取得の努力義務を課している。

3 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む。）の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）として良好な成績で勤務した年数とする。

(1) 教員としての在職年数に含めることができる教育の職（施行規則第68条）

次に掲げる職務に従事した期間は、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。

ア 校長又は副校長（在職した学校の種類を問わない。）

イ 教頭（在職した学校の種類を問わない。）

ウ 教育長

エ 指導主事

オ 社会教育主事

(2) 教員としての在職年数に含めることができない期間（施行規則第70条）

次に掲げる期間は、教員としての在職年数に含めることができない。

ア 休職の期間

イ 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

ウ 非常勤講師として勤務した期間

4 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。（免許法別表第3備考第6号）

ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 教科に関する専門的事項に関する科目

国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。

※1

(3) 第三欄、第四欄に関する科目

修得すべき単位数	修得単位の内訳
3単位以上	2以上の事項を含み修得する
2単位以下	1以上の事項を含み修得する

※2

(4) 大学が独自に設定する科目

ア 専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

（免許法別表第3備考第4号） ※3

専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位のうち3単位までは、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則第11条第1項の表備考第1号） ※3

専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。

（施行規則第2条の表備考第14号） ※4

イ 一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目の単位を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第14号）

(5) その他

※4

その他の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。（施行規則第11条第2項）

※5

二種免許状								
臨時免許状								
6年	7	8	9	10	11	12	13	
最低修得単位数								
4	4	3	3	2	2	1	1	
7	6	6	5	5	4	3	3	
13	12	11	10	8	7	6	5	
7	6	6	5	5	4	4		
2	2	1	1					
29	26	24	21	18	15	13	8	
2	2	2	2	2	1	1	1	
10	8	6	4	3	2			
45	40	35	30	25	20	15	10	

第3節 教育職員検定により隣接する学校種として小学校教諭の免許状の授与を受ける方法

幼稚園教諭又は中学校教諭の普通免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第8表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、小学校教諭二種免許状の授与を受けることができます。

1 第8表（免許法別表第8）

免 許 状 の 種 類				小学校二種免許状		
基 礎 免 許 状				幼稚園教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状	
基礎免許状を取得後、幼稚園・小学校・中学校の教員（非常勤講師及び助教諭は除く。）として良好な成績で勤務した在職年数				3 年	3 年	
教 科 及 び 教 職	科 目		左項の各科目に含めることが必要な事項		最 低 修 得 単 位 数	
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） ※1 ※2		1 0	1 0
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※3	道徳の理論及び指導法		1	
			生徒指導の理論及び方法		2	2
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
合 計				1 3	1 2	

幼稚園教諭又は中学校教諭の普通免許状を有する者は、基礎免許状に相当する学校での在職年数に加えて小学校での在職年数がある場合、第9表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、小学校教諭二種免許状の授与を受けることができます。

2 第9表（施行規則第18条の2の表備考第4号）

免 許 状 の 種 類				小学校二種免許状		
基 礎 免 許 状				幼稚園教諭普通免許状		
第 8 表 の 在 職 年 数 に 加 え 、 平 成 28 年 4 月 1 日 以 降 に 、 小 学 校 の 教 員 （ 非 常 勤 講 師 及 び 助 教 諭 は 除 く 。 ） と し て 良 好 な 成 績 で 勤 務 し た 在 職 年 数				1 年	2 年	
教 科 及 び 教 職	科 目		左 項 の 各 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項		最 低 修 得 単 位 数	
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		7	5
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※3	道徳の理論及び指導法		1	1
			生徒指導の理論及び方法		2	1
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
合 計				1 0	7	

免 許 状 の 種 類			小学校二種免許状	
基 礎 免 許 状			中学校教諭普通免許状	
第 8 表 の 在 職 年 数 に 加 え 、 平 成 28 年 4 月 1 日 以 降 に 、 小 学 校 の 教 員 （ 非 常 勤 講 師 及 び 助 教 諭 は 除 く 。 ） と し て 良 好 な 成 績 で 勤 務 し た 在 職 年 数			1 年	2 年
教 科 及 び 教 職	科 目		左 項 の 各 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項	
	第 二 欄	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	各 教 科 の 指 導 法 （ 情 報 通 信 技 術 の 活 用 を 含 む 。 ）	
	第 四 欄	道 徳 、 総 合 的 な 学 習 の 時 間 等 の 指 導 法 及 び 生 徒 指 導 、 教 育 相 談 等 に 関 す る 科 目 ※ 3	生 徒 指 導 の 理 論 及 び 方 法	
			教 育 相 談 （ カ ウ ン セ リ ン グ に 関 す る 基 礎 的 な 知 識 を 含 む 。 ） の 理 論 及 び 方 法	
			進 路 指 導 及 び キ ャ リ ア 教 育 の 理 論 及 び 方 法	
合 計			9	6

3 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）において、次に掲げる職名により良好な成績で勤務した年数とする。また、令和4年7月1日より前の勤務経験も算入可能とする。

- ア 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）又は主幹保育教諭
- イ 指導教諭又は指導保育教諭
- ウ 教諭、保育教諭又は講師（臨時免許状の講師も含む。）

また、第9表を適用する場合の在職年数は、上記の在職年数に加え、平成28年4月1日以降に小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）において、上記ア～ウの職名により良好な成績で勤務した年数とする。

ただし、次に掲げる期間は、在職年数に含めることができない。（施行規則第70条）

- (1) 休職の期間
- (2) 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）
- (3) 非常勤講師として勤務した期間

4 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。（免許法別表第3備考第6号）

- ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）
- イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）
- ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 教科及び教職に関する科目

ア 各教科の指導法について

(ア) 幼稚園教諭の普通免許状を有する場合

10単位を修得する必要がある場合には、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語その他各外国語に分ける。）（生活を除く。）のうち5以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。（施行規則第18条の2の表備考第2号） ※1

7単位又は5単位を修得する必要がある場合には、1教科につき2単位を限度に修得するものとする。

(イ) 中学校教諭の普通免許状を有する場合

10単位を修得する必要がある場合には、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語その他各外国語に分ける。）（有する免許教科に相当する教科を除く。）のうち5以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。（施行規則第18条の2の表備考第2号） ※2

7単位又は5単位を修得する必要がある場合には、1教科につき2単位を限度に修得するものとする。

イ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目について

全ての事項を含み修得するものとする。

※3

5 単位修得例（施行規則第18条の2の表備考第4号を適用する場合）

第9表を適用して小学校二種免許状を取得する際の各教科の指導法の修得方法の例は、下記の表のとおりです。

(1) 7単位の場合

	国語 (書写を含む。)	社会	算数	理科	音楽
パターン①	2	2	1	1	1
パターン②	2	2	2	-	1

(2) 5単位の場合

	国語 (書写を含む。)	生活	図画工作	家庭	体育
パターン①	1	1	1	1	1
パターン②	2	1	1	1	-
パターン③	2	2	-	-	1

注意 上記の表は1教科につき2単位を限度に修得することを例として示したものであり、単位の修得方法はこの例に限定されるものではありません。

第3章 中学校教諭の免許状

第1節 大学における養成により中学校教諭の免許状の授与を受ける方法

大学における養成により中学校教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第10表の基礎資格と単位の修得により、中学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第10表（免許法別表第1関係）

免 許 状 の 種 類			専修免許状	一種免許状	二種免許状					
基 礎 資 格			修士 ※1	学士 ※2	短期大学士 ※3					
介護等体験特例法による介護等の体験 ※4			7日間以上							
施行規則第66条の6に定める科目		日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」 又は「情報機器の操作」 各2単位 ※5	8	8	8					
教 科 及 び 教 職	科 目		左 項 の 各 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項			最 低 修 得 単 位 数				
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目 ※6	教科に関する専門的事項 ※7		2 8		2 8		1 2	
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） ※8		8	8	2			
	第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目 ※6	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		1 0 (6)		1 0 (6)		6 (4)	
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）							
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）							
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程							
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ※9		1	1	1			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） ※6							
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※6	道徳の理論及び指導法 ※10		2	2	1			
			総合的な学習の時間の指導法		1 0 (6)		1 0 (6)		6 (4)	
			特別活動の指導法							
			教育の方法及び技術							
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ※11							
			生徒指導の理論及び方法							
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法							
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法							
	第 五 欄	教育実践に関する科目 ※6	教育実習（事前及び事後の指導の1単位を含む。） ※12		5 (3)	5 (3)	5 (3)			
			教職実践演習		2	2	2			
	第 六 欄	大学が独自に設定する科目 ※13 ※14 ※15			2 8	4	4			
合 計			8 3	5 9	3 5					

2 基礎資格について

専修免許状	修士の学位を有すること（大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）。	※1
一種免許状	学士の学位を有すること（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）。	※2
二種免許状	短期大学士の学位を有すること（大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。）。	※3

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

- ア 教科及び教職に関する科目の単位は、中学校の教諭の免許状の認定課程を有する大学において修得しなければならない。（免許法別表第1備考第5号）
- イ 介護等の体験7日間の内訳は、特別支援学校2日間、社会福祉施設等5日間が望ましいものの、日数の内訳は柔軟に設定して差し支えない。この場合でも、特別支援学校における体験は必ず行うことが望ましい。
- ウ 日本国憲法等の単位は、教員免許の認定課程を有しない大学においても修得することができる。

※4
※5

(2) 教科及び教職に関する科目

- ア 第二欄から第五欄の単位は、**各科目に含めることが必要な事項の全てにわたって修得**するものとする。 ※6
- イ 第二欄の「教科に関する専門的事項」の単位の修得方法は、P45～46の表に掲げる免許教科の種類に応じ、**各科目について一般的包括的内容を含むものをそれぞれ1単位以上修得**するものとする。（施行規則第4条の表備考第1号）（施行規則第4条の表備考第2号） ※7
- ウ 第二欄の「各教科の指導法」に関する科目単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上を修得するものとする。（施行規則第4条の表備考第6号） ※8
- エ 第三欄の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位については、1単位以上を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第3号） ※9
- オ 第四欄の「道徳の理論及び指導法」の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上を、二種免許状の場合は1単位以上を修得するものとする。（施行規則第3条第1項の表備考第4号） ※10
- カ 第四欄の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位の修得方法は、1単位以上を修得するものとする。（施行規則第3条第1項の表備考第4の2号） ※11
- キ 教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄（教育実習を除く。）の科目等の単位をもつて、これに替えることができる。（施行規則第4条の表備考第8号） ※12
- ク 音楽及び美術の各教科についての免許状については、当分の間、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位数のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。
この場合において、各教科の指導法に関する科目にあっては1単位以上、その他の科目にあっては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。（施行規則第4条の表備考第9号）

(3) 大学が独自に設定する科目

- ア 専修免許状に係る単位数のうち、一種免許状に係る単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。（免許法別表第1備考第7号）
専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄若しくは指定大学が加える科目等の単位を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第14号） ※13
- イ 一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄若しくは指定大学が加える科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目の単位を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第14号） ※14
- ウ 専修免許又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、専修免許状又は一種免許状授与に必要な各科目（「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」）の単位数から二種免許状授与に必要な該当各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、「指定大学が加える科目」をもつてあてることができる。（施行規則第2条の表備考第14号第15号） ※15

(4) 単位の流用

次表左欄の科目の単位は、同右欄の単位数を限度に、幼稚園、小学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をあてることができる。このとき、流用した単位の普通免許状を有しているか、免許状取得に係る所要資格を満たしている必要がある。
(施行規則第2条第1項の表備考第11号)

		幼稚園、小学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	8単位（二種免許状の授与を受ける場合は6単位）
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2単位
第五欄	教育実習	3単位
	教職実践演習	2単位

施行規則第4条の表備考第1号の表

国語	社会	数学
・国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） ・国文学（国文学史を含む。） ・漢文学 ・書道（書写を中心とする。）	・日本史・外国史 ・地理学（地誌を含む。） ・「法学、政治学」 ・「社会学、経済学」 ・「哲学、倫理学、宗教学」	・代数学 ・幾何学 ・解析学 ・「確率論、統計学」 ・コンピュータ

理科	音楽	美術
・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 ・「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」	・ソルフェージュ ・声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） ・器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） ・指揮法 ・音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	・絵画（映像メディア表現を含む。） ・彫刻 ・デザイン（映像メディア表現を含む。） ・工芸 ・美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

保健体育	保健	技術
・体育実技 ・「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） ・生理学（運動生理学を含む。） ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	・生理学・栄養学 ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	・材料加工（実習を含む。） ・機械・電気（実習を含む。） ・生物育成 ・情報とコンピュータ

家庭	職業	職業指導
・家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） ・被服学（被服実習を含む。） ・食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） ・住居学 ・保育学	・産業概説 ・職業指導 ・「農業、工業、商業、水産」 ・「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」	・職業指導 ・職業指導の技術 ・職業指導の運営管理

英 語	宗 教
・ 英語学 ・ 英語文学 ・ 英語コミュニケーション ・ 異文化理解	・ 宗教学 ・ 宗教史 ・ 「教理学、哲学」

- 備考 1 教科に関する専門的事項に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。
- 2 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。
- 3 「 」内に示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。
ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち2以上の科目（商船をもつて水産と替えることができる。）について、それぞれ2単位以上を修得するものとする。

第2節 教育職員検定により上級の中学校教諭の免許状の授与を受ける方法

中学校教諭の一種免許状又は二種免許状若しくは中学校助教諭臨時免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第11表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、それぞれ中学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第11表（免許法別表第3）

免 許 状 の 種 類			専修免許状	一種免許状												施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条 (大学に3年以上在学し93単位以上修得したもの)			
基 礎 免 許 状			一種免許状	二種免許状															
基礎免許状を取得後、中学校の教員として良好な成績で勤務した 在職年数			3 年	5 年	6	7	8	9	10	11	12	3 年	4	5	6				
教 科 及 び 教 職	科 目		左項の各科目に含めることが必要な事項																
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 (P 4 5～4 6の表に掲げる免許教科に応じた各科目)		10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3			
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		6	6	5	5	5	5	4	3	5	4	3	3			
	第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目 ※1	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	7	7	6	6	4	4	2	5	5	4	2				
			教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)																
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)																
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程																
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解																
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。)																
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※1	道徳の理論及び指導法	2	2	2	2	1	1										
			総合的な学習の時間の指導法																
			特別活動の指導法																
			教育の方法及び技術																
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法																
			生徒指導の理論及び方法																
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法																
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法																
	第 五 欄	教育実践に関する科目	教職実践演習																
	小 計				16	15	14	13	12	10	8	5	10	9	7	5			
	第 六 欄	大学が独自に設定する科目 ※2 ※3		15	4	4	4	4	3	3	3	2	4	3	3	2			
その他 ※4				15	12	9	6	4	2			5	3	1					
最低修得単位数（基礎免許状を取得後、修得することを必要とする単位）			15	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10				

2 一種免許状取得の努力義務について

免許法第9条の2は、「その有する相当の免許状が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。」と規定し、一種免許状取得の努力義務を課している。

3 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部を含む。）の当該免許状に係る教科を担任する教員として良好な成績で勤務した年数とする。

(1) 教員としての在職年数に含めることができる期間（施行規則第68条）

次に掲げる職務に従事した期間は、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。

ア 校長又は副校長（在職した学校の種類を問わない。）

イ 教頭（在職した学校の種類を問わない。）

ウ 教育長

エ 指導主事

オ 社会教育主事

カ 小学校（特別支援学校の小学部を含む。）の専科教員（一種免許状の授与を受ける場合に限る。）

(2) 教員としての在職年数に含めることができない期間（施行規則第70条）

次に掲げる期間は、教員としての在職年数に含めることができない。

ア 休職の期間

イ 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

ウ 非常勤講師として勤務した期間

4 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。（免許法別表第3備考第6号）

ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 第三欄、第四欄に関する科目

修得すべき単位数	修得単位の内訳
8単位以上	3以上の科目又は事項について修得する
4～7単位	2以上の科目又は事項について修得する
3単位以下	1以上の科目又は事項について修得する

※1

(3) 大学が独自に設定する科目

ア 専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

（免許法別表第3備考第4号） ※2

専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位のうち3単位までは、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則第11条第1項の表備考第1号） ※2

専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。

（施行規則第2条の表備考第14号） ※3

イ 一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目の単位を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第14号） ※3

(4) その他

その他の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。（施行規則第11条第2項） ※4

二種免許状							
臨時免許状							
6年	7	8	9	10	11	12	13
最低修得単位数							
10	9	8	7	6	5	4	3
8	7	6	5	5	5	4	3
9	8	8	8	7	5	5	3
2	2	2	1	1			
2	2	1	1				
21	19	17	15	13	10	9	6
4	3	3	3	2	2	2	1
10	9	7	5	4	3		
45	40	35	30	25	20	15	10

第3節 教育職員検定により他の教科の中学校教諭の免許状の授与を受ける方法

中学校教諭の1以上の教科の普通免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第12表の単位の修得により教育職員検定に合格すると、他の教科の中学校教諭の普通免許状の授与を受けることができます。

1 第12表（免許法別表第4）

免 許 状 の 種 類				専修免許状		一種免許状		二種免許状	
				備考 第4号		備考 第4号			
				※4		※4			
基 礎 免 許 状				専修免許状		専修免許状 又は 一種免許状		専修免許状 又は 一種免許状 又は 二種免許状	
教 科 及 び 教 職	科 目		左項の科目に含めることが必要な事項	最 低 修 得 単 位 数					
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 (P 4 5～4 6の表に掲げる 免許教科に応じた各科目) ※1	2 0		2 0	1 0	1 0	
			各教科の指導法 (情報通信技術の活用を 含む。) ※2	8		8	5	3	
	第 六 欄	大学が独自に設定する科目 ※3		2 4	2 4				
	合 計			5 2	2 4	2 8	1 5	1 3	

2 修得単位について

(1) 修得単位全般

大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。

(免許法別表第3備考第6号)

なお、単位の修得時期は、基礎免許状の取得以前以後を問わない。

ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 教科及び教職に関する科目

ア 第二欄の「教科に関する専門的事項」の単位の修得方法は、P 4 5～4 6の表に掲げる免許教科の種類に応じ、各科目について一般的包括的内容を含むものをそれぞれ1単位以上修得するものとする。

※1

イ 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする教科ごとに修得するものとする。

(施行規則第15条の表備考第2号)

※2

(3) 大学が独自に設定する科目

専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

(免許法別表第4備考第2号)

専修免許状の授与を受ける場合は、P 4 2の第10表の第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。

(施行規則第2条の表備考第14号)

※3

3 備考第4号の適用者について

専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者が、当該他の教科についての一種免許状又は二種免許状を有するときは、専修免許状又は一種免許状の項に定める単位数からそれぞれ一種免許状又は二種免許状の項に定める単位数を差し引くものとする。

(免許法別表第4備考第4号)

※4

第4節 教育職員検定により職業実習の中学校教諭の免許状の授与を受ける方法

職業実習の中学校教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第13表の定めるところにより教育職員検定に合格すると、職業実習についての中学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第13表（免許法別表第5）

免 許 状 の 種 類			専修免許状	一種免許状		二種免許状				備考 第4号				
										※5				
基礎資格1			基礎免許状	一種免許状	二種免許状		臨時免許状							
基礎免許状を取得後、中学校において職業実習を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数			3 年	3 年	4	6 年 7 8 6								
基礎資格2						イ ※1	ロ ※2							
教 科 及 び 教 職	第 二 欄	科目	左項の各科目に含めることが必要な事項								最 低 修 得 単 位 数			
		教科及び教科の指導法に関する科目 ※3	産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」								8 5 10 8 5 5			
	第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目 ※3	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）								3 2 3 2 2 2			
			教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想											
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）											
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）								2 2 4 3 2 2			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程											
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解											
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※3	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）											
			道徳の理論及び指導法											
総合的な学習の時間の指導法														
特別活動の指導法														
教育の方法及び技術														
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法								2 1 3 2 1 1						
生徒指導の理論及び方法														
第 五 欄	教育実践に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法												
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法												
小 計				7	5			10	7	5	5			
第 六 欄			大学が独自に設定する科目 ※4	15										
合 計 （基礎免許状を取得後、修得が必要な単位）			15	15	10	0	0	20	15	10	10			

2 一種免許状取得の努力義務について

免許法第9条の2は、「その有する相当の免許状（講師については、その有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。」と規定し、一種免許状取得の努力義務を課している。

3 基礎資格について

基礎資格 2	イ 大学において職業実習に関する学科を専攻し、学士の学位（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）を有し、1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。
	ロ 大学に2年以上在学し、職業実習に関する学科を専攻し、3年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。

※1

※2

4 在職年数について

在職年数は、基礎免許状を取得後、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部を含む。）において職業実習を担当する教員として良好な成績で勤務した年数とする。

(1) 教員としての在職年数に含めることができる教育の職 (施行規則第69条)

次に掲げる職務に従事した期間は、専修免許状又は一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。

ア 校長又は副校長（在職した学校の種類を問わない。）

イ 教頭（在職した学校の種類を問わない。）

ウ 教育長

エ 指導主事

オ 社会教育主事

カ 小学校（特別支援学校の小学部を含む。）の専科教員（一種免許状の授与を受ける場合に限る。）

(2) 教員としての在職年数に含めることができない期間 (施行規則第70条)

次に掲げる期間は、教員としての在職年数に含めることができない。

ア 休職の期間

イ 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

ウ 非常勤講師として勤務した期間

5 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。 (免許法別表第3備考第6号)

ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 第二欄、第三欄及び第四欄に関する科目

修得すべき単位数	修得単位の内訳
10単位	全ての科目について修得する
8単位	3以上の科目又は事項について修得する
3～5単位	2以上の科目又は事項について修得する
2単位	1以上の科目又は事項について修得する

※3

(3) 大学が独自に設定する科目

専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。 (免許法別表第3備考第4号)

専修免許状の授与を受ける場合は第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。 (施行規則第2条の表備考第14号)

ただし、3単位までは、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。 (施行規則第16条第5項) ※4

6 備考第4号の適用者について

二種免許状を受けようとする者が、職業実習に関する学科の課程を修めて高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した者であるときは、最低修得単位数を10と読み替えるものとする。 (免許法別表第5備考第4号) ※5

第5節 教育職員検定により隣接する学校種として中学校教諭の免許状の授与を受ける方法

小学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第14表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、中学校教諭二種免許状の授与を受けることができます。

1 第14表（免許法別表第8）

免 許 状 の 種 類			中学校教諭二種免許状			
基 礎 免 許 状			小学校教諭普通免許状	高等学校教諭普通免許状 ※1		
基礎免許状を取得後、小学校、中学校又は高等学校の教員（非常勤講師及び助教諭は除く。）として良好な成績で勤務した在職年数			3 年	3 年		
教 科 及 び 教 職	科 目		左項の各科目に含めることが必要な事項		最 低 修 得 単 位 数	
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 （P 4 5～4 6 の表に掲げる免許教科に応じた各科目） ※2	1 0		
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） ※3			
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	2	1	
			生徒指導の理論及び方法 ※4			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ※4			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 ※4			
	小 計			4	5	
	第 六 欄	大学が独自に設定する科目 ※5		4		
合 計 （基礎免許状を取得後、修得が必要な単位）			1 4	9		

小学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状を有する者は、基礎免許状に相当する学校での在職年数に加えて第15表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、中学校教諭二種免許状の授与を受けることができます。

2 第15表（施行規則第18条の2の表備考第4号）

免 許 状 の 種 類				中学校教諭二種免許状		
基 礎 免 許 状				小学校教諭普通免許状		
第 1 4 表の在職年数に加え、平成28年 4 月 1 日以降に、中学校の教員（非常勤講師及び助教諭は除く）として良好な成績で勤務した在職年数				1 年	2 年	3 年
教 科 及 び 教 職	科 目		左 項 の 各 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項	最 低 修 得 単 位 数		
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 （P 4 5 ～ 4 6 の表に掲げる免許教科に応じた各科目）※2	7	5	5
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※3	2	1	1
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法※4	2	2	1
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法※4			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法※4			
	小 計			4	3	2
	合 計 （基礎免許状を取得後、修得が必要な単位）			1 1	8	7

免 許 状 の 種 類			中学校教諭二種免許状	
基 礎 免 許 状			高等学校教諭普通免許状	
第 1 4 表の在職年数に加え、平成28年4月1日以降に、中学校の教員（非常勤講師及び助教諭は除く）として良好な成績で勤務した在職年数			1 年	2 年
教 科 及 び 教 職	科 目	左 項 の 各 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項	最 低 修 得 単 位 数	
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※3	1	1
	第 四 欄	道徳の理論及び指導法	1	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 生徒指導の理論及び方法※4	1	1
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法※4		
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法※4		
	小 計		3	3
職	第 六 欄	大学が独自に設定する科目※5	3	2
合 計 (基礎免許状を取得後、修得が必要な単位)			6	5

3 免許教科の対応について

高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次表のとおりとする。 (施行規則第18条の3第2項) ※1

受けようとする中学校教諭二種免許状の教科	有している高等学校教諭の普通免許状の教科
国語	国語
社会	地理歴史 又は 公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業 又は 情報
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに応ずる。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずる。）
宗教	宗教

4 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程、及び特別支援学校の高学部を含む。）において、次に掲げる職名により良好な成績で勤務した年数とする。また、令和4年7月1日より前の勤務経験も算入可能とする。

ア 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）

イ 指導教諭

ウ 教諭、保育教諭又は講師（臨時免許状の講師も含む。）

また、第15表を適用する場合の在職年数は、上記の在職年数に加え、平成28年4月1日以降に中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）において、上記ア～ウの職名により良好な成績で勤務した年数とする。

ただし、次に掲げる期間は、在職年数に含めることができない。 (施行規則第70条)

- (1) 休職の期間
- (2) 引き続き90日以上 の 休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）
- (3) 非常勤講師として勤務した期間

5 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。 (免許法別表第3備考第6号)

ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 教科及び教職に関する科目

ア 教科に関する専門的事項について

P45～46の表に掲げる免許教科の種類に応じ、各科目についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。 ※2

イ 各教科の指導法について

それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。 (施行規則第18条の2の表備考第2号) ※3

ウ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法を除く。）について

全ての事項を含み修得するものとする。 ※4

(3) 大学が独自に設定する科目

第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。 (施行規則第2条の表備考第14号)

なお、国語、社会、理科、美術及び技術の教科の免許状を受けようとする場合にあっては、次頁のとおり単位を修得するものとする。 (施行規則第18条の2の表備考第3号) ※5

施行規則第18条の2の表備考第3号に定める修得方法

国語		社 会 【地理歴史の免許状を有する場合】		社 会 【公民の免許状を有する場合】	
・書道（書写を中心とする。）	1単位以上	・「法律学、政治学」	1単位以上	・日本史・外国史	1単位以上
		・「社会学、経済学」	1単位以上	・地理学（地誌を含む。）	1単位以上
		・「哲学、倫理学、宗教学」	1単位以上		

理 科		美 術		技 術	
・物理学実験・化学実験 ・生物学実験・地学実験	1単位以上	・工芸	1単位以上	・材料加工（実習を含む。）	1単位以上
				・生物育成	1単位以上

第4章 高等学校教諭の免許状

第1節 大学における養成により高等学校教諭の免許状の授与を受ける方法

大学における養成により高等学校教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第16表の基礎資格と単位の修得により、高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受けることができます。

1 第16表（免許法別表第1関係）

免 許 状 の 種 類			専修免許状		一種免許状	
基 礎 資 格			修 士 ※1		学 士 ※2	
施行規則第66条の6に定める科目			日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」 又は「情報機器の操作」 各2単位 ※3		8 8	
教 科 及 び 教 諭	科 目		左 項 の 各 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項		最 低 修 得 単 位 数	
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目 ※4	教科に関する専門的事項 ※5		2 4 2 4	
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） ※6		4 4	
	第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目 ※4	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		1 0 (4) 1 0 (4)	
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ※7		1 1	
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※4	総合的な探求の時間の指導法		8 (5) 8 (5)	
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術			
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ※8			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第 五 欄	教育実践に関する科目 ※4	教育実習（事前及び事後の指導の1単位を含む。） ※9		3 (2) 3 (2)	
			教職実践演習		2 2	
第 六 欄	大学が独自に設定する科目 ※10 ※11 ※12	3 6		1 2		
合 計			8 3		5 9	

2 基礎資格について

専修免許状	修士の学位を有すること（大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）。	※1
一種免許状	学士の学位を有すること（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）。	※2

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

- ア 教科及び教職に関する科目の単位は、高等学校の教諭の免許状の認定課程を有する大学において修得しなければならない。（免許法別表第1備考第5号）
- イ 日本国憲法等の単位は、教員免許の認定課程を有しない大学においても修得することができる。

※3

(2) 教科及び教職に関する科目

- ア 第二欄から第五欄の単位は、各科目に含めることが必要な事項の全てにわたって修得するものとする。
- イ 第二欄の「教科に関する専門的事項」の単位の修得方法は、P60～61の表に掲げる免許教科の種類に応じ、各科目について一般的包括的内容を含むものをそれぞれ1単位以上修得するものとする。
(施行規則第5条の表備考第1号) ※4
- ウ 第二欄の「各教科の指導法」に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、4単位以上を修得するものとする。
(施行規則第4条の表備考第6号) ※6
- エ 第三欄の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位については、1単位以上を修得するものとする。
(施行規則第2条の表備考第3号) ※7
- オ 第四欄の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位の修得方法は、1単位以上を修得するものとする。
(施行規則第3条第1項の表備考第4の2号) ※8
- カ 教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。
(施行規則第4条の表備考第8号) ※9
- キ 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位数のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。
この場合において、各教科の指導法に関する科目にあっては1単位以上、その他の科目にあっては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。
(施行規則第5条の表備考第5号)
- ク 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の全部又は一部の単位は、工業の教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。
(施行規則第5条の表備考第6号)

(3) 大学が独自に設定する科目

- ア 専修免許状に係る単位数のうち、一種免許状に係る単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
(免許法別表第1備考第7号)
- 専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄若しくは指定大学が加える科目等の単位を修得するものとする。
(施行規則第2条の表備考第14号) ※10
- イ 一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄若しくは指定大学が加える科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目の単位を修得するものとする。
(施行規則第2条の表備考第14号) ※11
- ウ 専修免許又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目」は8単位まで、
「教育の基礎的理解に関する科目」は6単位まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は4単位まで、「指定大学が加える科目」をもってあてることができる。
(施行規則第2条の表備考第14号第15号) ※12

(4) 単位の流用

次表左欄の科目の単位は、同右欄の単位数を限度に、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をあてることができる。
(施行規則第5条の表備考第4号)

		幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	8単位
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2単位
第五欄	教育実習	2単位
	教職実践演習	2単位

施行規則第5条の表備考第1号の表

国語	地理歴史	公民
・国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） ・国文学（国文学史を含む。） ・漢文学	・日本史 ・外国史 ・人文地理学・自然地理学 ・地誌	・「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 ・「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 ・「哲学、倫理学、宗教学、心理学」

数 学	理 科	音 楽
・代数学 ・幾何学 ・解析学 ・「確率論、統計学」 ・コンピュータ	・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 ・「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	・ソルフェージュ ・声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） ・器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） ・指揮法 ・音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

美 術	工 芸	書 道
・絵画（映像メディア表現を含む。） ・彫刻 ・デザイン（映像メディア表現を含む。） ・美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	・図法・製図 ・デザイン ・工芸制作（プロダクト制作を含む。） ・工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	・書道（書写を含む。） ・書道史 ・「書論、鑑賞」 ・「国文学、漢文学」

保 健 体 育	保 健	看 護
・体育実技 ・「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） ・生理学（運動生理学を含む。） ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	・「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	・「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 ・看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） ・看護実習

家 庭	情 報	農 業
・家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） ・被服学（被服実習を含む。） ・食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） ・住居学 ・保育学	・情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理 ・コンピュータ・情報処理 ・情報システム ・情報通信ネットワーク ・マルチメディア表現・マルチメディア技術	・農業の関係科目 ・職業指導

工 業	商 業	水 産
・工業の関係科目 ・職業指導	・商業の関係科目 ・職業指導	・水産の関係科目 ・職業指導

福 祉	商 船	職 業 指 導
・社会福祉学（職業指導を含む。） ・高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 ・社会福祉援助技術 ・介護理論・介護技術 ・社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） ・人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 ・加齢に関する理解・障害に関する理解	・商船の関係科目 ・職業指導	・職業指導 ・職業指導の技術 ・職業指導の運営管理

英 語	宗 教
・英語学 ・英語文学 ・英語コミュニケーション ・異文化理解	・宗教学 ・宗教史 ・「教理学、哲学」

- 備考 1 教科に関する専門的事項に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。
- 2 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。
- 3 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。
ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち2以上の科目（商船をもつて水産と替えることができる。）について、それぞれ2単位以上を修得するものとする。

第2節 教育職員検定により上級の高等学校教諭の免許状の授与を受ける方法

高等学校教諭一種免許状又は高等学校助教諭臨時免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第17表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、それぞれ高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受けることができます。

1 第17表（免許法別表第3）

免 許 状 の 種 類			専修免許状	一種免許状												施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条 (大学に3年以上在学し93単位以上修得したもの)					
基 礎 免 許 状			一種免許状	臨時免許状																	
基礎免許状を取得後、高等学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数			3 年	5 年	6	7	8	9	10	11	12	3 年	4	5	6						
教 科 及 び 職	科 目		左項の各科目に含めることが必要な事項	最 低 修 得 単 位 数																	
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項（P 6 0～6 1 の表に掲げる免許教科に応じた各科目）※1		10	9	8	7	6	5	4	3	5	5	4	3					
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		5	5	5	5	4	3	3	2	4	3	3	2					
	第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想																		
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）																		
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		4	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	2				
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程																		
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解																		
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）※2																		
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探求の時間の指導法																		
			特別活動の指導法																		
			教育の方法及び技術																		
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		2	2	1	1	1	1											
			生徒指導の理論及び方法																		
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法																		
	第 五 欄	教育実践に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法																		
			教職実践演習		1	1	1														
小 計				12	11	10	9	8	7	6	4	7	6	6	4						
第 六 欄	大学が独自に設定する科目	※3 ※4	15	8	8	8	8	7	6	5	3	8	6	5	3						
		※5		15	12	9	6	4	2			5	3								
最低修得単位数（基礎免許状を取得後、修得することを必要とする単位）			15	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10						

2 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）の当該免許状に係る教科を担当する教員として良好な成績で勤務した年数とする。

(1) 教員としての在職年数に含めることができる教育の職 (施行規則第68条)

次に掲げる職務に従事した期間は、一種免許状の授与を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。

ア 校長又は副校長（在職した学校の種類を問わない。）

イ 教頭（在職した学校の種類を問わない。）

ウ 教育長

エ 指導主事

オ 社会教育主事

(2) 教員としての在職年数に含めることができない期間 (施行規則第70条)

次に掲げる期間は、教員としての在職年数に含めることができない。

ア 休職の期間

イ 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

ウ 非常勤講師として勤務した期間

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。 (免許法別表第3備考第6号)

ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 教科に関する専門的事項に関する科目

修得すべき単位数	右記以外の教科	農業、工業、商業、 水産、商船	看護
9単位以上	全ての科目について修得する		
8単位又は7単位	3以上の科目について 修得する	1以上の科目について 修得する	2以上の科目について 修得する
6単位以下	2以上の科目について 修得する		

※1

(3) 第三欄、第四欄に関する科目

修得すべき単位数	修得単位の内訳
3単位以上	2以上の事項を含み修得する
2単位以下	1以上の事項を含み修得する

※2

(4) 大学が独自に設定する科目

ア 専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。 (免許法別表第3備考第4号)

専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位のうち3単位までは、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。 (施行規則第11条第1項の表備考第1号)

専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。 (施行規則第2条の表備考第14号)

※3

イ 一種免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。 (施行規則第2条の表備考第14号)

※4

(5) その他

その他の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

(施行規則第11条第2項) ※5

第3節 教育職員検定により他の教科の高等学校教諭の免許状の授与を受ける方法

高等学校教諭の1以上の教科の普通免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第18表の単位の修得により教育職員検定に合格すると、他の教科の高等学校教諭の普通免許状の授与を受けることができます。

1 第18表（免許法別表第4）

免 許 状 の 種 類				専修免許状		備考 第 4 号	一種免許状
				※4			
基 礎 免 許 状				専修免許状		専修免許状 又は 一種免許状	
教 科 及 び 教 職	科 目		左項の科目に含めることが必要な事項	最 低 修 得 単 位 数			
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 (P 6 0 ～ 6 1 の表に掲げる免許 教科に応じた各科目)	2 0		2 0	
			※1				
			各教科の指導法（情報機器 及び教材の活用を含む。）	4		4	
	※2						
第 六 欄	大学が独自に設定する科目		2 4	2 4			
			※3				
合 計				4 8	2 4	2 4	

2 修得単位について

(1) 修得単位全般

大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。

(免許法別表第3備考第6号)

なお、単位の修得時期は、基礎免許状の取得以前以後を問わない。

ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 教科及び教職に関する科目

ア 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、P 6 0～6 1の表に掲げる免許教科の種類に応じ、各科目について一般的包括的内容を含むものをそれぞれ1単位以上修得するものとする。

※1

イ 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする教科ごとに修得するものとする。

※2

(施行規則第15条の表備考第2号)

(3) 大学が独自に設定する科目

専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

(免許法別表第4備考第2号)

専修免許状の授与を受ける場合は、P 5 8の第16表の第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。

(施行規則第2条の表備考第14号)

※3

3 備考第4号の適用者について

専修免許状の授与を受けようとする者が、当該他の教科について的一种免許状を有するときは、専修免許状の項に定める単位数から一种免許状の項に定める単位数を差し引くものとする。

(免許法別表第4備考第4号)

※4

第4節 教育職員検定により実習の高等学校教諭の免許状の授与を受ける方法

看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習の高等学校教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第19表の定めるところにより教育職員検定に合格すると、実習についての高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受けることができます。

1 第19表（免許法別表第5及び附則第9項）

免 許 状 の 種 類			専修免許状	一種免許状							
			別表第 5	別表第 5		附則第 9 項					
基 礎 資 格 1			一種免許状		臨時免許状						
基礎免許状を取得後、高等学校において当該実習を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数			3 年		3 年						
基 礎 資 格 2				イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ		
基礎資格 3 を取得後、高等学校において当該実習を担当する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した在職年数				0 年		3 年	3	6	3		
			※1	※2	※3	※4	※5				
教 科 及 び 教 職 員	科 目	左項の各科目に含めることが必要な事項		最 低 修 得 単 位 数							
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船の教科に応じた各科目			5	5				
	第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			3	3				
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）								
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）								
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程								
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解								
	※7	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）									
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	※7	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）							
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探求の時間の指導法			2	2				
特別活動の指導法											
教育の方法及び技術											
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法											
生徒指導の理論及び方法											
※7	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法										
※7	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法										
第 五 欄	教育実践に関する科目	※7	教職実践演習								
小 計					5	5					
第 六 欄	大学が独自に設定する科目	※8	15								
合 計 （基礎免許状又は基礎資格 3 を取得後、修得が必要な単位）			15	0	10	10					

2 基礎資格について

基礎資格 3	別表第 5	イ 大学において P 6 0 ～ 6 1 の表に掲げる教科の実習に係る実業に関する学科を専攻して、学士の学位を有し（学校教育法第 1 0 2 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）、1 年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	※ 1
	附則第 9 項	イ 大学において P 6 0 ～ 6 1 の表に掲げる教科の実習に係る実業に関する学科を専攻し、短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること（大学に 2 年以上在学し、P 6 0 ～ 6 1 の表に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、6 2 単位以上修得すること。）。	※ 2
		ロ 高等専門学校において P 6 0 ～ 6 1 の表に掲げる教科の実習に係る実業に関する学科を専攻し、学校教育法第 1 2 1 条に定める準学士の称号を有すること。	※ 3
		ハ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において P 6 0 ～ 6 1 の表に掲げる教科の実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	※ 4
		ニ 9 年以上 P 6 0 ～ 6 1 の表に掲げる教科の実習に関する実地の経験を有すること。	※ 5

3 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状又は基礎資格 3 を取得後、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）において当該実習を担当する教員（又は当該実習を担当する教諭の職務を助ける職員）として良好な成績で勤務した年数とする。

- (1) 教員（又は教諭の職務を助ける職員）としての在職年数に含めることができる教育の職（施行規則第 6 9 条）次に掲げる職務に従事した期間は、専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。

ア 校長又は副校長（在職した学校の種類を問わない。）

イ 教頭（在職した学校の種類を問わない。）

ウ 教育長

エ 指導主事又は社会教育主事

- (2) 教員（又は教諭の職務を助ける職員）としての在職年数に含めることができない期間（施行規則第 7 0 条）次に掲げる期間は、教員（又は教諭の職務を助ける職員）としての在職年数に含めることができない。

ア 休職の期間

イ 引き続き 9 0 日以上 の 休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

ウ 非常勤講師として勤務した期間

4 修得単位について

- (1) 修得単位全般

基礎免許状（又は基礎資格 3）を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。（免許法別表第 3 備考第 6 号）

ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

- (2) 教科に関する専門的事項に関する科目（P 6 0 ～ 6 1 の表に掲げる免許教科に応じた各科目）

修得すべき単位数	「農業」「工業」「商業」「水産」「商船」の教科	左記以外の教科
5 単位以下	1 以上の科目	2 以上の科目

※ 6

- (3) 第二欄（各教科の指導法）、第三欄、第四欄及び第五欄に関する科目

修得すべき単位数	修得単位の内訳
3 単位以上	2 以上の事項を含み修得する
2 単位以下	1 以上の事項を含み修得する

※ 7

- (4) 大学が独自に設定する科目

専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。（免許法別表第 3 備考第 4 号）

専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。（施行規則第 2 条の表備考第 1 4 号）

ただし、3 単位までは、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則第 1 6 条第 5 項）

※ 8

第5節 教育職員検定により隣接する学校種として高等学校教諭の免許状の授与を受ける方法

中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者は、この免許状を基礎免許状として、第20表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、高等学校教諭一種免許状の授与を受けることができます。

1 第20表（免許法別表第8）

免 許 状 の 種 類			高等学校教諭一種免許状	
基 礎 免 許 状			中学校教諭普通免許状 （二種免許状を除く。） ※1	
基礎免許状を取得後、中学校又は高等学校の教員（非常勤講師及び助教諭は除く。）として良好な成績で勤務した在職年数			3 年	
教 科 及 び 教 諭 職	科 目		左 項 の 各 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項	最低修得単位数
	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） ※2	2
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※3	生徒指導の理論及び方法	2
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
小 計			4	
第六欄	大学が独自に設定する科目	※4	8	
合 計 （基礎免許状を取得後、修得が必要な単位）			12	

中学校教諭の普通免許状を有する者は、基礎免許状に相当する学校での在職年数に加えて高等学校での在職年数がある場合、第21表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、高等学校教諭一種免許状の授与を受けることができます。

2 第21表（施行規則第18条の2の表備考第4号）

免 許 状 の 種 類			高等学校教諭一種免許状			
基 礎 免 許 状			中学校教諭普通免許状 （二種免許状を除く。） ※1			
上記の在職年数に加え、平成28年4月1日以降に、高等学校の教員（非常勤講師及び助教諭は除く。）として良好な成績で勤務した在職年数			1 年	2 年		
教 科 及 び 教 諭 職	科 目		左 項 の 各 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項		最 低 修 得 単 位 数	
	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） ※2		1	1
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※3	生徒指導の理論及び方法		2	1
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	小 計		3	2		
	第六欄	大学が独自に設定する科目 ※4	6	4		
合 計 （基礎免許状を取得後、修得が必要な単位）		9	6			

3 免許教科の対応について

中学校教諭普通免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次表のとおりとする。（施行規則第18条の3第1項） ※1

受けようとする高等学校教諭一種免許状の教科	有している中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）の教科
国語	国語
地理歴史 又は 公民	社会
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業 又は 情報	技術
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに応ずる。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずる。）
宗教	宗教

4 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程、及び特別支援学校の高等部を含む。）において、次に掲げる職名により良好な成績で勤務した年数とする。また、令和4年7月1日より前の勤務経験も算入可能とする。

ア 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）

イ 指導教諭

ウ 教諭、保育教諭又は講師（臨時免許状の講師も含む。）

また、第21表を適用する場合の在職年数は、上記の在職年数に加え、平成28年4月1日以降に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、上記ア～ウの職名により良好な成績で勤務した年数とする。

ただし、次に掲げる期間は、在職年数に含めることができない。（施行規則第70条）

(1) 休職の期間

(2) 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

(3) 非常勤講師として勤務した期間

5 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。（免許法別表第3備考第6号）

ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 教科及び教職に関する科目

ア 各教科の指導法について

それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。（施行規則第18条の2の表備考第2号） ※2

イ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法を除く。）について

全ての事項を含み修得するものとする。※3

(3) 大学が独自に設定する科目

第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。

（施行規則第2条の表備考第14号）

ただし、地理歴史、公民、情報、工業の教科の免許状を受けようとする場合、P70の表のとおり教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得するものとする。（施行規則第18条の2の表備考第3号） ※4

施行規則第18条の2の表備考第3号に定める修得方法

地 理 歴 史		公 民		情 報	
・ 日本史 ・ 外国史 ・ 人文地理学・自然地理学 ・ 地誌	1 以上の科目について 1 単位以上	・ 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 ・ 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 ・ 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 以上の科目について 1 単位以上	・ 情報システム ・ 情報通信ネットワーク ・ マルチメディア表現・マルチメディア技術	1 単位以上 1 単位以上 1 単位以上

工 業	
・ 工業の関係科目	2 単位以上
・ 職業指導	2 単位以上

第5章 特別支援学校教諭の免許状

第1節 大学における養成により特別支援学校教諭の免許状の授与を受ける方法

大学における養成により特別支援学校教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第22表の基礎資格と単位の修得により、特別支援学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第22表（免許法別表第1関係）

免 許 状 の 種 類					専修免許状		一種免許状		二種免許状			
基 礎 資 格					修士 ※1		学士 ※2		幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。			
特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目	科 目				最 低 修 得 単 位 数							
	第 一 欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目 ※3 ※9				2		2		2		
	第 二 欄	免許状に定めることとなる特別支援教育領域に関する科目 ※4 ※9	視覚障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	8	1 6	1	8	1 6	1	4
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2						2	
			聴覚障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	8		1	8		1	4
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2			2			1	
			知的障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	4		1	4		1	
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2			2			1	
			肢体不自由者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	4		1	4		1	
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2			2			1	
			病弱者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	4		1	4		1	
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2			2			1	
科 目	第 三 欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 ※5 ※9		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		5		5		3		
	第 四 欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（事前及び事後の指導の1単位を含む。） ※6		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		3		3		3		
				上記に掲げる科目又は大学の加える特別支援教育に関する科目 ※7 ※8 ※10		2 4						
	合 計					5 0		2 6		1 6		

注意 上記の単位数は最低修得単位数です。実際に修得が必要となる単位数については、各大学等へ必ず確認してください。

2 基礎資格について

専修免許状	修士の学位を有すること（大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）。	※1
一種免許状	学士の学位を有すること（学校教育法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）。	※2

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

※3

特別支援教育に関する科目の単位は、授与を受けようとする特別支援学校の教諭の免許状の認定課程を有する大学において修得しなければならない。
(免許法別表第1備考第5号)

※4

(2) 特別支援教育に関する科目

ア 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
(施行規則第7条第1項の表備考第1号)

イ 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。）について、それぞれ次の(ア)又は(イ)に定める単位を修得するものとする。

(ア) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）以上(当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。)

(イ) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位）以上(当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。)
(施行規則第7条第1項の表備考第2号)

※5

ウ 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（複数の障害を併せ持つ場合を含む。）に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

※6

※7

(施行規則第7条第1項の表備考第5号)

※8

エ 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数1年について1単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもって、これに替えることができる。
(施行規則第7条第1項の表備考第4号)

オ 専修免許状に係る単位数のうち、一種免許状に係る単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
(免許法別表第1備考第7号)

※9

カ 専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、第一欄から第四欄に掲げる科目のほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。
(施行規則第7条第2項)

キ 一種免許状又は二種免許状を有する者が、同じ領域を定めた専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、修得が必要な単位のうち、一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得が必要な単位数は既に修得したものとみなされる。
(施行規則第10条の2第1項)

ク 専修免許状又は一種免許状の所要資格を得る場合、専修免許状又は一種免許状授与に必要な第一欄、第二欄、第三欄の各単位数から二種免許状授与に必要な該当各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、「指定大学が加える科目」をもってあてることができる。

※10

(施行規則第2条の表備考第14号第15号)

4 単位修得例

(1) 特別支援学校教諭二種免許状の全領域（視覚・聴覚・知的・肢体不自由・病弱）を取得する場合

第 1 欄		第 2 欄		第 3 欄		第 4 欄
基礎理論に関する科目 <u>2単位</u>	+	視覚 4単位 聴覚 4単位 知的 2単位 肢体不自由 2単位 病弱 2単位 計 <u>14単位</u>	+	重複・LD <u>3単位</u>	+	教育実習 <u>3単位</u>
						合計 <u>22単位</u>

(2) 特別支援学校教諭二種免許状（知的・肢体不自由・病弱）を取得する場合

第 1 欄		第 2 欄		第 3 欄		第 4 欄
基礎理論に関する科目 <u>2単位</u>	+	知的 4単位 肢体不自由 2単位 病弱 2単位 計 <u>8単位</u>	+	重複・LD <u>3単位</u>	+	教育実習 <u>3単位</u>
						合計 <u>16単位</u>

第2節 大学における養成により特別支援学校教諭免許状に新教育領域の追加の定めを受ける方法

特別支援学校教諭免許状を有する者は、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して、大学における養成で、第23表の単位の修得により、特別支援学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の新教育領域の追加の定めを受けることができます。

（新教育領域の追加の定めは、当該特別支援学校教諭免許状を授与した都道府県の教育委員会に申請します。）

1 第23表（免許法施行規則第7条第3項）

免 許 状 の 種 類					専修免許状		一種免許状		二種免許状	
特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目	科 目				最 低 修 得 単 位 数					
	第 <									

注意 上記の単位数は免許状に各特別支援教育領域の定めを受けるための最低修得単位数です。実際に修得が必要となる単位数については、各大学等へ必ず確認してください。

2 修得単位について

(1) 修得単位全般

特別支援教育に関する科目の単位は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、特別支援学校の教諭の免許状の認定課程を有する大学において修得しなければならない。（免許法別表第1備考第5号）

(2) 特別支援教育に関する科目

ア 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域について、それぞれ次の(ア)又は(イ)に定める単位を修得するものとする。（施行規則第7条第3項）

(ア) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合は、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（二種免許状の場合は4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の場合は1単位）以上を含む。）

(イ) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合は、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（二種免許状の場合は2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の場合は1単位）以上を含む。）

（施行規則第7条第1項の表備考第2号）

イ アにより修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもって、これに替えることができる。この場合において、第三欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。（施行規則第7条第4項）※1

3 従来の考え方の見直し（教育職員検定による追加の定めも同様）

(1) 新教育領域の追加の根拠規定

これまでは、別表第1により免許状を授与された者が新教育領域を追加しようとする場合には施行規則第7条第3項により、別表第7により免許状を授与された者が新教育領域を追加しようとする場合には教育職員検定により領域を追加するしかないと解釈されていたが、授与の根拠に関わりなく追加を行うことができるよう、解釈の変更がされた。

このことにより、新教育領域を追加する場合としては、具体的には以下の4通りが考えられる。

（※ 従来の考え方では、以下の①及び④のみが可能とされていた。）

- | | | |
|---|--|---|
| { | ① 別表第1により免許状を授与された者が、施行規則第7条第3項により新教育領域を追加する場合
② 別表第7により免許状を授与された者が、施行規則第7条第3項により新教育領域を追加する場合
③ 別表第1により免許状を授与された者が、教育職員検定により新教育領域を追加する場合
④ 別表第7により免許状を授与された者が、教育職員検定により新教育領域を追加する場合 | } |
|---|--|---|

(2) 特別支援学校教諭免許状の授与と新教育領域の追加の考え方の整理について

特別支援学校教諭の免許状を有する者に対し、当該免許状に定められている領域とは別の領域を定めた同一の種類（二種、一種、専修）の特別支援学校教諭免許状の授与は行わない（新教育領域の追加で対応する）。

（具体例）

二種免許状（視覚）を有する者に対し、二種免許状（聴覚）を授与することはできない。（この場合は、二種免許状（視覚）に聴覚障害者に関する教育領域を追加することとなる。）

(3) 盲・聾・養護学校の免許状を所持する者が新教育領域を追加する場合

盲・聾・養護学校の免許状（以下「旧免許状」という。）は、対応する領域を定めた特別支援学校教諭免許状とみなされ、旧免許状を所持している者は、平成19年4月1日をもって当該特別支援学校教諭免許状を授与されたものとみなされることとなる。（学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）附則第5条）

- 盲・聾・養護学校の免許状を有する者は、平成19年4月1日で特別支援学校教諭免許状を授与されたものとみなされるため、これらの免許状に新教育領域を追加する場合にも、新たに特別支援学校教諭免許状の授与を行うのではなく、領域の追加として取り扱う。
- 旧免許状を有する者は、当該旧免許状の授与を受けた授与権者に新教育領域追加の申請を行う。また、複数の異なる授与権者から授与を受けた旧免許状を有している者は、いずれかの授与権者に新教育領域の追加の申請を行う。
- 旧免許状を有する者は、平成19年4月1日に特別支援学校教諭免許状を授与されたものとみなされているため、旧免許状を所持する者が新教育領域の追加をする場合にも、特別支援学校教諭免許状に新教育領域を追加する場合と同様、第3欄に掲げる科目の単位を修得する必要はない。

第3節 教育職員検定により上級の特別支援学校教諭の免許状を受ける方法

特別支援学校教諭の一種免許状又は二種免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第24表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、それぞれ特別支援教育領域に応じ、特別支援学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受けることができます。

また、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第24表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、それぞれ特別支援教育領域に応じ、特別支援学校教諭の二種免許状の授与を受けることができます。

1 第24表（免許法別表第7）

免 許 状 の 種 類					専修免許状	一種免許状	二種免許状	
基 礎 免 許 状					特別支援学校教諭一種免許状	特別支援学校教諭二種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	
基礎免許状を取得後、特別支援学校の教員（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した在職年数							3年	
基礎免許状を取得後、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数（特別支援学級を担当した在職年数は含まない。）					3年	3年		
特別支援教育に関する科目	科 目				最 低 修 得 単 位 数			
	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			15	1		1
	第二欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目	視覚障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		2	2	
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				
			聴覚障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		2	2	
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				
			知的障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		1	1	
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				
			肢体不自由者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		1	1	
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				
			病弱者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		1	1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目						
	※2							
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		2	2			
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目						
※3								
上記に掲げる科目又は大学の加える特別支援教育に関する科目					15			
※4 ※5								
合 計					15	6	6	

注1 上記の単位数は免許状に各特別支援教育領域の定めを受けるための最低修得単位数です。実際に修得が必要となる単位数については、各大学等へ必ず確認してください。

2 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

2 一種免許状取得の努力義務について

免許法第9条の2は、「その有する相当の免許状（講師については、その有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。」と規定し、一種免許状取得の努力義務を課している。

3 在職年数の算定について

[二種免許状の授与を受けようとする場合]

基礎免許状を取得後、特別支援学校の教員（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した在職年数とする。

[一種免許状及び専修免許状の授与を受けようとする場合]

基礎免許状を取得後、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数とする。ただし、複数の領域を定めた免許状を上進する場合、必要となる在職年数は、当該免許状に定められる領域のうちいずれか一つ以上に係るもので足りる。

また、次に掲げる期間は、教員としての在職年数に含めることができない。（施行規則第70条）

(1) 休職の期間

(2) 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

(3) 非常勤講師として勤務した期間

4 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。（免許法別表第3備考第6号）

ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 特別支援教育に関する科目

ア 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての特別支援教育の理念並びに特別支援教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。

※1

イ 第二欄に掲げる科目の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。）について、中心となる領域として設定されている科目を修得する。

ウ 第二欄の単位の修得に当たっては、授与を受ける領域について合計3単位以上とし、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の両方の内容を含むものとする。

※2

エ 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（複数の障害を併せ持つ場合を含む。）に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項（以下「重複・LD等領域」という。）のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含む（含む領域として設定されたものでも可。）ものとする。

※3

（施行規則第7条の表備考第5号）

「重複・LD等領域」・・・重複障害、言語障害、情緒障害（自閉症を含む。）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を含むものとする。

オ 第三欄の単位の修得に当たっては、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の両方の内容を含むものとする。

※3

カ 専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。（免許法別表第3備考第4号）

※4

キ 専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、第一欄から第三欄に掲げる科目のほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

※5

（施行規則第7条第2項）

5 単位修得例

特別支援学校教諭二種免許状（知的・肢体不自由・病弱）の免許を取得する場合

※ 各単位はそれぞれ「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の両方の内容を含む。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
基礎理論に関する科目 <u>1単位</u>	知的 1単位 肢体不自由 1単位 病弱 1単位 計 <u>3単位</u>	重複・LD ※1 1単位 視覚または聴覚 1単位 計 <u>2単位</u>

※1 含む領域＝視覚、聴覚

合計 6単位

第4節 教育職員検定により特別支援学校教諭の免許状の新教育領域の追加の定めを受ける方法

特別支援学校教諭免許状を有する者は、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して、第25表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、新教育領域の追加の定めを受けることができます。

（新教育領域の追加の定めは、当該特別支援学校教諭免許状を授与した都道府県の教育委員会に申請します。）

1 第25表（免許法施行規則第7条第5項関係）

免 許 状 の 種 類				特別支援学校教諭専修種免許状		特別支援学校教諭一種免許状		特別支援学校教諭二種免許状	
特別支援学校の教員（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した在職年数								1 年	
特別支援学校の教員（当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする教育領域を担当する教員）として良好な成績で勤務した在職年数				1 年		1 年			
特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目	第 二 欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目 							

注意 上記の単位数は免許状に各特別支援教育領域の定めを受けるための最低修得単位数です。実際に修得が必要となる単位数については各大学等へ必ず確認してください。

2 在職年数の算定について

〔二種免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする場合〕

特別支援学校の教員（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した^{※1}在職年数とする。

〔一種免許状及び専修免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする場合〕

特別支援学校の教員（当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする教育領域を担当する教員）として良好な成績で勤務した^{※2}在職年数とする。

ただし、次に掲げる期間は、在職年数に含めることができない。

（施行規則第70条）

- (1) 休職の期間
- (2) 引き続き90日以上^{※1}の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）
- (3) 非常勤講師として勤務した期間

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。

（施行規則第7条第5項2号）

- ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）
- イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）
- ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 特別支援教育に関する科目

ア 第二欄に掲げる科目の修得方法は、特別支援教育領域のうち、追加の定めを受けようとする新教育領域が中心となる領域として設定されている科目を修得する。

イ 第二欄の単位は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、次のとおり修得する。

※1

(施行規則第7条第5項)

(ア) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る一単位以上を含む。）

(イ) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ一単位又は当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目（以下「心理及び教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ一単位（二種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあっては心理及び教育課程等に関する科目一単位）以上

ウ 第二欄の単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が、免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもって、これに替えることができる。この場合において、第三欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

(施行規則第7条第6項) ※2

4 単位修得例

(1) 特別支援学校教諭二種免許状（知的・肢体不自由・病弱）へ視覚障害者の領域を追加する場合

第 2 欄

視覚障害者（心理・生理・病理）	1 単位
視覚障害者（教育課程及び指導法）	1 単位
計 2 単位	

(2) 特別支援学校教諭二種免許状（視覚）へ知的障害者の領域を追加する場合

第 2 欄

知的障害者（心理・生理・病理、教育課程及び指導法）	1 単位
計 1 単位	

(3) 特別支援学校教諭一種免許状（視覚・聴覚）へ知的障害者の領域を追加する場合

第 2 欄

知的障害者（心理・生理・病理）	1 単位
知的障害者（教育課程及び指導法）	1 単位
計 2 単位	

(4) 特別支援学校教諭一種免許状（知的・肢体不自由・病弱）へ視覚障害者の領域を追加する場合

第 2 欄

視覚障害者（心理・生理・病理）	2 単位
視覚障害者（教育課程及び指導法）	2 単位
計 4 単位	

注意 一種免許状又は専修免許状に領域を追加する場合には、免許状に定められた領域又は追加しようとする領域を担当した在職年数が必要となります。

第5節 特別支援学校の自立教科等の教諭の免許状の授与を受ける方法

特別支援学校の自立教科の教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第26表の基礎資格により、特別支援学校自立教科教諭一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

特別支援学校の自立活動の教諭の免許状の授与を受けようとする者は、特別支援学校教員資格認定試験（第10章参照）の合格により、特別支援学校自立活動教諭一種免許状の授与を受けることができます。

1 第26表（施行規則第64条関係）

免許状の種類	教科	基礎資格
特別支援学校 自立教科教諭 一種免許状	理療	イ 文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科を卒業したこと。 ロ 医師免許を受けていること。
	理学療法	次に掲げる科目の単位を含めて計26単位以上修得していること。 イ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2単位以上 ロ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 8単位以上 ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は聴覚障害者に関する教育の領域に関する科目 13単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る5単位以上を含む。） ニ 心身に障害のある児童又は生徒についての教育実習 3単位以上
	音楽	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科を卒業したこと。
	特殊技芸 (美術、工芸及び被服)	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科を卒業したこと。
特別支援学校 自立教科教諭 二種免許状	理療	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科に1年在学したこと。
	理学療法	次に掲げる科目の単位を含めて計16単位以上修得していること。 イ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2単位以上 ロ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 4単位以上 ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は聴覚障害者に関する教育の領域に関する科目 7単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る3単位以上を含む。） ニ 心身に障害のある児童又は生徒についての教育実習 3単位以上
	音楽	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科に1年以上在学したこと。
	特殊技芸 (美術、工芸及び被服)	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科に1年以上在学したこと。

注1 理療の教科については、医師免許を受けている場合を除き、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有しない者には授与しない。

注2 理学療法の教科については、理学療法士の免許を有しない者には授与しない。

注3 理容の教科については、理容師免許及び美容師免許のいずれも有しない者には授与しない。

2 特別支援学校の自立活動教諭の一種免許状（施行規則第65条の2関係）

特別支援学校の自立活動教諭の一種免許状は、その免許状に係る教員資格認定試験（特別支援学校教員資格認定試験）に合格した者に授与する。

取得できる免許状の種類及び自立活動については次のとおり。

なお、受験資格等については「第10章 教員資格認定試験」を参照すること。

免許状の種類	自立活動
特別支援学校自立活動教諭一種免許状	視覚障害教育
	聴覚障害教育
	肢体不自由教育
	言語障害教育

第6節 教育職員検定により上級の特別支援学校の自立教科の教諭の免許状の授与を受ける方法

特別支援学校自立教科教諭二種免許状又は特別支援学校自立教科助教諭臨時免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第27表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、それぞれ特別支援学校自立教科教諭一種免許状又は特別支援学校自立教科教諭二種免許状の授与を受けることができます。

1 第27表（施行規則第64条関係）

免許状の種類		特別支援学校自立教科教諭									
		一種免許状					二種免許状				
		理療	理学療法	音楽	理容	特殊技芸	理療	理学療法	音楽	理容	特殊技芸
基礎免許状		二種免許状					臨時免許状				
基礎免許状を取得後、特別支援学校において当該教科を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数		5年	5	10	10	10	5年	5	5	5	5
教科	科目	最低修得単位数									
	理療	7					9				
	音楽								4		
	特殊技芸（美術、工芸又は被服）										4
特別支援教育に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目	3	3				4	4	4		4
	域特に別関支援する教育科目領域心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目						2	2	2		2
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目										
合計		10	3	0	0	0	15	6	10	0	10

注1 この表中「教科」とは「教科に関する科目」をいう。

注2 理療の教科については、医師免許を受けている場合を除き、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を有しない者には授与しない。

注3 理学療法の教科については、理学療法士の免許を有しない者には授与しない。

注4 理容の教科については、理容師及び美容師の免許のいずれも有しない者には授与しない。

注5 特別支援教育に関する科目は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚障害者である幼児、児童若しくは生徒に対する教育を行う特別支援学校又は聴覚障害者である幼児、児童若しくは生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育を中心とするものとする。

2 一種免許状取得の努力義務について

免許法第9条の2は、「その有する相当の免許状（講師については、その有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。」と規定し、一種免許状取得の努力義務を課している。

3 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、その授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚障害者である幼児、児童若しくは生徒に対する教育を行う特別支援学校又は聴覚障害者である幼児、児童若しくは生徒に対する教育を行う特別支援学校の当該自立教科を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数とする。（施行規則第64条第2項）

4 修得単位について

基礎免許状を取得後、次に掲げる方法により修得するものとする。

（施行規則第64条第2項備考第4号）

- (1) 大学
- (2) 文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関
- (3) 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）
- (4) 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）
- (5) 文部科学大臣の認定する通信教育

第6章 養護教諭の免許状

第1節 大学における養成により養護教諭の免許状の授与を受ける方法

大学における養成により養護教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第28表の基礎資格と単位の修得により、養護教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第28表（免許法別表第2関係）

免 許 状 の 種 類			専修免許状		一種免許状			二種免許状										
基 礎 資 格			修 士		イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ								
			※ 1		※ 2	※ 3	※ 4	※ 5	※ 6	※ 7								
施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目			日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」 各 2 単位		8		8		8									
			※ 8															
養 護 及 び 教 職	科 目		左 項 の 各 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項								最 低 修 得 単 位 数							
	第 二 欄	養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）		4		4		3	2		2						
			学校保健		2		2			2		1						
			養護概説		2		2			※ 12		1						
			栄養学（食品学を含む。）		2		2		※ 11		2		2					
			健康相談活動の理論・健康相談活動の方法		2		2						2					
			解剖学・生理学		2		2						2					
			「微生物学、免疫学、薬理概論」		2		2						2					
			精神保健		2		2						2					
			看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）		1 0		1 0						1 0					
			※ 9		上記に掲げるいずれかの科目						1		6					
	小 計			2 8		2 8		4		1 2		2 4		0		0		
	第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想						2		2							
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）						※ 11		※ 12							
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）				8		8						5			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程															
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		1		1		2		2		1					
			※ 10						※ 11		※ 12							
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容															
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）															
			生徒指導の理論及び方法															
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法															
	※ 9																	
	第 五 欄	教育実践に関する科目	養護実習（事前及び事後の指導の 1 単位を含む。）		5		5		※ 11		※ 12		4					
			※ 13															
	※ 9		教職実践演習		2		2						2					
	第 六 欄	大学が独自に設定する科目			3 1		7						4					
※ 14 ※ 15																		
上記に掲げる科目							4		6									
小 計			5 2		2 8		8		1 0		1 8		0		0			
合 計			8 0		5 6		1 2		2 2		4 2							

2 基礎資格について

専修免許状	修士の学位を有すること（大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）。	※1
一種免許状	イ 学士の学位を有すること（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）。	※2
	ロ 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	※3
	ハ 保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること。	※4
二種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること（大学に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。）。	※5
	ロ 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受けていること。	※6
	ハ 保健師助産師看護師法第51条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けていること。	※7

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

- ア 養護及び教職に関する科目の単位は、養護教諭の免許状の認定課程を有する大学において修得しなければならない。（免許法別表第1備考5号）
- イ 施行規則第66条の6に定める科目の単位は、教員免許の認定課程を有しない大学においても修得することができる。 ※8

(2) 養護及び教職に関する科目

- ア 第三欄から第五欄の単位は、各科目に含めることが必要な事項の全てにわたって修得するものとする。 ※9
- イ 第三欄の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位については、1単位以上を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第3号） ※10
- ウ 一種免許状のロの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法
第二欄の「衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）」、「学校保健」、「養護概説」及び「栄養学（食品学を含む。）」に含まれる内容について、合わせて3単位以上を、第三欄の「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目のうち、1以上の科目並びに養護実習について、それぞれ2単位以上を修得するものとする。（施行規則第9条の表備考第7号） ※11
- エ 一種免許状のハの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法
第二欄の「衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）」並びに「栄養学（食品学を含む。）」についてそれぞれ2単位以上を、「学校保健」及び「養護概説」について合わせて2単位以上を、第三欄の「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目のうち、1以上の科目並びに養護実習について、それぞれ2単位以上を修得するものとする。（施行規則第9条の表備考第8号） ※12
- オ 養護実習の単位は、養護教諭又は養護助教諭として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、第三欄、第四欄若しくは第五欄（養護実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則第9条の表備考第3号） ※13

(3) 大学が独自に設定する科目

- ア 専修免許状に係る単位数のうち、一種免許状のイの項に定める当該科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。（免許法別表第2備考第2号）
- 専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。（施行規則第9条の表備考第6号） ※14
- イ 一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目の単位を修得するものとする。（施行規則第9条の表備考第6号） ※15

(4) 単位の流用

- 次表左欄の科目の単位は、同右欄の単位数を限度に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をあてることができる。（施行規則第9条の表備考第4号及び第5号）

		幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位	栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	6単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）	6単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2単位	8単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）

第2節 教育職員検定により上級の養護教諭の免許状の授与を受ける方法

養護教諭の一種免許状又は二種免許状若しくは養護助教諭臨時免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第29表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、それぞれ養護教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第29表（免許法別表第6関係）

免 許 状 の 種 類			専修免許状	一種免許状		備考第1号 （保健師免許を 基に授与された 二種免許状を有 するとき）	施行規則第17 条第1項の表備 考第1号 （大学に3年以上 在学し93単位 以上修得したもの）			
基 礎 免 許 状			一種免許状	二種免許状						
基礎免許状を取得後、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭として 良好な成績で勤務した在職年数			3 年	3 年	4	5	1 年	3 年		
養 護 及 び 教 育 職	科 目		左 項 の 各 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項		最 低 修 得 単 位 数					
	第 二 欄	養護に関する 科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）		3以上の科目 について修得	8	7	6	4	4
			学校保健							
			養護概説							
			栄養学（食品学を含む。）							
			健康相談活動の理論・健康相談活動の方法							
			解剖学・生理学							
			「微生物学、免疫学、薬理概論」							
			精神保健							
			看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）							
	※1									
	第 三 欄	教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		2	2	1	1	1	
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営 への対応を含む。）							
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地 域との連携及び学校安全への対応を含む。）							
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程							
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理 解							
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジ メントを含む。）							
	※2									
	第 四 欄	道徳、総合的 な学習の時間 等の内容及び 生徒指導、教 育相談等に関 する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並び に特別活動に関する内容		4	3	2	2	2	
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）							
			生徒指導の理論及び方法							
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含 む。）の理論及び方法							
	※2									
	第 五 欄	教育実践に関 する科目	教職実践演習							
	※2									
	小 計				6	5	3	3	3	
	第 六 欄	大学が独自に 設定する科目			1 5	2	1	1	1	2
	※3 ※4									
その他				4	2		2	1		
※5										
最低修得単位数（基礎免許状を取得後、修得することを必要とする単位）			1 5	20	15	10	1 0	1 0		

二種免許状							備考第2号 (看護師の免許を受けているとき)	昭29改附第18項 (高等学校を卒業し准看護師の免許を受けているとき)
臨時免許状								
6年	7	8	9	10	1年未満	3年		
最低修得単位数								
14	12	10	8	6	4	6		
3	2	2	2	1	1	1		
4	4	4	3	2	2	2		
1	1							
8	7	6	5	3	3	2		
2	2	2	1	1				
6	4	2	1		3	1		
30	25	20	15	10	10	10		

2 一種免許状取得の努力義務について

免許法第9条の2は、「その有する相当の免許状（講師については、その有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。」と規定し、一種免許状取得の努力義務を課している。

3 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭（当分の間、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で常時勤務に服する職員を含む。）として良好な成績で勤務した年数とする。

ただし、次に掲げる期間は、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭としての在職年数に含めることができない。
（施行規則第70条）

- (1) 休職の期間
- (2) 引き続き90日以上の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）
- (3) 非常勤講師として勤務した期間

4 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。
（免許法別表第3備考第6号）

- ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）
- イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）
- ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 養護に関する科目

養護に関する科目の単位の修得方法は、3以上の科目について修得するものとする。

※1

(3) 第三欄、第四欄に関する科目

修得すべき単位数	修得単位の内訳
3単位以上	2以上の事項を含み修得する
2単位以下	1以上の事項を含み修得する

※2

(4) 大学が独自に設定する科目

ア 専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
（免許法別表第3備考第4号）
専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。
（施行規則第9条の表備考第6号）

ただし、3単位までは、第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。
（施行規則第17条第4項）

※3

イ 一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目の単位を修得するものとする。
（施行規則第9条の表備考第6号）

※4

(5) その他の科目

その他の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。
（施行規則第17条第2項）

※5

第7章 栄養教諭の免許状

第1節 大学における養成により栄養教諭の免許状の授与を受ける方法

大学における養成により栄養教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第30表の基礎資格と単位の修得により、栄養教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第30表（免許法別表第2の2関係）

免許状の種類			専修免許状	一種免許状	二種免許状
基礎資格			修士 ＋ 管理栄養士免許 ※1	学士 ＋ 管理栄養士免許 又は 学士 ＋ 管理栄養士養成 課程修了 ＋ 栄養士免許 ※2	短期大学士 ＋ 栄養士免許 ※3
施行規則第66条の6に定める科目		日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」 各2単位 ※4	8	8	8
栄養 に係る 教育 及び 教職	科目	左項の科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		
		栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	4	2
	第二欄 栄養に係る教育に関する科目 ※5	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項			
		食生活に関する歴史的及び文化的事項			
		食に関する指導の方法に関する事項			
	第三欄 教育の基礎的理解に関する科目 ※6	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	5
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ※7	1	1	1
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※6	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容	6	6	3
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	第五欄 教育実践に関する科目 ※6	養護実習（事前及び事後の指導の1単位を含む。）	2	2	2
		教職実践演習	2	2	2
	第六欄 大学が独自に設定する科目 ※8		24		
合 計			46	22	14

2 基礎資格について

専修免許状	修士の学位を有すること（大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）及び栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	※1
一種免許状	学士の学位を有すること（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合又は栄養教諭の指定教員養成機関に4年以上在学し、124単位以上を修得し卒業した場合を含む。）、かつ、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	※2
二種免許状	短期大学士の学位を有すること（大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。）及び栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	※3

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

- ア 栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位は、栄養教諭の免許状の認定課程を有する大学において修得しなければならない。（免許法別表第1備考5号）
- イ 施行規則第66条の6に定める科目の単位は、教員免許の認定課程を有しない大学においても修得することができる。 ※4

(2) 栄養に係る教育及び教職に関する科目

- ア 第二欄の「栄養に係る教育」の単位の修得方法は、科目に含めることが必要な事項の全てにわたって修得するものとする。 ※5
- イ 第三欄から第五欄の単位は、各科目に含めることが必要な事項の全てにわたって修得するものとする。 ※6
- ウ 第三欄の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位については、1単位以上を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第3号） ※7

(3) 大学が独自に設定する科目

- 専修免許状に係る単位数のうち、一種免許状に係る単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。（免許法別表第1備考第7号）
- 専修免許状の授与を受ける場合は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。（施行規則第10条の表備考第2号） ※8

(4) 単位の流用

- 次表左欄の科目の単位は、同右欄の単位数を限度に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭及び養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をあてることができる。（施行規則第9条の表備考第4号及び第5号）

		幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位	養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	6単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）	6単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2単位	8単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）

第2節 教育職員検定により上級の栄養教諭の免許状の授与を受ける方法

栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第31表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、それぞれ栄養教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受けることができます。

1 第31表（免許法別表第6の2関係）

免 許 状 の 種 類			専修免許状	一種免許状							備考 ※ 6
基 礎 免 許 状			一種免許状	二種免許状							
基礎免許状を取得後、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は 栄養教諭として良好な成績で勤務した在職年数			3 年	3 年	4	5	6	7	8	9	1 年未満
科 目	左 項 の 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項		最 低 修 得 単 位 数								
管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目	社会・環境と健康		3 以上の科目について修得 ※ 1	32	27	23	18	15	10	5	
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち										
	食べ物と健康										
	基礎栄養学										
	応用栄養学										
	栄養教育論										
	臨床栄養学										
	公衆栄養学										
	給食経営管理論										
	総合演習										
臨地実習		※ 1									
栄養に係る教育	科 目	左項の科目に含めることが必要な事項	最 低 修 得 単 位 数								
	第 二 欄 ※ 2	栄養に係る教育に関する科目	2								
		栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項									
		幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項									
		食生活に関する歴史的及び文化的事項									
	第 三 欄 ※ 3	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2								
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）									
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）									
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程									
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解									
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）									
	第 四 欄 ※ 3	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4								
		道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容									
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）									
		生徒指導の理論及び方法									
	第 五 欄 ※ 3	教育実践に関する科目	6								
		教職実践演習									
		小 計									
第 六 欄 ※ 4 ※ 5	大学が独自に設定する科目	1 5									
最低修得単位数（基礎免許状を取得後、修得することを必要とする単位）			1 5	40	35	30	25	20	15	10	8

2 一種免許状取得の努力義務について

免許法第9条の2は、「その有する相当の免許状が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。」と規定し、一種免許状取得の努力義務を課している。

3 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭として良好な成績で勤務した年数とする。

ただし、次に掲げる期間は、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭としての在職年数に含めることができない。
(施行規則第70条)

- (1) 休職の期間
- (2) 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）
- (3) 非常勤講師として勤務した期間

4 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。
(免許法別表第3備考第6号)

- ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）
- イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）
- ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目

管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目の単位の修得方法は、3以上の科目について修得するものとする。 ※1

(3) 栄養に係る教育及び教職に関する科目

ア 第二欄の「栄養に係る教育」の単位の修得方法は、科目に含めることが必要な事項の全てにわたって修得するものとする。 ※2

イ 第三欄、第四欄に関する科目の単位の修得方法は、1以上の事項を含み修得するものとする。 ※3

(4) 大学が独自に設定する科目

専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。 (免許法別表第3備考第4号) ※4

専修免許状の授与を受ける場合は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。 (施行規則第10条の表備考第5号) ※5

5 備考の適用者について

一種免許状を受けようとする者が、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けている場合においては、一種免許状の項に定める最低在職年数に満たない在職期間（1年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、最低修得単位数を「8」と読み替えるものとする。 (免許法別表第6の2備考)

免許法別表第6の2備考の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目2単位以上及び第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目6単位以上を修得するものとする。 (施行規則第17条の2第2項) ※6

第3節 学校給食栄養管理者が教育職員検定により栄養教諭の免許状の授与を受ける方法

学校給食栄養管理者その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員（栄養教諭以外の者に限る。）は、第32表の定めるところにより教育職員検定に合格すると、栄養教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第32表（免許法附則第17項関係）

免許状の種類			一種免許状		二種免許状		
			備考第2号（教諭又は養護教諭の普通免許状を有するとき） ※6	備考第2号（教諭又は養護教諭の普通免許状を有するとき） ※6			
基礎資格			管理栄養士免許 又は 管理栄養士養成課程修了 ＋ 栄養士免許 ※1		栄養士免許 ※2		
基礎資格を取得後、学校給食法第7条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として良好な成績で勤務した在職年数			3年	1年未満	3年	1年未満	
栄養に係る教育	左項の科目に含めることが必要な事項		最低修得単位数				
	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ※3		2	2	2	2	
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ※3						
	食生活に関する歴史的及び文化的事項 ※3						
	食に関する指導の方法に関する事項 ※3						
栄養に係る教育及び教職	科目	左項の科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数				
	第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	1	8	1	6	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）					
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）					
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程					
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解					
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
	第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容	1		1		
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）					
		生徒指導の理論及び方法					
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
	第五欄 教育実践に関する科目	教育実践に関する科目 ※5	1 ※4		1 ※4		
		合 計				10	2

2 基礎資格について

一種免許状	栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。
二種免許状	栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。

※1

※2

3 在職年数の算定について

在職年数は、基礎資格を取得後、学校給食栄養管理者（学校給食法第7条に規定する職員）その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として良好な成績で勤務した年数とする。

ただし、次に掲げる期間は、学校給食栄養管理者その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員としての在職年数に含めることができない。（施行規則第70条）

- (1) 休職の期間
- (2) 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

4 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎資格を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。（免許法附則第17項備考第1号）

- ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）
- イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）
- ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 栄養に係る教育及び教職に関する科目

ア 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、科目に含めることが必要な事項の全てにわたって修得するものとする。 ※3

イ 第三欄から第五欄の単位は、欄ごとの科目についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。 ※4
（施行規則附則第6項の表備考3号）

ウ 栄養教育実習の単位は、免許法第3条の2に規定する非常勤の講師（いわゆる特別非常勤講師）として1年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、第三欄、第四欄若しくは第五欄（栄養教育実習を除く。）の科目の単位をもって、これに替えることができる。 ※5
（施行規則附則第6項の表備考4号）

5 備考第2号の適用者について

栄養教諭の免許状を受けようとする者が、この法律の規定により教諭又は養護教諭の普通免許状を有するときは、第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（1年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、最低修得単位数を「2」と読み替えるものとする。（免許法附則第18項の表備考第2号）

備考2号適用者の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目について2単位以上を修得するものとする。 ※6
（施行規則附則第6項の表備考第5号）

第8章 臨時免許状

臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定に合格すると、授与を受けることができます。（免許法第5条第5項）

第1節 授与条件

臨時免許状は、次に掲げる欠格条項のいずれにも該当しない者で、教育職員検定に合格したものに授与する。

ただし、高等学校の臨時免許状は、短期大学士の学位を有する者（大学又は指定教員養成期間に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。）以外の者には授与しない。

（免許法第5条第5項ただし書）

なお、当分の間、免許法第5条第5項ただし書に規定する者に該当する者に対しても授与することができる。（昭29改附第7項）

・欠格条項（免許法第5条第1項第1号から第6号）

- 1 18歳未満の者
- 2 高等学校を卒業しない者（ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。）
- 3 拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑の執行終了から10年が経過しない者、及び刑の執行猶予期間中にある者を含む。）
- 4 免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 5 免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第2節 免許状の効力

臨時免許状は、その免許状を授与したときから3年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。（免許法第9条第3項）

第3節 臨時免許状の授与の特例

1 旧令による授与

旧国民学校令、旧教員免許令又は旧幼稚園令による教員免許状を有する者及び学校教育法第8条に基づく学校教育法施行規則第96条又は第97条の規定により、校長仮免許状、園長仮免許状、教諭仮免許状、助教諭仮免許状、養護教諭仮免許状又は養護助教諭仮免許状を有するものとみなされた者には、免許法第5条第1項第2号及び第6項ただし書の規定にかかわらず、免許状を授与することができる。

（免許法附則第3項）

2 準看護師の免許を受けた者等への授与

養護助教諭の臨時免許状は、当分の間、保健師助産師看護師法による准看護師の免許を受けた者、同法第51条第1項若しくは第53条第1項の規定に該当する者又は同法第51条第3項若しくは第53条第3項の規定により免許を受けた者に対しては、免許法第5条第5項本文の規定にかかわらず、その者が同条第1項第2号に該当する場合にも授与することができる。

（免許法附則第7項）

3 中学校又は高等学校での実習教科に関する実地の経験を有する者への授与

中学校において職業実習を担当する助教諭の臨時免許状は、6年以上当該職業実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に対しては、当分の間、免許法第5条第5項本文の規定にかかわらず、その者が同条第1項第2号に該当する場合にも授与することができる。

（昭29改附第20項）

高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担当する助教諭の臨時免許状は、９年以上これらの実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に対しては、当分の間、免許法第５条第５項の規定にかかわらず、その者が同条第１項第２号又は同条第５項ただし書に規定する者に該当する場合にも授与することができる。（昭２９改附第２１項）

なお、前２項の規定は、当該臨時免許状の授与を受けようとする者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業の年数が、通算して９年に不足する場合は、その不足する年数に２を乗じて得た年数をその者の当該実地の経験年数から差し引いて、適用するものとする。

（昭２９改附第２２項）

また、第２０項又は第２１項の規定により授与された中学校の職業実習又は高等学校の看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、若しくは商船実習についての助教諭の臨時免許状を有する者にそれぞれの１種免許状を授与する場合については、新法第５条第１項第２号の規定は、適用しない。この１種免許状を授与された者にそれぞれの専修免許状を授与する場合についても同様とする。（昭２９改附第２３項）

４ 特定の資格を有する者への授与

特別支援学校の高等部において自立教科の教授を担当する教員の臨時免許状は、次の表の資格等を有する者に教育職員検定により授与する。

（免許法第４条の２第２項、施行規則第６３条第１項、第３項、第４項、第６５条）

免許状の種類	教 科	資 格 等
特別支援学校 自立教科 助教諭臨時免許状	理療	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を受けている者
	理学療法	理学療法士免許を受けている者
	音楽	視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の音楽専攻科を卒業した者
	理容	理容師免許又は美容師免許を受けている者で、かつ、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部理容科の専攻科を卒業したもの又は４年以上理容に関する実地の経験を有する者
	特殊技芸	免許教科の種類に応じ、それぞれ聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の相当課程の専攻科において２年以上の課程を修了した者又は１０年以上実地の経験を有する者

第9章 特別免許状

優れた知識や技能を有する社会人を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応とその活性化を図ることを目的としています。

第1節 授与条件

特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、1の欠格条項のいずれかに該当する者には授与しない。（免許法第5条第2項）

なお、教育職員検定は、2の要件のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。（推薦書の詳細については、P103の「第3編 申請の手続 栃木県教育職員免許状申請要領 第3-16 推薦書」を参照すること。）（免許法第5条第3項）

1 欠格条項

- (1) 18歳未満の者
- (2) 高等学校を卒業しない者（ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。）
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑の執行終了から10年が経過しない者、及び刑の執行猶予期間中にある者を含む。）
- (4) 免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (5) 免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 免許法第5条第3項に定める要件

- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- (2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

第2節 免許状の効力

特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。（免許法第9条第2項）

第3節 教育職員検定による上級の普通免許状の授与について

特別免許状を有し在職年数3年を経過した者が、所定の単位の修得により教育職員検定に合格すると、普通免許状の授与を受けることができる。（免許法別表第3、施行規則第11条の2）

受けようとする 免許状の種類		基礎免許状及び 最低在職年数		最低修得単位数（基礎免許状を取得 後修得することを必要とする単位）	
小学校教諭	専修免許状	当該校種の 特別免許状	当該校種の 在職年数 3年	41単位	専修免許状に係る単位数のうち、 15単位については、大学院の課 程又は大学の専攻科の課程におい て修得するものとする。
	一種免許状			26単位	
中学校教諭	専修免許状			25単位	
高等学校教諭	専修免許状			25単位	

第10章 教員資格認定試験

第1節 教員資格認定試験の趣旨

広く一般社会人から教員にふさわしい人材を求めるため、文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学において教員資格認定試験が毎年1回実施されています。

大学等における通常の教員養成のコースを歩んできたか否かを問わず、教員資格認定試験によって教員として必要な資質、能力を有すると認められた者には、教諭の資格が与えられる道が開かれています。

第2節 試験の種類等

認定試験の種類		取得できる普通免許状	
	種 目		免許教科等
小学校教員資格認定試験		小学校教諭二種免許状	
高等学校教員資格認定試験 (注1)	看護 ※休止	高等学校教諭一種免許状	看護
	情報		情報
	福祉 ※休止		福祉
	柔道 ※休止		柔道
	剣道 ※休止		剣道
	情報技術 ※休止		情報技術
	建築 ※休止		建築
	インテリア ※休止		インテリア
	デザイン ※休止		デザイン
	情報処理 ※休止		情報処理
	計算実務 ※休止		計算実務
特別支援学校教員資格 認定試験 (注2)	自立活動 ※休止 (視覚障害教育)	特別支援学校 自立活動教諭一種免許状	視覚障害教育
	自立活動 ※休止 (聴覚障害教育)		聴覚障害教育
	自立活動 ※休止 (肢体不自由教育)		肢体不自由教育
	自立活動 ※休止 (言語障害教育)		言語障害教育
幼稚園教員資格認定試験		幼稚園教諭二種免許状	

注1 令和6年度より高等学校教諭一種免許状(情報)のみ再開

注2 令和6年度以降の特別支援学校教員資格認定試験については、当面休止することとします。

(令和3年文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)

第3節 その他

試験の受験資格、日程等については、文部科学省のホームページで確認してください。

第 1 1 章 教育職員免許法施行法による免許状の交付及び授与

免許法施行法第 1 条に規定する免許状を有する者（旧令による免許状所有者）又は第 2 条に規定する資格等を有する者（従前の規定による学校の卒業者等）には、それぞれの規定の各欄に定める免許状の交付又は教育職員検定により授与を受けることができます。

第 1 節 第 1 条（旧令による教員免許状を有する者についての特例）

次の表の左欄に掲げる免許状を有する者は、免許法第 5 条第 1 項本文の規定にかかわらず、それぞれその右欄に掲げる教員の免許状を有するものとみなす。

（一部抜粋）

番号	左 欄	右 欄
1	国民学校本科教員免許状	幼稚園、小学校及び中学校の教諭の二種免許状

第 2 節 第 2 条（従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授与）

次の表の左欄に掲げる者は、免許法第 6 条第 1 項の規定による教育職員検定により、それぞれその右欄に掲げる免許状の授与を受けることができる。

なお、取得できる教科については、施行法第 2 条第 2 項の規定により都道府県の教育委員会規則で定められている。

（一部抜粋）

番号	左 欄	右 欄	県規則第 2 1 条で定める教科
2 0	イ 電波法第 4 0 条の規定による第一級総合無線通信士又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者 ロ 電波法第 4 0 条の規定による第二級総合無線通信士又は第二級陸上無線技術士の資格を有し、2 年以上無線通信に関し、実地の経験を有する者で技術優秀と認められるもの	中学校及び高等学校の助教諭臨時免許状	中学校助教諭臨時免許状（職業） 高等学校助教諭臨時免許状（工業）
2 0 の 2	イ （略） ロ 第一級総合無線通信士又は第一級陸上無線技術士の資格を有し、3 年以上無線通信に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの	中学校教諭の二種免許状及び高等学校教諭の一種免許状	中学校教諭二種免許状（職業） 高等学校教諭一種免許状（工業）
2 0 の 3	船舶職員及び小型船舶操縦者法第 5 条の規定による三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の海技免状を有する者	中学校及び高等学校の助教諭臨時免許状	中学校助教諭臨時免許状（職業） 高等学校助教諭臨時免許状（商船）
2 0 の 4	三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の海技免状を有し、5 年以上船舶に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの	中学校教諭の二種免許状及び高等学校教諭の一種免許状	中学校教諭二種免許状（職業） 高等学校教諭一種免許状（商船）

第 3 編

申請の手続

第1章 栃木県教育職員免許状申請要領

(趣旨)

第1 この要領は、栃木県教育職員免許状に関する規則第37条の規定に基づき、免許状の申請について必要な事項を定めるものとする。

(提出書類の一覧)

第2 免許状の申請に必要なとなる書類は、次の表に定めるところによる。

なお、免許状の授与、免許状の書換又は免許状の再交付の申請については、あわせて教育職員免許状申請添付票を提出するものとする。

1 免許状の授与

申請項目 提出書類 (△は、必要のある場合に提出)	① 大学・保健師免許 状の申請	② 教員資格認定試験 合格による申請	③ 検定による上級免 許状・特別支援学 校教諭二種免許状 ・隣接校種免許状 の申請	④ 検定による他教科 免許状の申請	⑤ 検定による実習教 諭免許状の申請	⑥ 学校給食栄養管理 者等□栄養教諭を 除く□の検定によ る栄養教諭免許状 の申請	⑦ 施行法に基づく申 請□無線技術免許 等所有者・旧制学 校の卒業等□	⑧ 臨時免許状の申 請	⑨ 特別免許状の申 請	⑩ 大学の養成により 特別支援学校教諭 免許状に特別支援 教育領域を追加す る申請	⑪ 検定により特別支 援学校教諭免許状 に特別支援教育領 域を追加する申請
1 免許状授与申請書(別記様式第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 免許状検定申請書(別記様式第5号)			○	○	○	○	○	○	○		○
3 基礎資格等証明書(卒業証明書)	△				○	○	○	○	○		
4 学力に関する証明書	○		○	○	○	○				○	○
5 介護等の体験に関する証明書	△										
6 宣誓書(別記様式第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 履歴書(別記様式第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 実務に関する証明書	△		○		○	○	○		○		○
9 人物に関する証明書			○	○	○	○	○	○	○		○
10 身体に関する証明書			○	○	○	○	○	○	○		○
11 教員免許状を所持することを証明する書類(※)	△		○	○	△	△		△	△		
12 資格等を証明する書類	△	○	△			○	△		○		
13 特別支援教育領域の追加の定めを受ける特別支援学校教員免許状								△		○	○
14 学業成績証明書							○	○	○		
15 理由書(別記様式第9号)								○			
16 推薦書(別記様式第8号)									○		
17 免許状更新講習(修了)(履修)証明書	△	△	△	△	△	△	△			△	△

※ 次のうちいずれかの書類

・教員免許状の写し	・修了確認期限延期証明書の写し
・授与証明書(原本)	・有効期間更新証明書の写し
・更新講習修了確認証明書の写し	・有効期間延長証明書の写し
・更新講習免除証明書の写し	

2 免許状の書換・免許状の再交付

申請項目 提出書類	⑪書換	⑫再交付
免許状書換申請書（別記様式第11号）	○	
免許状再交付申請書（別記様式第12号）		○
免許状	○	△
戸籍抄本	○	△

3 免許状の交付

申請項目 提出書類	⑬旧令による免許状 所有者への交付
免許状交付申請書（別記様式第10号）	○
宣誓書（別記様式第2号）	○
履歴書（別記様式第3号）	○
教員免許状の写し又は授与証明書	○
実務に関する証明書	△

（提出書類の内容）

第3 提出書類の内容については、次に掲げるとおりとする。

1 免許状授与申請書

- (1) 日付は、提出する日を記入すること。
- (2) 本籍は、都道府県（外国籍の者は国籍）を記入すること。
- (3) 氏名は、戸籍に記載されている文字を楷書体で記入すること。
- (4) 授与手数料として、栃木県収入証紙を購入する場合、過不足なく様式の所定の欄に貼付し、消印はしないこと。

授与手数料として、POSレジで支払を行う場合、様式の所定の欄にレシートを貼付し、即日提出すること。

2 免許状検定申請書

- (1) 日付は、提出する日を記入すること。
- (2) 本籍は、都道府県（外国籍の者は国籍）を記入すること。
- (3) 氏名は、戸籍に記載されている文字を楷書体で記入すること。
- (4) 検定手数料として、栃木県収入証紙を購入する場合、過不足なく様式の所定の欄に貼付し、消印はしないこと。

検定手数料として、POSレジで支払を行う場合、様式の所定の欄にレシートを貼付し、即日提出すること。

3 基礎資格等証明書

- (1) 申請する免許状が基礎資格を規定しているときは、当該基礎資格を有することを証する書類を提出すること。
- (2) 学力に関する証明書の記載（卒業・修了年月、学部・学科・研究科等の名称及び学位・称号とする。）により、基礎資格を有することを確認できるときは、基礎資格証明書の提出を省略することができるものとする。
- (3) 保健師免許所有者が養護教諭二種免許状を申請するときは、高等学校の卒業証明書を提出すること。
- (4) 普通免許状（前記(1)以外によるものに限る。）、臨時免許状又は特別免許状を申請するときは、学校教育法第1条に規定する大学（大学院、専攻科及び別科を除く。）、短期大学（専攻科を除く。）、高等専門学校、高等学校（専攻科を除く。）若しくは中等教育学校の卒業証明書又は高等専門学校3年次の修了証明書を提出すること。
- (5) (1)～(4)に定めるもののほかは、事前に確認すること。

4 学力に関する証明書

- (1) 免許状申請用に発行されたものとする。
- (2) 単位を流用しようとするときは、流用元となる免許状申請用に発行された学力に関する証明書及び当該教員免許状の写し又は授与証明書（免許状を有していない場合を除く。）を提出すること。
- (3) 教員免許状の写しを提出する場合は、原本を両面複写したものの余白に「原本に相違ない」旨の証明を付すこと。
なお、証明者は、教職員は学校長、教育機関の職員は所属長、学生は学長・学部長等とし、これらの証明を受けることができない者は教員免許状授与証明書（原本）を提出すること。
- (4) 教員免許状原本の提示により、教員免許状写しの提出に替えることができるものとする。

5 介護等の体験に関する証明書

- (1) 免許法別表第1の規定により授与された小学校又は中学校の教諭の普通免許状を有するときは、当該教員免許状の写し又は授与証明書を提出することにより、介護等の体験に関する証明書の提出に替えることができる。
- (2) 教員免許状の写しを提出する場合は、原本を両面複写したものの余白に「原本に相違ない」旨の証明を付すこと。
なお、証明者は、教職員は学校長、教育機関の職員は所属長、学生は学長・学部長等とし、これらの証明を受けることができない者は教員免許状授与証明書（原本）を提出すること。
- (3) 教員免許状原本の提示により、教員免許状写しの提出に替えることができるものとする。
- (4) 介護等の体験を免除する者に該当するときは、当該資格等を証明する書類を提出すること。

6 宣誓書

- (1) 日付は、提出する日を記入すること。
- (2) 免許法第5条第1項第3号から第6号までの各号（欠格条項）に該当しないことを確認の上、本人が署名すること。
- (3) 現に主幹教諭、指導教諭及び教諭の職にある者は、宣誓書の提出を省略できるものとする。

7 履歴書

- (1) 日付は、提出する日を記入すること。
- (2) 本籍は、都道府県（外国籍の者は国籍）を記入すること。
- (3) 身上事項は、戸籍上の氏名又は本籍に異動があったときに、その内容を記入すること。
なお、提出書類のうち、現在の氏名又は本籍と異なる氏名又は本籍が記載されているものがあるときは、戸籍抄本を提出すること。
- (4) 教員免許、資格等は、申請のときに有している教員免許（有効期間内の臨時免許状を含む。）、保育士資格、保健師免許、看護師免許、管理栄養士免許、栄養士免許等について記入すること。
特に基礎資格を必要とする申請の場合は、基礎資格に定められている各種免許や資格について必ず記入すること。
- (5) 学歴は、高等学校以降の入学、編入学、卒業、修了、退学、科目等履修登録等の期間について記入すること。
- (6) 職歴は、就業していた場合に記入すること。
特に教職歴は、臨時的任用を含む全て（給与発令を除く。）を記入すること。

8 実務に関する証明書

- (1) 証明者は、次に掲げるとおりとする。
 - ① 市町立学校の実務期間 市町教育委員会
 - ② 県立学校の実務期間 県教育委員会（県外の都道府県立学校は都道府県教育委員会）
 - ③ 私立学校の実務期間 学校を設置する法人の理事長
 - ④ 大学附置の国立学校又は大学学長（要学校長内申）
大学附置の公立学校の実務期間
 - ⑤ ①～④以外の実務期間等 勤務先の代表、学生は学長等の公に証するに足りる者（私印不可）

- (2) 前(1)の証明者から証明書を得られない場合は、実務に関する証明書を得られない理由書をもって替えることができる。ただし、実務内容及びその期間について確認できる書類を添付すること。
- (3) 勤務校等は、特別支援学校の実務期間については学校名及び教授を担当していた学部を、学校給食栄養管理者その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員（以下「学校給食栄養管理者等」という。）の実務期間については在籍していた学校名を記入すること。
- (4) 担任教科等は、中学校又は高等学校の実務期間については教授を担当した教科を、特別支援学校の実務期間については教授を担当した主たる特別支援教育領域及び教科（中学部又は高等部のみ）を、特別非常勤講師の実務期間については教授を担当した教科及び括弧書きにより事項の内容を記入すること。
- (5) 期間は、起算日に対応する日の前日までをもって1年又は1月と記入すること。
- (6) 勤務しなかった期間は、休職、育児休業、介護休業及び90日以上傷病休暇の期間とし、日単位で記入すること。
- (7) 勤務成績概評は、教育職員又は学校給食栄養管理者等は「当該期間を良好な成績で勤務した」か否かについて、実地経験者は「〇〇の実地経験を有し、技術優秀である」か否かについて明記されたものを提出すること。

9 人物に関する証明書

- (1) 証明者は、次に掲げるとおりとする。

なお、臨時免許状の申請のときは、申請者を採用予定校の教職員とみなすものとする。

- ① 市 町 立 学 校 の 教 職 員 市町教育委員会
- ② 県 立 学 校 の 教 職 員 県立学校長(県外の都道府県立学校は都道府県教育委員会)
- ③ 私 立 学 校 の 教 職 員 学校を設置する法人の理事長
- ④ 大学附置の国立学校又は 大学学長(要学校長内申)
大学附置の公立学校の教職員
- ⑤ ① ～ ④ 以 外 の 者 勤務先の代表、学生は学長等の公に証するに足りる者
(私印不可)

- (2) 前(1)の証明者から証明を得られない場合は、人物に関する証明書を得られない理由書及び勤務予定先の代表、出身学校の長又は従前の所属長を証明者とする人物に関する証明書の提出で替えることができるものとする。
- (3) 提出する日より3月以内に発行されたものを提出すること。
- (4) 適格性は、「教育職員としての適格性を有する」か否かについて明記されたものを提出すること。

10 身体に関する証明書

- (1) 証明者は医師とする。
- (2) 提出する日より3月以内に発行されたものを提出すること。

11 教員免許状を所持することを証明する書類

- (1) 有することを必要とする教員免許状があるとき、一種（二種）免許状を有し専修（一種）免許状を申請するとき、単位を流用するとき（免許状を有していない場合を除く。）又は学校給食栄養管理者等（栄養教諭を除く。）の検定による栄養教諭免許状の申請で免許状を有しているときは、教員免許状を所持することを証明する書類を提出すること。（詳細はP99下部の表を参照）
- (2) 有効期間の満了により臨時免許状の更新をするときは、当該臨時免許状の写し又は授与証明書を提出すること。
- (3) 教員免許状等の写しを提出する場合は、原本を両面複写したものの余白に「原本に相違ない」旨の証明を付すこと。
- なお、証明者は、教職員は学校長、教育機関の職員は所属長、学生は学長・学部長等とし、これらの証明を受けることができない者は授与証明書（原本）を提出すること。
- (4) 教員免許状原本の提示により、教員免許状を所持することを証明する書類の提出に替えることができるものとする。

12 資格等を証明する書類

- (1) 有することを必要とする免許及び資格があるときは、当該免許に係る免許証又は登録証原本を提示すること。

ただし、原本を両面複写したものの余白に、学校に在職する者は学校長、学生は学長等による「原本に相違ない」旨の証明を付した当該免許に係る免許証又は登録証の写しを、資格等を証明する書類として提出することができるものとする。

- (2) 教員資格認定試験合格による申請のときは、教員資格認定試験合格証明書を提出すること。
- (3) 特別免許状の申請のときは、免許法第5条第4項第1号の規定に該当することを確認できる、公的資格、各種競技・展覧会受賞等を証明する書類、経歴調書等を提示又は提出すること。
- (4) (1)～(3)以外のときは、資格証等原本を提示すること。

13 特別支援教育領域の追加の定めを受ける特別支援学校教員免許状

特別支援教育領域の追加の定めを受けようとするときは、特別支援学校教員免許状を提出すること。

14 学業成績証明書

卒業証明書と同じ課程のものを提出すること。

15 理由書

- (1) 理由は、「普通免許状を有する者を採用できなかった」旨を記入すること。
- (2) その他の必要事項は、採用予定年月日を記入すること。

16 推薦書

- (1) 任命又は雇用しようとする者は、次の①から⑥に掲げる全ての事項を記載すること。

- ① 申請者が免許法第5条第4項第2号に該当すると認められる理由
- ② 申請者を任命又は雇用しようとする期間（原則として、おおむね10年以上の継続した期間にわたるものに限る。）
- ③ 申請者を配置することにより実現しようとする教育内容
- ④ 申請者に対して特別免許状を授与する必要性
- ⑤ 申請者を任命又は雇用した後、勤務校において行う研修の実施計画
- ⑥ 申請者が担当する教科に関する学習指導要領等の共通理解のための体制

- (2) 前記(1)の任命又は雇用しようとする者が配置を予定している学校以外の日本の学校における学校活動実績がある場合には、前記①の事項について当該校の設置法人の役員や校長等管理職による推薦書も提出すること。

17 免許状更新講習（修了）（履修）証明書

普通免許状の授与を受けるため、必要な所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過している場合は、免許状更新講習の課程を修了したことの証明書（免許状更新講習（修了）（履修）証明書）を提出すること。

18 その他

- (1) 戸籍等に関する事項

提出する申請書類に記載された氏名又は本籍と、現在の氏名又は本籍が異なるときは、戸籍抄本を提出すること。

なお、外国籍の者は、原本証明を付した在留カードの写し、特例永住者証明書の写し、外国人登録証明書の写しのいずれか又は住民票の原本を提出すること。

- (2) 返信用封筒

発行された免許状の郵送を希望する場合は、住所及び宛名を明記し、簡易書留の料金を加算した郵送料金分の切手を貼付した角形2号以上の封筒を提出すること。

- (3) 提出書類の返却

提出書類は、提示された免許状原本及び資格証等の原本を除き、一切返却しないものとする。

（提出書類の経由）

第4 申請にあたり必要となる提出書類の経由は、次のとおりとする。

1 普通免許状の授与申請、免許状の書換・再交付及び授与証明申請

(1) 本県の市町立学校教職員

申請者→学校長→市町教育委員会→教育事務所→県教育委員会

(2) 本県の国立・県立・私立学校教職員

申請者→学校長→県教育委員会

(3) 全ての者（前記(1)～(2)で希望する者を含む。）

申請者→県教育委員会

2 臨時免許状及び特別免許状の授与申請、学力に関する証明書（栃木県教育委員会免許法認定講習）の再交付申請

(1) 本県の市町立学校教職員

申請者→学校長→市町教育委員会→教育事務所→県教育委員会

(2) 本県の国立・県立・私立学校教職員

申請者→学校長→県教育委員会

(3) 前記(1)～(2)以外の者（学力に関する証明書の再交付に限る。）

申請者→学校長→県教育委員会

（標準処理期間）

第5 標準処理期間は、次に掲げるとおりとする。

なお、この期間は提出書類が全て整った後、審査等に要する期間である。また、市町教育委員会及び教育事務所を経由する場合、さらに20日程度の期間を要する。

1 普通免許状の授与・交付	60日
2 特別免許状の授与	90日
3 臨時免許状の授与・交付	60日
4 免許状の書換・免許状の再交付	30日
5 免許外教科教授担任の許可	90日
6 授与証明書の発行	7日

（年間事務処理計画）

第6 年間事務処理計画は、おおむね次に掲げるとおりとする。

なお、授与日の指定には一切応じないものとする。

- 1 各月（2月及び3月を除く。）15日までに受理した普通免許状又は臨時免許状の申請（免許法第18条によるものを除く。）は、当月末日までに事務処理を行うものとする。
- 2 免許状の書換・再交付の申請は、各月（2月及び3月を除く。）15日及び末日の2回事務処理を行うものとする。
- 3 2月及び3月における普通免許状、臨時免許状又は免許状の書換・再交付の申請は、県内大学等の卒業に伴う一括申請の事務に対応するため、不定期に事務処理を行うものとする。
- 4 免許法第18条（外国において授与された免許状を有する者等の特例）による普通免許状又は臨時免許状の申請は、教育職員検定に相当の期間を要するため、事前に連絡すること。
- 5 特別免許状の申請は、教育職員検定に相当の期間を要するため、事前に連絡すること。

附則 この要領は平成21年3月25日から施行する。

附則 この要領は平成26年11月8日から施行する。

附則 この要領は平成28年1月28日から適用する。

附則 この要領は平成31年4月1日から適用する。

附則 この要領は令和4年4月1日から適用する。

附則 この要領は令和5年10月1日から適用する。

附則 この要領は令和7年4月1日から適用する。

申請手数料について

- 1 手数料は、申請する免許状ごとに栃木県収入証紙をそれぞれの申請書に貼付する。
なお、収入証紙に代わる手数料納付方法として以下の方法でも収納が可能。

・義務教育課に来課しPOSレジで収納

→この際下記※₁～※₃のとおりでない場合、POSレジによる収納は受付られないため、留意すること。

※₁電子決済のみ。

※₂申請書は返却不可のため事前に不備がないよう記入を徹底すること。

※₃希望者は義務教育課免許担当宛て事前にPOSレジ収納を希望する旨、連絡し、担当から指示を受けた場合のみ対応可能。

- 2 各申請に係る手数料は次のとおりとする。

なお、手数料は改訂が行われることがあるため、申請時に金額を確認すること。

(1) 普通免許状授与手数料	1件につき	3,300円	} 根拠法令 栃木県手数料条例
(2) 特別免許状授与手数料	1件につき	3,300円	
(3) 臨時免許状授与手数料	1件につき	1,700円	
(4) 教育職員検定手数料	1件につき	1,700円	
(5) 旧令による交付手数料	1件につき	1,100円	
(6) 書換手数料	1枚につき	870円	
(7) 再交付手数料	1枚につき	1,100円	
(8) 授与証明書手数料	1枚につき	420円	

※(1)および(3)には、特別支援学校教諭免許状への新教育領域の追加の定めを含む。

交付する免許状及び証明書1枚につき1件の申請とする。

特別支援学校教諭免許状の申請は、領域数にかかわらず1件とする。

第2章 保育士資格保有者への幼稚園教諭免許状の特例に係る申請要領

(平成26年11月17日制定)

(趣旨)

第1 この要領は、栃木県教育職員免許状に関する規則第37条の規定に基づき、保育士に対する幼稚園教諭の普通免許状の期限付き特例における申請について、必要な事項を定めるものとする。

(提出書類の一覧)

第2 免許状の申請に必要な書類は、次に定めるところによる。

- 1 教育職員免許状申請添付票
- 2 免許状授与申請書(別記様式第1号)
- 3 免許状検定申請書(別記様式第5号)
- 4 学力に関する証明書
- 5 宣誓書(別記様式第2号)
- 6 履歴書(別記様式第3号)
- 7 実務に関する証明書
- 8 人物に関する証明書
- 9 身体に関する証明書
- 10 資格を証明する書類

(提出書類の内容)

第3 提出書類の内容については、次に掲げるとおりとする。

1 免許状授与申請書

- (1) 日付は、提出する日を記入すること。
- (2) 本籍は、都道府県(外国籍の者は国籍)を記入すること。
- (3) 氏名は、戸籍に記載されている文字を楷書体で記入すること。
- (4) 授与手数料として、栃木県収入証紙を購入する場合、過不足なく様式の所定の欄に貼付し、消印はしないこと。

授与手数料として、POSレジで支払を行う場合、様式の所定の欄にレシートを貼付し、即日提出すること。

2 免許状検定申請書

- (1) 日付は、提出する日を記入すること。
- (2) 本籍は、都道府県(外国籍の者は国籍)を記入すること。
- (3) 氏名は、戸籍に記載されている文字を楷書体で記入すること。
- (4) 検定手数料として、栃木県収入証紙を購入する場合、過不足なく様式の所定の欄に貼付し、消印はしないこと。

授与手数料として、POSレジで支払を行う場合、様式の所定の欄にレシートを貼付し、即日提出すること。

3 学力に関する証明書は、免許状申請用に発行されたものとする。

4 宣誓書

- (1) 日付は、提出する日を記入すること。
- (2) 免許法第5条第1項第3号から第6号までの各号(欠格条項)に該当しないことを確認の上、本人が署名すること。

5 履歴書

- (1) 日付は、提出する日を記入すること。
- (2) 本籍は、都道府県(外国籍の者は国籍)を記入すること。
- (3) 身上事項は、戸籍上の氏名又は本籍に異動があったときに、その内容を記入すること。なお、提出書類のうち、現在の氏名又は本籍と異なる氏名又は本籍が記載されているものがあるときは、戸籍抄本を提出すること。

- (4) 教員免許、資格等は、申請のときに有している教員免許（有効期間内の臨時免許状を含む。）、保育士資格、保健師免許、看護師免許、管理栄養士免許、栄養士免許等について記入すること。

特に保育士資格は、本申請に必要な資格であるため必ず記入すること。

- (5) 学歴は、高等学校以降の入学、編入学、卒業、修了、退学、科目等履修登録等の期間について記入すること。

- (6) 職歴は、就業していた場合に記入すること。特に教職歴は、臨時的任用を含む全て（給与発令を除く。）を記入すること。

6 実務に関する証明書

- (1) 証明者は、次に掲げるとおりとする。

- ① 国立又は公立幼稚園の実務期間 所 轄 庁
- ② 私立幼稚園の実務期間 学校法人の理事長
- ③ 認定こども園及び保育所等の実務期間 当該施設の設置者

- (2) 前(1)の証明者から証明書を得られない場合は、実務に関する証明書を得られない理由書をもって替えることができる。ただし、実務内容及びその期間について確認できる書類を添付すること。

- (3) 期間は、起算日に対応する日の前日までをもって1年又は1月と記入すること。

- (4) 勤務しなかった期間は、休職、育児休業、介護休業及び90日以上傷病休暇の期間とし、日単位で記入すること。

- (5) 勤務成績概評は、「当該期間を良好な成績で勤務した」か否かについて明記されたものを提出すること。

7 人物に関する証明書

- (1) 証明者は、次に掲げるとおりとする。

- ① 国立又は公立幼稚園の教職員 所 轄 庁
- ② 私立幼稚園の教職員 学校法人の理事長
- ③ 認定こども園及び保育所等の職員 当該施設の設置者

- (2) 前(1)の証明者から証明を得られない場合は、人物に関する証明書を得られない理由書及び勤務予定先の代表、出身学校の長または従前の所属長を証明者とする人物に関する証明書の提出で替えることができるものとする。

- (3) 提出する日より3月以内に発行されたものを提出すること。

- (4) 適格性は、「教育職員としての適格性を有する」か否かについて明記されたものを提出すること。

8 身体に関する証明書

- (1) 証明者は医師とする。

- (2) 提出する日より3月以内に発行されたものを提出すること。

9 資格等を証明する書類

- (1) 資格を証明する書類としては、保育士証の写し及び学校教育法第1条に規定する大学（大学院、専攻科及び別科を除く。）、短期大学（専攻科を除く。）、高等専門学校、高等学校（専攻科を除く。）若しくは中等教育学校の卒業証明書又は高等専門学校3年次の修了証明書を提出すること。

- (2) 保育士証の写しは、原本を両面複写したものの余白に、設置者等による「原本に相違ない」旨の証明を付すこと。

- (3) 保育士証原本の提示により、保育士証の写しの提出に替えることができるものとする。

- (4) 一種免許状を申請するものが、4年制大学卒業以外の方法で学士の学位を取得した場合は、大学改革支援・学位授与機構が発行した学位授与証明書を提出すること。

（その他）

第4 この要領に定めるもののほか、保育士資格保有者への幼稚園教諭免許状の特例に係る申請に関して必要な事項は、栃木県教育職員免許状申請要領に定めるところによる。

附則

平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附則

令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附則

令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

照会及び受付先

教育職員免許状についての問い合わせは、県教育委員会義務教育課へ。

県教育委員会事務局義務教育課への申請等の受付時間は、次のとおりとする。なお、問い合わせは原則メールで受け付けており、取得単位や基礎資格に係る事項について、電話・対面などの文字で記録が残らない形の照会については対応することができない。必ずメールもしくは郵送（切手を貼付した返信用封筒を同封）にて問い合わせすること。

※なお、順番に対応するため、回答には時間を要する場合がある。

期限に余裕を持って問い合わせをすること。

電話受付時間 開庁日の午前 8 時 45 分～午前 11 時 30 分
開庁日の午後 1 時 15 分～午後 5 時 00 分

《教員免許担当》

〒320-8501

栃木県宇都宮市埴田 1-1-20

栃木県教育委員会事務局義務教育課総務担当

M a i l kyouinmenkyo@pref.tochigi.lg.jp

(TEL 028-623-3391
FAX 028-623-3399)

第3章 栃木県教育職員免許状の授与申請における提出書類の省略に係る要領

(趣旨)

第1 この要領は、栃木県教育職員免許状に関する規則第13条の2に基づき、同条に規定する効力を失った普通免許状（以下「有効期間の満了などにより失効した免許状」という。）を有していた者が同条に規定する免許状の授与の申出（以下「失効した免許状の再授与申請」という。）を行う場合に提出すべき書類について定める。

(提出書類の一覧)

第2 有効期間の満了などにより失効した免許状の再授与申請に必要となる書類は、次の表に定めるところによる。

なお、申請に当たっては、あわせて教育職員免許状申請添付票を提出するものとする。

申請項目 提出書類 (△は、必要のある場合に提出)	① 大学・保健師免許 状の申請	② 教員資格認定試験 合格による申請	③ 検定による上級免 許状・特別支援学 校二種免許状・隣 接校種免許状の申 請□□ 支援領域を追加す る申請を含む□□	④ 検定による他教科 免許状の申請	⑤ 検定による実習教 諭免許状の申請	⑥ 学校給食栄養管理 者等□□ の検定による栄養 教諭免許状の申 請	⑦ 施行法に基づく申 請□ 格を有する者□	⑧ 教育職員免許法附 則第十八項に基づ く 検定による幼稚園 教諭免許状の申請
1 免許状授与申請書（別記様式第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○
2 免許状検定申請書（別記様式第5号）			○	○	○	○	○	○
3 有効期間の満了などにより失効した免許状	○	○	○	○	○	○	○	○
4 基礎資格等証明書	△					○	○	○
5 学力に関する証明書			○	○	○	○		○
6 宣誓書（別記様式第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○
7 履歴書（別記様式第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○
8 人物に関する証明書			○	○	○	○	○	○
9 身体に関する証明書			○	○	○	○	○	○
10 有することを必要とする免許状を所持することを証明する書類※1			○	○				

※1 次のうちいずれかの書類

・教員免許状の写し	・修了確認期限延期証明書の写し
・授与証明書（原本）	・有効期間更新証明書の写し
・更新講習修了確認証明書の写し	・有効期間延長証明書の写し
・更新講習免除証明書の写し	

留意事項

・失効した免許状の再授与申請を同時に複数行う場合は、上記6から9までの提出書類について、一つの申請に添付されているものは、同時に行う他の申請においては添付を省略できる。

・有効期間の満了などにより失効した免許状が、臨時免許状を所持することを要件の一つとして授与されたものであった場合は、当該臨時免許状と同種の臨時免許状を現に所持していない者は、失効した免許状の再授与申請は行えない。

(提出書類の内容)

第3 提出書類の内容については、次に掲げるとおりとする。

1 免許状授与申請書

- (1) 日付は、提出する日を記入すること。
- (2) 本籍は、都道府県（外国籍の者は国籍）を記入すること。
- (3) 氏名は、戸籍に記載されている文字を楷書体で記入すること。
- (4) 授与手数料として、栃木県収入証紙を購入する場合、過不足なく様式の所定の欄に貼付し、消印はしないこと。

授与手数料として、POSレジで支払を行う場合、様式の所定の欄にレシートを貼付し、即日提出すること。

2 免許状検定申請書

- (1) 日付は、提出する日を記入すること。
- (2) 本籍は、都道府県（外国籍の者は国籍）を記入すること。
- (3) 氏名は、戸籍に記載されている文字を楷書体で記入すること。
- (4) 検定手数料として、栃木県収入証紙を購入する場合、過不足なく様式の所定の欄に貼付し、消印はしないこと。

授与手数料として、POSレジで支払を行う場合、様式の所定の欄にレシートを貼付し、即日提出すること。

3 有効期間の満了などにより失効した免許状

- (1) 有効期間の満了などにより失効した免許状の写しを提出する場合は、原本を両面複写したものの余白に「原本に相違ない」旨の証明を付すこと。

なお、証明者は、教職員は学校長または園長、教育機関の職員は所属長、学生は学長・学部長等とし、これらの証明を受けることができない者は有効期間の満了などにより失効した免許状の授与証明書（原本）を提出すること。

- (2) 有効期間の満了などにより失効した免許状原本の提示により、有効期間の満了などにより失効した免許状の写しの提出に替えることができる。

4 基礎資格等証明書

- (1) 有効期間の満了などにより失効した免許状が保育士の登録、又は、保健師免許、看護師免許、管理栄養士免許、栄養士免許、第一級陸上無線技術士の資格、第一級無線技術士の資格等を基礎資格として定めているときは、当該基礎資格を有することを証する書類を提出すること。
- (2) (1)の基礎資格を有することを証する書類の写しを提出する場合は、原本を両面複写したものの余白に「原本に相違ない」旨の証明を付すこと。

なお、証明者は、教職員は学校長または園長、教育機関の職員は所属長、学生は学長・学部長等とする。

- (3) 基礎資格を有することを証する書類の原本の提示により、基礎資格を有することを証する書類の写しの提出に替えることができる。

5 学力に関する証明書

- (1) 免許状申請用に発行されたものとする。
- (2) 学力に関する証明書は原本を提出すること。

6 宣誓書

- (1) 日付は、提出する日を記入すること。
- (2) 免許法第5条第1項第3号から第6号まで（欠格条項）のいずれにも該当しないことを確認の上、本人が署名すること。
- (3) 現に主幹教諭、指導教諭及び教諭の職にある者は、宣誓書の提出を省略できるものとする。

7 履歴書

- (1) 日付は、提出する日を記入すること。
- (2) 本籍は、都道府県（外国籍の者は国籍）を記入すること。
- (3) 身上事項は、戸籍上の氏名又は本籍に異動があったときに、その内容を記入すること。

なお、提出書類のうち、現在の氏名又は本籍と異なる氏名又は本籍が記載されているものがある

るときは、その異動の経緯が確認できる戸籍抄本を提出すること。

- (4) 教員免許、資格等は、申請のときに有している教員免許（有効期間内の臨時免許状を含む。）、保育士証、保健師免許、看護師免許、管理栄養士免許、栄養士免許、第一級陸上無線技術士の資格、第一級無線技術士の資格等について記入すること。

特に基礎資格を必要とする申請の場合は、基礎資格に定められている各種免許や資格について必ず記入すること。

- (5) 学歴は、高等学校以降の入学、編入学、卒業、修了、退学、科目等履修登録等の期間について記入すること。

- (6) 職歴は、就業していた場合に記入すること。

特に教職歴は、臨時的任用を含む全て（給与発令を除く。）を記入すること。

8 人物に関する証明書

- (1) 証明者は、次に掲げるとおりとする。

- ① 市 町 立 学 校 の 教 職 員 市町教育委員会(市町教育委員会教育長は不可)
- ② 県 立 学 校 の 教 職 員 県立学校長(県外の都道府県立学校は都道府県教育委員会)
- ③ 私 立 学 校 の 教 職 員 学校を設置する法人の理事長
- ④ 大学附置の国立学校又は 大学学長（要学校長内申）
大学附置の公立学校の教職員
- ⑤ ① ～ ④ 以 外 の 者 勤務先の代表、学生は学長等の公に証するに足りる者
(私印不可)

- (2) (1)の証明者から証明を得られない場合は、人物に関する証明書を得不られる理由書及び勤務予定先の代表、出身学校の長又は従前の所属長を証明者とする人物に関する証明書の提出で替えることができる。

- (3) 提出する日より3月以内に発行されたものを提出すること。

- (4) 適格性は、「教育職員としての適格性を有する」か否かについて明記されたものを提出すること。

9 身体に関する証明書

- (1) 証明者は医師とする。

- (2) 提出する日より3月以内に発行されたものを提出すること。

10 有することを必要とする免許状を所持することを証明する書類

- (1) 有効期間の満了などにより失効した免許状が、検定による上級免許状・特別支援学校教諭二種免許状・隣接校種免許状の申請及び検定による他教科免許状の申請の手続により授与されたものである場合は、有することを必要とする免許状（以下「基礎免許状」という。）が再授与申請時点において有効であることを確認できる下記の書類のいずれかを提出すること。

- ①教員免許状の写し
- ②授与証明書（原本）
- ③更新講習修了確認証明書の写し
- ④更新講習免除証明書の写し
- ⑤修了確認期限延期証明書の写し
- ⑥有効期間更新証明書の写し
- ⑦有効期間延長証明書の写し

- (2) 基礎免許状等の写しを提出する場合は、原本を両面複写したものの余白に「原本に相違ない」旨の証明を付すこと。

なお、証明者は、教職員は学校長または園長、教育機関の職員は所属長、学生は学長・学部長等とし、これらの証明を受けることができない者は基礎免許状（原本）または基礎免許状の授与証明書（原本）を提出すること。

- (3) 基礎免許状の原本の提示により、基礎免許状を所持することを証明する書類の提出に替えることができる。

- (4) 失効した免許状の再授与申請を行う場合に、当該免許の基礎免許状の再授与申請を同時に行うときは、基礎免許状を所持することを証明する書類の提出は必要ない。

11 その他

(1) 戸籍等に関する事項

有効期間が満了した免許状に記載された氏名又は本籍が、現在の氏名又は本籍と異なるときは、その異動の経緯が確認できる戸籍抄本を提出すること。なお、外国籍の者は、原本証明を付した在留カードの写し、特例永住者証明書の写し、外国人登録証明書の写しのいずれか又は住民票の原本を提出すること。

(2) 返信用封筒

発行された免許状の郵送を希望する場合は、住所及び宛名を明記し、簡易書留の料金を加算した郵送料金分の切手を貼付した角形2号以上の封筒を提出すること。

(3) 提出書類の返却

提出書類は、提示された免許状原本及び資格証等の原本を除き、一切返却しないものとする。

(4) 在職年数の算定

基礎免許状を取得した後に一定の在職年数があることが授与の要件となる免許状について、失効した免許状の再授与申請を行う場合は、有効期間の満了などにより失効した免許状の授与の際に認められた在職年数が、当該再授与における在職年数としても認められる。

(提出書類の経由)

第4 申請にあたり必要となる提出書類の経由は、次のとおりとする。

(1) 本県の市町立学校教職員

申請者→学校長→市町教育委員会→教育事務所→県教育委員会

(2) 本県の国立・県立・私立学校教職員

申請者→学校長→県教育委員会

(3) 全ての者（前記(1)～(2)で希望する者を含む。）

申請者→県教育委員会

(標準処理期間)

第5 標準処理期間は、次に掲げるとおりとする。

なお、この期間は提出書類が全て整った後、審査等に要する期間である。また、市町教育委員会及び教育事務所を経由する場合、さらに20日程度の期間を要する。

普通免許状の授与 60日

(年間事務処理計画)

第6 年間事務処理計画は、おおむね次に掲げるとおりとする。

なお、授与日の指定には一切応じないものとする。

1 各月（2月及び3月を除く。）15日までに受理した普通免許状の申請（免許法第18条によるものを除く。）は、当月末日までに事務処理を行うものとする。

2 2月及び3月における普通免許状は、県内大学等の卒業に伴う一括申請の事務に対応するため、不定期に事務処理を行うものとする。

附則 この要領は令和4年7月1日から適用する。

附則 この要領は令和5年10月1日から適用する。

附則 この要領は令和7年4月1日から適用する。

申請手数料について

- 1 手数料は、申請する免許状ごとに栃木県収入証紙をそれぞれの申請書に貼付する。
なお、収入証紙に代わる手数料納付方法として以下の方法でも収納が可能。

・義務教育課に来課しPOSレジで収納

→この際下記※₁～※₃のとおりでない場合、POSレジによる収納は受付られないため、留意すること。

※₁ 電子決済のみ。

※₂ 申請書は返却不可のため事前に不備がないよう記入を徹底すること。

※₃ 希望者は義務教育課免許担当宛て事前にPOSレジ収納を希望する旨、連絡し、担当から指示を受けた場合のみ対応可能。

- 2 各申請に係る手数料は次のとおりとする。

なお、手数料は改訂が行われることがあるため、申請時に金額を確認すること。

- | | | | |
|----------------|--------|------------|-----------------|
| (1) 普通免許状授与手数料 | 1 件につき | 3, 3 0 0 円 | } 根拠法令 栃木県手数料条例 |
| (2) 教育職員検定手数料 | 1 件につき | 1, 7 0 0 円 | |
| (3) 旧令による交付手数料 | 1 件につき | 1, 1 0 0 円 | |

※(1)には、特別支援学校教諭免許状への新教育領域の追加の定めを含む。

交付する免許状1枚につき1件の申請とする。

特別支援学校教諭免許状の申請は、領域数にかかわらず1件とする。

第4章 様式集

申請書類の様式を次ページ以降に掲載しました。

主な申請についての様式は、ホームページ上で説明と合わせて最新のものを案内していますので、そちらを使用してください。

・ホームページ（令和7年4月時点）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kyouiku/kyouikugyousei/kyouimmenkyo/index.html>

（アクセス方法）

1 「栃木県公式ホームページ」

→「教育・文化」

→「教育施策・会議・教職員」

→「教員免許」

2 「栃木県庁ホームページ」

→「県政情報」

→「庁舎・組織の案内」

→「教育委員会事務局」

→「義務教育課」

→「教員免許について」

	<u>ページ</u>
「申請添付票」	115
「申請添付票（特別支援教育領域追加の定め用）」	116
「申請添付票（保育士資格所有者特例用）」	117
「申請添付票（臨時免許状申請用）」 「理由書」	別記様式第9号 118
「免許状授与申請書」	別記様式第1号 119
「免許状検定申請書」	別記様式第5号 120
「宣誓書」「履歴書」（両面）	別記様式第2号、第3号 121
「実務に関する証明書」	施行規則別記第3の2号様式 123
〃	記入例 124
「人物に関する証明書」	施行規則別記第3の1号様式 125
〃	記入例 126
「身体に関する証明書」	施行規則別記第3の3号様式 127
「書換申請添付票」「免許状書換申請書」	別記様式第11号 128
「再交付申請添付票」「免許状再交付申請書」	別記様式第12号 129
「非常勤講師教授（実習）届出書」	別記様式第13号 130
「免許状授与証明申請書」	別記様式第17号 131
「学力に関する証明書再交付申請書」	別記様式第18号 132

※ 【参考】実務に関する証明書に係る申請について（県立学校関係） 133

教育職員免許状申請添付票

No						学校（園）長經由欄 郵送 直接（返信用封筒不要）		
栃木県教育委員会		教育事務所長		市町教育委員会				
申請項目		①大学の卒業又は修了による申請・養護教諭二種免許状の申請（検定を除く）	②教員資格認定試験合格による申請	③検定による上級免許状・特別支援学校教諭二種免許状・隣接校種免許状の申請	④検定による他教科免許状の申請	⑤検定による実習教諭免許状の申請	⑥学校給食等栄養管理による栄養教諭免許状の申請	⑦施行法に基づく申請（無線技術免許等所有者・旧制学校卒業者等）
提出書類								
1 免許状授与申請書（別記様式第1号）		○	○	○	○	○	○	○
2 免許状検定申請書（別記様式第5号）				○	○	○	○	○
3 基礎資格等証明書		△必要があるとき				△必要があるとき	○	○
4 学力に関する証明書		○		○	○	○	○	
5 介護等の体験に関する証明書		△小中免許申請						
6 宣誓書（別記様式第2号）		○	○	○	○	○	○	○
7 履歴書（別記様式第3号）		○	○	○	○	○	○	○
8 実務に関する証明書		△教育実習の振替		○		○	○	○
9 人物に関する証明書				○	○	○	○	○
10 身体に関する証明書				○	○	○	○	○
11 教員免許状を所持することを証明する書類		△必要があるとき		○	○	△必要があるとき	△必要があるとき	
12 資格等を証明する書類		△栄教免等申請	○合格証明書	△栄教免等申請			○	△必要があるとき
13 免許状更新講習（修了）（履修）証明書		△必要があるとき		△必要があるとき	△必要があるとき	△必要があるとき	△必要があるとき	△必要があるとき
14 その他								学業成績証明書

○ 教員免許状の写しは、原本を両面複写したものの余白に学校長、学長等による「原本に相違ない」旨の証明を付すること。
 ○ 提出書類に記載された氏名又は本籍と、現在の氏名又は本籍が異なるときは、変更内容のわかる戸籍抄本を提出すること。
 ○ 直接県教育委員会に申請する者が、申請した免許状の郵送を希望するときは、あて名を明記し、切手530円分（申請免許状3枚以下）又は切手620円分（申請免許状6枚以下）を貼付した角形2号以上の封筒を提出すること。

＊ 太枠の中のみ記入すること

申請免許状		根拠法令	教科/養護/栄養及び教職	特支教育	66条の6
種類	教科等				
(ふりがな)		本籍	(□都□道□府□県)		
氏名		生年月日	□昭和 □平成 年 月 日生		
単位を修得した学校・機関・講習等	① ② ③	大学は「〇〇大学」、大学院は「〇〇大学大学院」、認定講習は「免許法認定講習（〇〇県教育委員会）」「免許法認定講習（〇〇大学）」、公開講座は「免許法認定公開講座（〇〇大学）」のように記入すること。			

基礎資格	卒業・修了（昭和・平成・令和 年 月 日） 短期大学士/学士/修士/大学の専攻科(大学院の課程)に1年以上在学し30単位以上修得/大学に2年以上在学し62単位以上修得				
基礎免許状	種類（教科）	授与権者	番号	授与年月日	備考
					在職 年以上
その他	保健師免許証 管理栄養士免許証 第 号 栄養士免許証 介護体験 平成・令和 年 月 日修了 旧免許状・新免許状（平成・令和 年度 所要資格取得）				

教育職員免許状申請添付票（特別支援教育領域の追加の定め申請用）

No				
栃木県教育委員会		教育事務所長	市町教育委員会	学校（園）長經由欄 郵送 直接（返信用封筒不要）
申請項目 提出書類		① 特別支援学校教諭免許状の特別支援教育 領域の追加の申請	② 検定による特別支援学校教諭免許状の 特別支援教育領域の追加の申請	
1	免許状授与申請書（別記様式第1号）	○	○	
2	免許状検定申請書（別記様式第5号）		○	
3	学力に関する証明書	○	○	
4	宣誓書（別記様式第2号）	○	○	
5	履歴書（別記様式第3号）	○	○	
6	実務に関する証明書		○	
7	人物に関する証明書		○	
8	身体に関する証明書		○	
9	領域を追加する特別支援学校職員免許状	○	○	
10	免許状更新講習（修了）（履修）証明書	△必要があるとき	△必要があるとき	
○ 提出書類に記載された氏名又は本籍と、現在の氏名又は本籍が異なるときは、戸籍抄本を提出すること。 ○ 直接県教育委員会に申請する者が、申請した免許状の郵送を希望するときは、あて名を明記し、切手530円分（申請免許状3枚以下）又は切手620円分（申請免許状6枚以下）を貼付した角形2号以上の封筒を提出すること。				

＊ 太枠の中のみ記入すること

申請免許状		根拠法令	特別支援教育	その他
種類	領域			
特別支援学校教諭	免許状			
(ふりがな)		本籍	(□都□道□府□県)	
氏名		生年月日	□昭和 □平成 年 月 日生	
単位を修得した学校・機関・講習等	① ② ③		大学は「〇〇大学」、大学院は「〇〇大学大学院」、認定講習は「免許法認定講習（〇〇県教育委員会）」「免許法認定講習（〇〇大学）」、公開講座は「免許法認定公開講座（〇〇大学）」のように記入すること。	

種類	領域	授与権者	免許番号	授与年月日	備考
特別支援学校教諭 専修・1種・2種 免許状	視・聴・知・肢・病			昭和・平成・令和 年 月 日	在職 年 以上
特別支援学校教諭 専修・1種・2種 免許状	視・聴・知・肢・病			昭和・平成・令和 年 月 日	在職 年 以上
特別支援学校教諭 専修・1種・2種 免許状	視・聴・知・肢・病			昭和・平成・令和 年 月 日	在職 年 以上

教 育 職 員 免 許 状 申 請 添 付 票

申請項目 提出書類	保育士資格保有者への特例による免許状申請
1 免許状授与申請書 (別記様式第1号)	
2 免許状検定申請書 (別記様式第5号)	
3 学力に関する証明書	
4 宣 誓 書 (別記様式第2号)	
5 履 歴 書 (別記様式第3号)	
6 実務に関する証明書	
7 人物に関する証明書	
8 身体に関する証明書	
9 資格を証明する書類	保育士証写し、学位の記載のある証明書、最終学歴の卒業証明書で該当するもの
☐ 保育士証の写しは、原本を複写したものの余白に設置者等による「原本に相違ない」旨の証明を付すこと。 ☐ 提出書類に記載された氏名又は本籍と、現在の氏名又は本籍が異なるときは、戸籍抄本を提出すること。 ☐ 申請した免許状の郵送を希望するときは、あて名を明記し、切手530円分を貼付した角形2号以上の封筒を提出すること。	

*太枠の中のみ記入すること

申 請 免 許 状 種 類		根 拠 法 令	教 科 及 び 教 職
幼稚園教諭 免許状			
(ふりがな) 氏 名		本 籍	(☐ 都 ☐ 道 ☐ 府 ☐ 県)
		生 年 月 日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日生
単 位 を 修 得 し た 学 校 ・ 機 関 ・ 講 習 等	① ② ③ 大学は「〇〇大学」、大学院は「〇〇大学大学院」、認定講習は「免許法認定講習(〇〇県教育委員会)」「免許法認定講習(〇〇大学)」、公開講座は「免許法認定公開講座(〇〇大学)」のように記入すること。		

基 礎 資 格	卒業 (昭和・平成・令和 年 月 日) 学士			
保 育 士 証	番 号	授与権者	授 与 年 月 日	備 考
				在職 年 時間以上
そ の 他	指定保育士養成施設を卒業 保育士試験に合格している 旧免許状・新免許状 (平成・令和 年度 所要資格取得)			

教 育 職 員 免 許 状 申 請 添 付 票（臨時免許状申請用）

No			
栃木県教育委員会	教 育 事 務 所 長	市 町 教 育 委 員 会	学 校（園）長 経 由 欄

〔提出書類〕 **※現職教諭等の宣誓書の提出の省略を除き、提出書類の省略又は代替は不可※**

1 免許状授与申請書（別記様式第1号） 2 免許状検定申請書（別記様式第5号） 3 卒業証明書…………… 下記注参照 4 宣誓書（別記様式第2号） 5 履歴書（別記様式第3号） 6 人物に関する証明書 7 身体に関する証明書 8 学業成績証明書…………… 下記注参照 9 理由書（別記様式第9号）	10 その他 ○臨時免許状の写し又は免許状授与証明書 継続のときは提出すること。臨時免許状の写しは、学校長による「原本に相違ない」旨の証明を付すこと。 ○特別支援学校助教諭臨時免許状 新教育領域の追加の定め申請のときは提出すること。 ○戸籍抄本 提出書類に記載された氏名又は本籍と、現在の氏名又は本籍が異なるときは、戸籍抄本を提出すること。
--	--

注…学校教育法第1条に規定する大学（大学院、専攻科及び別科を除く。）、短期大学（専攻科を除く。）、高等専門学校、高等学校（専攻科を除く。）若しくは中等教育学校の証明書を提出すること。

＊ 太枠の中のみ記入すること

申 請 免 許 状 の 種 類	教 科 等	根 拠 法 令 1	根 拠 法 令 2
助教諭臨時免許状		教育職員免許法第5条第5項	
助教諭臨時免許状		教育職員免許法第5条第5項	
助教諭臨時免許状		教育職員免許法第5条第5項	

（ふりがな） 氏 名	本 籍	（□都□道□府□県）
	生 年 月 日	□昭和 □平成 年 月 日生

最 終 学 校	学 校 名：卒業 提出書類の卒業証明書に記載の学校について、大学は学部まで、その後は学科まで記入すること。 卒業年月日：□昭和 □平成 □令和 年 月 日
---------	---

臨 時 免 許 状 に 係 る 事 項	□新 規 ・ □継 続（前免許状の有効期限 令和 年 月 日まで）
---------------------	-----------------------------------

そ の 他 の 必 要 事 項	採用予定日（当該免許状をもって担任することとなる日）	令和 年 月 日
	補職名（いずれかにチェック）	□常勤講師 ・ □非常勤講師 ・ □助教諭

別記様式第9号（第11条、第12条関係）

理 由 書

採用予定校

申請者氏名

上記の者を本校において（□常勤講師 ・ □非常勤講師 ・ □助教諭）として採用したい理由は下記のとおりです。

記

1 理由 当該普通免許状を有する者を採用することができなかったため。

2 その他の必要事項 令和 年 月 日採用予定

令和 年 月 日

学 校 名

校 長 氏 名

補職名は、主幹教諭、指導教諭及び教諭は申請上常勤講師とすること。
 継続するときの採用予定日は、申請上臨時免許状の有効期限の翌日とすること。

免 許 状 授 与 申 請 書

令和 年 月 日

栃 木 県 教 育 委 員 会 様

本 籍 (□都□道□府□県)

(ふりがな)

氏 名

□昭和 □平成 年 月 日生

1 免許状の種類

2 教 科 等

私は、上記の教育職員免許状を授与していただきたいので、別紙必要書類を添えて申請します。

栃 木 県 収 入 証 紙	
貼	付
授与手数料	
普通免許状	3, 3 0 0 円
臨時免許状	1, 7 0 0 円

栃 木 県 収 入 証 紙	
貼	付
授与手数料	
普通免許状	3, 3 0 0 円
臨時免許状	1, 7 0 0 円

栃 木 県 収 入 証 紙	
貼	付
授与手数料	
普通免許状	3, 3 0 0 円
臨時免許状	1, 7 0 0 円

免許状の種類は、「中学校教諭一種」「特別支援学校助教諭臨時」のように記入すること。
教科等は、中学校・高等学校の教員の免許状の教科又は特別支援学校教員の免許状の特別支援教育領域を記入すること。

免 許 状 検 定 申 請 書

令和 年 月 日

栃 木 県 教 育 委 員 会 様

本 籍 (□都□道□府□県)

(ふりがな)

氏 名

□昭和 □平成 年 月 日生

1 免許状の種類

2 教 科 等

私は上記の教育職員免許状授与のための教育職員検定をしていただきたいので、別紙必要書類を添えて申請します。

栃 木 県 収 入 証 紙
貼 付

教育職員検定手数料

普通免許状 1, 7 0 0 円
臨時免許状 1, 7 0 0 円

栃 木 県 収 入 証 紙
貼 付

教育職員検定手数料

普通免許状 1, 7 0 0 円
臨時免許状 1, 7 0 0 円

栃 木 県 収 入 証 紙
貼 付

教育職員検定手数料

普通免許状 1, 7 0 0 円
臨時免許状 1, 7 0 0 円

免許状の種類は、「中学校教諭一種」「特別支援学校助教諭臨時」のように記入すること。
教科等は、中学校・高等学校の教員の免許状の教科又は特別支援学校教員の免許状の特別支援教育領域を記入すること。

別記様式第2号（第7条―第14条関係）

宣 誓 書

(現職の主幹教諭、指導教諭及び教諭は提出省略可)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。

令和 年 月 日

氏 名
(本人が署名すること。)

付 記

教育職員免許法第5条第1項

第3号 拘禁刑以上の刑に処せられた者

第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

別記様式第3号（第7条―第14条、第17条関係）（表 面）

履 歴 書							
(ふりがな) 氏 名				生年月日	□昭和 □平成 年 月 日生		
本 籍 (外国人 は国籍)	(□都□道□府□県)	現 住 所	〒 TEL				
身上事項	旧氏名 旧本籍（都道府県まで） (□昭和□平成□令和 年 月 日異動)						
勤務校名	〔現に学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園に在職する者のみ記入する〕						
教員免許、 (臨時免許 状を含む) 資格等	教員免許の有無	種 類 (教科等)		番 号	授 与 年 月 日	授与権者	備 考
	□ 有 □ 無						
学 歴 (高等学校 から記入)	学 校 、 学 科 等 名				在 学 期 間		
					□昭和□平成□令和 年 月 日入学 □昭和□平成□令和 年 月 日卒業		
					□昭和□平成□令和 年 月 日入学 □昭和□平成□令和 年 月 日卒業		
					□昭和□平成□令和 年 月 日入学 □昭和□平成□令和 年 月 日卒業		
					□昭和□平成□令和 年 月 日入学 □昭和□平成□令和 年 月 日卒業		
職 歴	年 月 日 (和暦で表記)		事 項 (教職歴は辞令どおり(給与は省略)記入)				備 考
上記の事項は、事実と相違ありません。 令和 年 月 日 本人氏名 (本人が署名すること。)							

職歴の記載が表面の枠数で不足するときは、裏面に記載すること。

(裏 面)

	年 月 日 (和暦で表記)	事 項 (教職歴は辞令どおり(給与は省略)記入)	備 考	
職				
	歴			

上記の事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

本人氏名
(本人が署名すること。)

職歴の記載が表面・裏面の枠数で不足するときは、裏面をさらに複写したものに記載すること。

実務に関する証明書

氏 名
□昭和 □平成 年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを内申する。

令和 年 月 日
(内申者)

印

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

令和 年 月 日
(証明者)

印

記

1 良好な成績で勤務した期間(非常勤は栄養教諭の申請以外除くこと)

実 務 期 間	期 間				年月数	勤務校等	職名	担当教科等	備考
	□昭和□平成□令和	年	月	日から	年 月間				
	□昭和□平成□令和	年	月	日まで					
	□昭和□平成□令和	年	月	日から	年 月間				
	□昭和□平成□令和	年	月	日まで					
□昭和□平成□令和	年	月	日から	年 月間					
□昭和□平成□令和	年	月	日まで						
勤 務 し な か っ た 期 間	期 間						事 由		
	□昭和□平成□令和	年	月	日から	年 月間（ 日）				
	□昭和□平成□令和	年	月	日まで					
	□昭和□平成□令和	年	月	日から	年 月間（ 日）				
	□昭和□平成□令和	年	月	日まで					
□昭和□平成□令和	年	月	日から	年 月間（ 日）					
□昭和□平成□令和	年	月	日まで						

2 良好な成績で勤務した年月数
合計 年 月

勤務成績概評
当該期間を____な成績で勤務した。

注1) 教育職員及び学校給食栄養管理者等は「当該期間を良好な成績で勤務した」か否かについて明記を受けること。
注2) 実地経験者は「〇〇の実地経験を有し、技術優秀である」か否かについて明記を受けること。

勤務校等は、特別支援学校は学校名及び担任学部を、学校給食栄養管理者等は在籍学校名を記入すること。
担任教科等は、中学校・高等学校は担任教科を、特別支援学校は主として担任した特別支援教育領域及び中学部及び高等部は教科を、特別非常勤講師は担任教科及び括弧書きにより事項の内容を記入すること。

証明者は次のとおりとする。
① 市 町 立 学 校 の 実 務 期 間 市町教育委員会
② 県 立 学 校 の 実 務 期 間 県教育委員会（県外の都道府県立学校は都道府県教育委員会）
③ 私 立 学 校 の 実 務 期 間 私立学校法人理事長
④ 大 学 附 置 の 国 立 学 校 又 は 大学学長（要学校長内申）
大学附置の公立学校の実務期間

記入例 実務に関する証明書

氏 名 免許 一

☑昭和 ☐平成 59年 4月 2日生

上記の者は、下記のとおりであることを内申する。

令和 年 月 日
(内申者)

印

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

令和 7年 4月 1日
(証明者) ××県教育委員会

印

記

1 良好な成績で勤務した期間(非常勤は栄養教諭の申請以外除くこと)

実務期間	期 間	年月数	勤務校等	職名	担当教科等	備考
	☐昭和☑平成☐令和 31年4月1日から ☐昭和☐平成☑令和 2年3月30日まで	年11月間	××県立〇〇特別支援 学校 高等部	講師	知的障害者 保健体育	
	☐昭和☐平成☑令和 2年4月1日から ☐昭和☐平成☑令和 3年3月31日まで	1年 月間	××県立△△特別支援 学校 中学部	講師	肢体不自由者 合科統合	
	☐昭和☐平成☑令和 3年4月1日から ☐昭和☐平成☑令和 3年2月15日まで	年10月間	××県立□□特別支援 学校 高等部	教諭	病弱者 保健体育	
勤務しなかった期間	期 間		事 由			
	☐昭和☐平成☐令和 年 月 日から ☐昭和☐平成☐令和 年 月 日まで	年 月間 (日)				
	☐昭和☐平成☐令和 年 月 日から ☐昭和☐平成☐令和 年 月 日まで	年 月間 (日)				
	☐昭和☐平成☐令和 年 月 日から ☐昭和☐平成☐令和 年 月 日まで	年 月間 (日)				
	☐昭和☐平成☐令和 年 月 日から ☐昭和☐平成☐令和 年 月 日まで	年 月間 (日)				

2 良好な成績で勤務した年月数
合計 2年 10月

勤務成績概評
当該期間を 良好 な成績で勤務した。

- 注1) 教育職員及び学校給食栄養管理者等は「当該期間を良好な成績で勤務した」か否かについて明記を受けること。
注2) 実地経験者は「〇〇の実地経験を有し、技術優秀である」か否かについて明記を受けること。

勤務校等は、特別支援学校は学校名及び担任学部を、学校給食栄養管理者等は在籍学校名を記入すること。
担任教科等は、中学校・高等学校は担任教科を、特別支援学校は主として担任した特別支援教育領域及び中学部及び高等部は教科を、特別非常勤講師は担任教科及び括弧書きにより事項の内容を記入すること。

- 証明者は次のとおりとする。
- ① 市 町 立 学 校 の 実 務 期 間 市町教育委員会
 - ② 県 立 学 校 の 実 務 期 間 県教育委員会（県外の都道府県立学校は都道府県教育委員会）
 - ③ 私 立 学 校 の 実 務 期 間 私立学校法人理事長
 - ④ 大 学 附 置 の 国 立 学 校 又 は 大学学長（要学校長内申）
大学附置の公立学校の実務期間

人 物 に 関 す る 証 明 書

氏 名

□昭和 □平成 年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを内申する。

令和 年 月 日

(内申者)

印

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

令和 年 月 日

(証明者)

印

記

項 目	所 見
性 格	
指導力	
研究心	
社会性	
長 所	
短 所	
その他	

教育職員としての適格性

教育職員としての適格性を_____。

注) 「教育職員としての適格性を有する」か否かについて明記を受けること。

証明者は次のとおりとする。なお、臨時免許状の申請のときは、申請者を採用予定校の教職員とみなすものとする。

- ① 市 町 立 学 校 の 教 職 員 市町教育委員会
- ② 県 立 学 校 の 教 職 員 県立学校長（県外の都道府県立学校は都道府県教育委員会）
- ③ 私 立 学 校 の 教 職 員 私立学校法人理事長
- ④ 大 学 附 置 の 国 立 学 校 又 は 大学学長（要学校長内申）
大学附置の公立学校の教職員
- ⑤ ① ～ ④ 以 外 の 者 勤務先の代表、学生は学長等の公に証するに足りる者（私印不可）

①市町立学校の教職員 市町教育委員会

②県立学校の教職員 県立学校長（県外の都道府県立学校は都道府県教育委員会）

③私立学校の教職員 私立学校法人理事長

④大学附置の国立学校又は 大学学長（要学校長内申）
大学附置の公立学校の教職員

⑤①～④以外の者 勤務先の代表、学生は学長等の公に証するに足りる者（私印不可）

身体に関する証明書

氏 名

□昭和 □平成 年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

令和 年 月 日

(証明者)
医療機関名
所在地
医師氏名

印

記

項 目		状 況
現在の疾病	眼疾	
	呼吸器	
	その他	
身体の障害 その他身体の故障		
主な既往歴		
視 力	右	(矯正)
	裸眼 左	(矯正)
聴 力	右	
	左	
その他の所見		

医療機関は国立、公立又は私立を問わないものとする。
「呼吸器」については、X線等の検査によらず、聴診等による所見で足りるものとする。
健康診断書等による代替はできないので注意すること。

№				
栃木県教育委員会		教 育 事 務 所 長	市 町 教 育 委 員 会	学校（園）長 經由欄 郵 送 直接（返信用封筒不要）
〔提出書類〕		種 類 （教科等）	番 号	授 与 年 月 日
1 免許状書換申請書				
2 書き換えたい免許状				
3 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書				

- 128 -

教育職員免許状再交付申請添付票

No			
栃木県教育委員会	教育事務所長	市町教育委員会	学校（園）長經由欄 郵送 直接（返信用封筒不要）
〔提出書類〕	1 免許状再交付申請書	2 免許状（汚損、破損のとき）	

別記様式第12号（第15条関係）

免許状再交付申請書

令和 年 月 日

栃木県教育委員会様

本 籍 (□都□道□府□県)

現 住 所

(電話番号)

(ふりがな)

氏 名

□昭和 □平成 年 月 日生

私は、教育職員免許状を のため再交付していただきたいので、
別紙必要書類を添えて申請します。

〔紛失等の理由〕

免許状の種類	教科等	番 号	授与年月日

栃木県収入証紙
貼 付

再交付手数料
1,100円

栃木県収入証紙
貼 付

再交付手数料
1,100円

栃木県収入証紙
貼 付

再交付手数料
1,100円

番号は、『平10小2第9999号』のように記入する。
番号及び授与年月日が不明のときは、卒業及び単位を修得した大学・学部等の名称並びに卒業年月を記入した
メモ等を添付すること。

非常勤講師教授（実習）届出書

年 月 日

栃 木 県 教 育 委 員 会 様

任 命 権 者
(雇用者)

教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

任 命 （ 雇 用 ） しようとする者の 氏 名 及 び 年 齢	設 置 者 及 び 学 校 名	教 授 （ 実 習 ） を 担任しようとする 事 項 の 内 容	教 授 （ 実 習 ） を 担任しようとする 期 間	教 授 （ 実 習 ） を 担任させる理由
			年 月 日から 年 月 日まで	

任命権者（雇用者）は、市町立学校にあっては市町教育委員会、県立学校にあっては学校長、私立学校にあっては私立学校法人理事長とする。

教授（実習）を担当しようとする事項の内容は、教科等の名称及び括弧書きにより事項の内容を記入すること。

教授（実習）を担当させる理由は、「①職業、有する専門的知識、技能、資格等」「②学校教育において期待される効果等」を記入すること。

免許状授与証明申請書

令和 年 月 日

栃木県教育委員会様

本 籍 (□都□道□府□県)

現 住 所

(電話番号)

(ふりがな)

氏 名

□昭和 □平成 年 月 日生

私は、() のため必要があるので、
下記免許状の授与証明書 () 通の交付を申請します。

記

本籍地 (□都□道□府□県)

氏 名

免許状の種類	教科等	番 号	授与年月日

栃木県収入証紙
貼 付

証明手数料
420円

栃木県収入証紙
貼 付

証明手数料
420円

栃木県収入証紙
貼 付

証明手数料
420円

申請書は、免許状の種類ごとに提出すること。

例. 高一種免（地理歴史）授与証明2通と高一種免（公民）授与証明1通希望

→高一種免（地理歴史）申請書（手数料2通分）と高一種免（公民）申請書（手数料1通分）を提出

記の本籍地及び氏名は、免許状記載の本籍地及び氏名を記入すること。

免許状の種類は「中学校教諭一種」「特別支援学校助教諭臨時」のように記入すること。

番号は、『平10小2第9999号』のように記入する。

番号及び授与年月日が不明のときは、卒業及び単位を修得した大学・学部等の名称並びに卒業年月を記入したメモ等を添付すること。

学 力 に 関 す る 証 明 書 再 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

栃木県教育委員会様

本 籍 (☐都☐道☐府☐県)

現住所

勤務校

(ふりがな)

氏 名

□昭和 □平成 年 月 日生

私は、免許状の授与を受けるため必要があるので、下記学力に関する証明書の再交付を申請します。

記

証 明 書	1	2	3
番 号			
科目名及び単位数			
授 与 年 月 日			

提出方法は次のとおりとする。

- ・本県の市町立学校教職員
申請者→学校長→市町教育委員会→教育事務所→県教育委員会
- ・本県の国立・県立・私立学校教職員
申請者→学校長→県教育委員会
- ・上記以外の者
申請者→学校長→県教育委員会

(栃木県教育委員会開設の免許法認定講習学力に関する証明書の再交付用)

実務に関する証明書に係る申請について（県立学校関係）

1 申請先

栃木県立学校における実務期間について証明書の発行を希望する場合は、下記「2 申請書類等」(1)～(3)を**栃木県教育委員会事務局高校教育課人事担当宛**で郵送してください。

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20

栃木県教育委員会事務局高校教育課人事担当 TEL 028-623-3396

2 申請書類等

(1) 実務に関する証明書交付申請書

証明書の内容の確認等のため連絡を取る場合がありますので、必ず、住所、氏名、電話番号（勤務先を除く。）をご記入ください。

(2) 実務に関する証明書（下記の記入例を参照のこと。）

ア 必ず、①氏名、②生年月日、⑤実務期間、⑥勤務しなかった期間を記入の上、申請してください。

イ 非常勤での実務期間は記入しないでください。（栄養教諭免許の申請に用いる場合を除く。）

ウ 特別支援学校の勤務がある場合、実務期間の勤務校等欄に担当した部もあわせて記入してください。

エ 期間欄は、発令期間を記入してください。

オ ③、④、⑦、⑧については、記入しないでください。

(3) 返信用封筒

※宛先氏名を明記した定形封筒に110円切手を貼付したもの。

記入例

実 務 に 関 す る 証 明 書

① 氏名 栃 木 花 子

② ☒昭和 ☐平成 59年4月2日生

③上記の者は、下記のとおりであることを内申する。

令和 年 月 日

(内申者)

印

④上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

令和 年 月 日

平成19（2007）年度以降、特別支援学校については、担当教科欄に主として担任した特別支援教育領域を併記すること。

(証明者)

印

記

1 良好な成績で勤務した期間（非常勤は栄養教諭の申請以外除くこと）

⑤ 実 務 期 間	期 間	年月数	勤務校等	職名	担当教科等	備考
	☒ 昭和 ☒ 平成 ☐ 令和 31年4月 1日から ☐ 昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 2年3月30日まで	年11月間	栃木県立〇〇特別 支援学校 高等部	講師	知的障害者 合科統合	旧姓 山田
	☐ 昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 2年4月 1日から ☐ 昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 4年3月31日まで	2年 月間	栃木県立△△特別 支援学校 中学部	教諭	病弱者 国語	
	☐ 昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 4年4月 1日から ☐ 昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 4年4月30日まで	年 1月間	栃木県立××特別 支援学校 小学部	教諭	肢体不自由 者	
⑥ 勤 務 し な か っ た 期 間	期 間	事 由				
	☐ 昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 2年5月1日から ☐ 昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 3年3月4日まで 年10月間（308日）	育児休業				
	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間（ 日）					
	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間（ 日）					

2 ⑦良好な成績で勤務した年月数

合計 年 月

⑧勤務成績概評

実務に関する証明書交付申請書

令和 年 月 日

高 校 教 育 課 長 様
(人 事 担 当 扱)

住 所 _____

氏 名 _____ (旧姓: _____)

生年月日 _____

電話番号 _____

(自宅又は携帯)

教育職員免許状の申請に必要ですので、実務に関する証明書の交付を申請します。

第5章 指定大学（教員養成フラッグシップ大学）

教員養成フラッグシップ大学に指定された大学（以下「指定大学」とする）では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校免許の授与の所要資格を得るために必要な免許法別表第1の単位のうち、専修免許状及び一種免許状の取得に必要な単位数の一部について、「指定大学が加える科目」をもってあてることができます。なお、令和7年4月1日現在の指定大学は以下のとおりです。

第1節 指定大学及び連絡先（令和7年4月1日現在）

- ・東京学芸大学 学務部先端教育推進課 電話：042-329-7120
- ・福井大学 総合教職開発本部事務室 電話：0776-27-8997
- ・大阪教育大学 総務部経営戦略課 電話：072-978-3334
- ・兵庫教育大学 大学改革・広報室 電話：0795-44-2337

第2節 指定大学が加える科目の単位数について

学校種及び免許種により、あてることができる指定大学が加える科目の単位数が異なります。申請したい学校種の免許法別表第一関係の表及び注を御確認ください。

付録①

教育職員免許状事務主管課一覧（近県）

都 県 名	部 課 名	住 所	電 話 番 号 (直通)
福 島 県	義 務 教 育 課	〒960-8688 福島市杉妻町2-16	024-521-7796
茨 城 県	教 育 改 革 課	〒310-8588 水戸市笠原町978-6	029-301-5274
群 馬 県	学 校 人 事 課	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	027-226-4601
埼 玉 県	教 職 員 採 用 課	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-6674
千 葉 県	教 職 員 課	〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1	043-223-4046
東 京 都	選 考 課	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1	03-5320-6788
神 奈 川 県	教 職 員 企 画 課	〒231-8509 横浜市中区日本大通1	045-210-8140
新 潟 県	義 務 教 育 課	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1	025-280-5629
山 梨 県	義 務 教 育 課	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-223-1755
長 野 県	高 校 教 育 課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7429
静 岡 県	義 務 教 育 課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	054-221-2758

栃木県免許法認定講習の「特別支援教育に関する科目」読み替え表（平成19年5月1日付け教職号外での配布資料）

付録②

新法（科目区分）			昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		聾教育 障害児教育	盲教育 障害児教育	聾教育	盲教育 障害児教育	聾教育 精神薄弱教育	盲教育	聾教育 障害児教育学
第二欄	視覚	心理、生理及び病理	盲心理 視覚生理及び病理		盲心理 視覚生理及び病理		盲心理 視覚生理及び病理		盲心理 視覚生理及び病理
		教育課程及び指導法		点字の理論及び実際		点字の理論及び実際		点字の理論及び実際	
	聴覚	心理、生理及び病理	聴覚音声生理及び病理	聾心理	聴覚音声生理及び病理	聾心理	聴覚音声生理及び病理	聾心理	聴覚音声生理及び病理
		教育課程及び指導法		言語指導の理論及び実際		言語指導の理論及び実際		言語指導の理論及び実際	
	知・肢・病	心理、生理及び病理	障害児心理 障害児の保健	障害児心理	精神薄弱生理病理(1)・(2)	障害児の心理		障害児心理	
		教育課程及び指導法			精神薄弱心理特講		精神薄弱心理特講	障害児教育特講	障害児教育方法学

新法（科目区分）			平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		盲教育	聾教育 障害児教育学	盲教育原理 障害児教育学	聴覚障害児の教育と方法 障害児教育学		障害児教育学	障害児教育学
第二欄	視覚	心理、生理及び病理		盲心理 視覚生理及び病理		盲心理			
		教育課程及び指導法	点字の理論及び実際				視覚障害教育指導法		
	聴覚	心理、生理及び病理	聾心理	聴覚音声生理及び病理			聴覚障害の心理と生理		
		教育課程及び指導法	言語指導の理論及び実際		言語の習得と指導				
	知・肢・病	心理、生理及び病理	障害児心理		障害児心理学		障害児心理学	障害児心理学	
		教育課程及び指導法		障害児教育方法学		障害児教育方法学	障害児教育学特講	障害児教育課程論	障害児教育方法学

新法（科目区分）			平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		障害児教育学	障害児教育特講 障害児教育学	障害児教育概論 障害児教育学	障害児教育概論 障害児教育学	障害児教育学 障害児教育
第二欄	視覚	心理、生理及び病理	視覚障害心理				視覚障害児心理
		教育課程及び指導法			視覚障害指導法		重複障害児教育課程・指導論
	聴覚	心理、生理及び病理		聴覚障害心理			
		教育課程及び指導法	聴覚障害指導法			聴覚障害指導法	重複障害児教育課程・指導論
	知・肢・病	心理、生理及び病理	障害児心理学		障害児心理学		障害児心理学
		教育課程及び指導法		障害児教育課程論		障害児教育方法学	重複障害児教育課程・指導論

・「知」は「知的障害者」、「肢」は「肢体不自由者」、「病」は「病弱者」の略

・新法（科目区分）の「心理、生理及び病理」は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」、「教育課程及び指導法」は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の略

・「知・肢・病」の単位については、いずれかの1つの領域取得の際に使うことができる。（単位数は1単位）

・平成18年度開設「重複障害児教育課程・指導論」は、視覚・聴覚・知・肢・病のいずれかの1つの領域取得の際の第二欄「教育課程及び指導法」として使うことができる。（単位数は1単位）

平成10年免許法改正に係る新旧読み替え表

栃木県が開設した認定講習について、下の表の⇔のとおり新法・旧法相互に読み替えることができます。

(この読み替えは栃木県が開設した認定講習のみ適用できます。他県の認定講習や大学の通信教育で修得した単位を読み替える場合は、個別に主催県、大学に問い合わせてください。)

新法(現行法)の科目・事項		旧法(S63～H9)の科目	
科目	事項	科目	
第2欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割		
	教員の職務内容 (研修、服務及び身分保障等を含む。)		
	進路選択に資する各種の機会の提供等		
第3欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	第2欄	教育の本質及び目標に関する科目
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目
第4欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)に関する科目
	各教科の指導法	第3欄	教科教育法に関する科目
	特別活動の指導法		特別活動に関する科目
	道徳の指導法		道徳教育に関する科目
	教育課程の意義及び編成の方法	(新設)	

平成29年免許法施行規則改正に係る新旧読み替え表

栃木県が開設した認定講習について、下の表の⇔のとおり新法・旧法相互に読み替えることができます。

(この読み替えは栃木県が開設した認定講習のみ適用できます。他県の認定講習や大学の通信教育で修得した単位を読み替える場合は、個別に主催県、大学に問い合わせてください。)

新法(現行法)の科目・事項		旧法(H10～H30)の科目	
科目	事項	科目	
第2欄	教科に関する専門的事項		教科に関する科目
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	第3欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
第4欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	第4欄	教育課程の意義及び編成の方法
			各教科の指導法
	特別活動の指導法		特別活動の指導法
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		道徳の指導法
	生徒指導の理論及び方法		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		生徒指導の理論及び方法
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
			進路指導の理論及び方法

令和3年免許法施行規則改正に係る新旧読み替え表

栃木県が開設した認定講習について、下の表の⇔のとおり新法・旧法相互に読み替えることができます。
(この読み替えは栃木県が開設した認定講習のみ適用できます。他県の認定講習や大学の通信教育で修得した単位を読み替える場合は、個別に主催県、大学に問い合わせてください。)

新法(現行法)の科目・事項		旧法(H10～R3)の科目	
科目	事項	科目	
第2欄 教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	第2欄	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)
第4欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	第4欄	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)



とちまるくん